

第一百八十六回

参議院農林水産委員会会議録第十四号(その一)

平成二十六年五月二十九日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

柳田 稔君

補欠選任

野田 国義君

出席者は左のとおり。

委員長

柳田 稔君

理事

野村 哲郎君

委員

野村 哲郎君

野口 邦子君
山田 小川 智子君
金子原二郎君
古賀友一郎君
中泉 松司君
馬場 成志君
堀井 巍君
舞立 昇治君
山田 修路君
郡司 彰君
野田 徳永
羽田 雄一郎君
平木 大作君
横山 信一君
儀間 光男君
山田 太郎君
西村 康稔君猪口 俊男君
小川 勝也君
紙 賀子君
金子原二郎君
古賀友一郎君
中泉 松司君
馬場 成志君
堀井 巍君
舞立 昇治君
山田 修路君
郡司 彰君
野田 徳永
羽田 雄一郎君
平木 大作君
横山 信一君
儀間 光男君
山田 太郎君
西村 康稔君農林水産省消
費・安全局長
農林水産省生
産局長
農林水産省經
營局長
農林水産省農
村振興局長
環境省自然環
境局長
星野 一昭君佐藤 一雄君
奥原 正明君
三浦 進君
星野 一昭君○委員長(野村哲郎君) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の両案を一括して議題といたします。
去る二十六日及び二十七日に行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたしました。山田俊男君。

○山田俊男君 委員派遣の御報告を申し上げます。本友義公述人からは、米の直接支払交付金が半減・廃止されるが、継続を見込んで行つた設備投資の負債がまだ残つてること、中山間地域等直接支払制度では、負担の大きな草刈り作業に対し支援を行うことが農業継続に必要であること等の意見が述べられました。

最後に、農事組合法人小松地當農俱樂部理事・美郷町副町長の樋ケ司公述人からは、中山間地域においては、農業生産に加えて、教育、人づくり、保養の場として強化充実を図る施策を行うこと、農家の交付金は、生産性向上と経営安定化に結び付くものでなければならないこと等の意見が述べられました。

これらの公述人の意見に対し、派遣委員より、ゲタ・ナラシ対策における規模要件撤廃の効果、新しい農政改革の方向性に対する評価、産地交付金において重点的に取り組んでいる作物、条件不

外務副大臣 岸 信夫君
農林水産副大臣 吉川 貴盛君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

福岡 資磨君

農林水産大臣政務官

横山 信一君

稲熊 利和君

利久君

和久君

滝谷

和久君

滝谷

和久君

利地と平地との生産費格差の現状、飼料用米販売の県外展開の可能性、中山間地域の農業を守るために取るべき施策、兼業農家の離農により地域に人が住まなくなる可能性など広範多岐にわたる質疑が行われました。

以上が概要であります。

会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はこれにより御承知願いたいと存じます。

なお、地方公聴会に先立ち、二十六日には、飯南町において、中山間地域等直接支払に係る宇山集落協定の取組について、また、出雲市において、多面的機能支払に係る窪田ふるさと会の取組について視察し、二十七日には、出雲市において、飼料用米の圃場や肥育牛への給餌を行う藤増牧場等を視察いたしました。

最後に、今回の委員派遣におきましては、公述人及び関係者の方々に多大な御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(野村哲郎君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、地方公聴会速記録につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしました。

○委員長(野村哲郎君) 両案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○舞立昇治君 自由民主党鳥取県選舉区の舞立昇治でございます。本日は質問の機会を与えていた質疑でございました。ありがとうございます。本日は質問の機会を与えていた質問させていただきます。本日は質問の機会を与えていた質問させていただきます。

今日、資料を、規制改革会議の農業改革の意見とその意見を提出するに当たつてのヒアリングの実施状況の、資料一、資料二と付けておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

まず最初に、二法案の関連について質問してい

きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、中山間の直払いの関係でございます。

この制度につきましては、現行制度のまま新たな日本型直接支払制度に組み入れられて、また、先々週でもありましたように、今年度は第三期対策の最終年度ということで第四期に向けて鋭意検討中であるということございました。そして、今年度から開始した多面的機能支払につきましては、今現場においてまさに中山間地域への活用の促進等が協議が始まっているところでございま

す。

しかし、高齢化した集落で制度を活用する場合、事業の補助金事務をこなす人材がなかなかいないというのが課題の一つであるところでございま

す。

この農地維持支払、資源向上支払の一類型、

そして直払い、そして環境保全型直接支援と、複数の違う制度に参加しようすると更に事務が煩雑になつて大変だという声がまだにあるところ

でございます。

この点、本年に入りまして、新農政のレクを農水省の担当者の方から受けた際には、新しい日本型直接支払、従来の農地・水保・金管理支払とのつながりも重視して、二重の手続にならないよう極力事務手続、事務負担は軽減しておりますという

ような説明も受けているところでありますけれども、そこで一つ質問したいと思いますが、せつか

く一つ日本型直接支払として制度がまとまりた利

点を發揮する観点からは、各制度の事務手続そし

て作成書類をばらばらではなくて一体化して、高

齢化率の高い集落でも取り組みやすいものにすべ

きと考えます。現在の手続の簡素化の状況につい

て伺いますとともに、今後、作成書類の一体化等、

更なる事務負担の軽減に向けて見直しを行なう考

えはないか、伺いたいと思います。

○政府参考人(三浦進君) 日本国型直接支払を取り組みやすい制度とする観点から、事務手続の簡素化を図ることは重要であると考えております。こ

のため、現場からの御意見、御要望等も踏まえま

して、新たに創設いたしました多面的機能支払の実施に必要な事務手続につきましては、従来、農地・水保全管理支払では二つルートがございました交付ルート、これを一本化して交付金の交付手続、書類の簡素化を図るということ、あるいは、

な日本型直接支払制度に組み入れられて、また、組織からの提出書類を簡素化するといった簡素化促進等が協議が始まっているところでございま

す。

しかし、この制度につきましては、基本

づきましては、国の農業基盤整備促進事業の対象地・水保全管理支払では二つルートがございました交付ルート、これを一本化して交付金の交付手続、書類の簡素化を図るということ、あるいは、

な日本型直接支払制度に組み入れられて、また、

組織からの提出書類を簡素化するといった簡素化促進等が協議が始まっているところでございま

す。

しかし、この簡易な整備につきましては、基本

づきましては、農地・水保全管理支払では二つルートがございました交付ルート、これを一本化して交付金の交付手続、書類の簡素化を図るということ、あるいは、

な日本型直接支払制度に組み入れられて、また、

組織からの提出書類を簡素化するといった簡素化促進等が協議が始まっているところでございま

す。

しかし、この簡易な整備につきましては、基本

づきましては、農地・水保全管理支払では二つルートがございました交付ルート、これを一本化して交付金の交付手續、書類の簡素化を図るということ、あるいは、

な日本型直接支払制度に組み入れられて、また、

組織からの提出書類を簡素化するといった簡素化促進等が協議が始まっているところでございま

す。

手となることを検討されている若い農家、そして生産法人の方々の中には、既に区画が整備されている農地につきまして駐除による区画の拡張、暗渠排水等、簡易な整備を安価に迅速に実施できれば、もうすぐにでも引き受けたい、引き受けられるというふうに考える方が多いところでございます。

この中間管理事業と連携した農業の基盤整備につきましては、國の農業基盤整備促進事業の対象地が拡充されて、整備済みの農地の簡易な整備に対しましても中間管理機構にも定額助成できる制度でございますので、その際、多面的機能支払、それから中山間直接支払、環境保全型直接支援を一

つの事業計画の下で組み合わせて実施することができるようになるということござります。その際に、活動組織等が作成する事業計画についてひ

な形を示したり、あるいは市町村による事業計画の認定に際して必要な書類につきましても現行の様式との連続性に配慮するといったことなどを検討いたしまして、事務手続の更なる簡素化に十分留意してまいりたいと考えております。

○舞立昇治君 ありがとうございます。

この点、この簡易な整備につきましては、基本

づきましては、農地・水保全管理事業でやるような場合には、農業、配分が全部終わってしまうといふに伺っているところでござります。

そこで、この簡易な整備につきましては、基本

づきましては、農地・水保全管理事業でやなくて、こういった簡易な整備でやつていくといふような説明を受けてお

りましたが、実際はその事業に着手していくための予算が今ないというような現状でございま

して、必要な予算が確保されていないことについて、ちょっとどう考へているのか、見解をお聞きした

いと、いうふうに思います。

そして、こういった中間管理事業で円滑な事業

を進めていくためにも、この事業の中に枠予算を設けるなどの必要な対応があつたんではないかと

思います。そして、いつも従前の公共事業と同じ事業執行のフレームでは迅速な対応もなかなか難しいと思います。今後、実施フレームの見直しも含めて見直しが必要になると思いますが、見解をお聞かせいただければと思います。

そこで、こういった中間管理事業で円滑な事業

を進めていくためにも、この事業の中に枠予算を設けるなどの必要な対応があつたんではないかと

思います。そして、いつも従前の公共事業と同じ

事業執行のフレームでは迅速な対応もなかなか難しいと思います。今後、実施フレームの見直しも含めて見直しが必要になると思いますが、見解をお聞かせいただければと思います。

○副大臣(吉川貴盛君) 簡易な基盤整備のこと

で御質問を頂戴いたしました。

その際、貸し手と借り手のマッチングだけでな

くて、受け手となる担い手が農地を引き受けけるに

て伺いますとともに、今後、作成書類の一体化等、

更なる事務負担の軽減に向けて見直しを行なう考

えはないか、伺いたいと思います。

○舞立昇治君 あなたがどうございました。

平成二十七年から法制化、一つの事業計画にし

ていく、ひな形を示して必要な書類につきましては連動性を持たせるようになりますといった答弁がございました。是非、地元で取り組みやすい制度に

向けて更なる改善を図つていただきますように、

よろしくお願ひいたします。

○舞立昇治君 ありがとうございます。

平成二十七年から法制化、一つの事業計画にし

ていく、ひな形を示して必要な書類につきましては連動性を持たせるようになりますといった答弁がございました。是非、地元で取り組みやすい制度に

向けて更なる改善を図つていただきますように、

よろしくお願ひいたします。

簡易な基盤整備のニーズを十分に織り込めなかつたものでもござります。

この簡易な基盤整備につきましては、農業基盤整備促進事業等と連携をして実施することといたしておりますけれども、必ずしも機構が事業実施主体となる必要もございませんで、例えば、市町村や土地改良区等が事業実施主体となりまして、機構は事業の参加資格者として参画することも実施が可能でございます。

農山漁村地域整備交付金におきましても、機構が事業実施主体となりまして簡易な基盤整備を行うことが可能であります。さらには、この当該交付金は県等の裁量で弾力的に予算を活用することができますのでありますことから、地元のニーズに沿った対応が可能と考えているところでもございます。

初年度におきまして御不自由をお掛けをする」ととなつたところでもありますけれども、御指導もいただきまして、必要な予算格化をしていくことから、それと連携をした整備〇舞立昇治君 ありがとうございます。是非、その方向で、必要な予算の獲得に向けて頑張っていただくようお願いいたします。

先ほど、必ずしも事業主体となる必要はないとか農山漁村地域整備交付金の話をされましたか、この農山漁村地域整備交付金も今全く足りないという話は地元でもよく聞くところでございまして、本当に、民主党政権で農業農村整備関係の公共事業関係の予算が激減したという中で今非常に足りないという状況を是非是非よく認識していただいて、事業執行に努めていただければと思います。

次にですが、飼料用米の関係につきましては、前回、やはり流通経費の平準化とか配合飼料工場や専用のカントリーエレベーター建設等への異次元の支援が必要じやないかと、いうふうに提案した

ところでございますが、今日はそういう異次元のものでございます。

というわけではなくて、ちょっとときめ細かい対策も、飼料用米の生産拡大への対応のためには、カントリー等での共同乾燥調製施設での効率的な集出荷体制の整備が不可欠でございます。飼料用米はくず米を含め全量を出荷する必要がございまして、選別機を通さない巡回ラインを増設することで対応できるんじやないかと合理的な提案も地元からなされているところでございます。

そこで伺います。

カントリーエレベーターなどで選別機を通さない巡回ラインの増設を行うことは、既存施設を集めることで対応できるんじやないかと合理的な提案も地元からなされています。

約する取組でないことなどから、昨年度補正の攻めの農業実践緊急対策の要件を満たさないほか、事業規模が小さいということから強い農業づくり交付金の要件も満たさないということで、なかなかか今支援対象がないといつてございますが、しかしながら、これは地元でそういうことで対応可能ということであれば低コストで非常に現実的なやり方だと思うところでございまして、是非これは支援対象に加えるべきではないかと考えておりますが、見解をお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 舞立先生の御質問にお答えします。

今先生の方から御指摘ございました攻めの農業実践緊急対策でございますが、この事業におきましては、施設の統廃合だけではなくして、例えば、従来二つの施設で行っていたお米の乾燥調製機能のうち飼料用米に係る機能のみを一つの施設に集中約して、作業の効率化を図るために専用ラインを増設するといったようなときに、複数施設の機能集約を行う場合には支援対象としているところでございます。

また、機能集約を行わずに単独の施設の機能向上を図る場合には、強い農業づくり交付金を活用することが可能でございます。その際、原則として、この強い農業づくり交付金におきましては総

事業費が五千万円以上であることを要件としているわけでございますが、事業費が少額でありましたり、費用対効果分析を実施し、都道府県知事が特に必要と認める場合には支援対象とすることが可能でございます。

いずれにいたしましても、飼料米の生産拡大に必要な集出荷体制が円滑に構築されますよう、鳥取県を始めとする都道府県関係者とよく連携を密にしまして適切な情報提供や助言を行つてまいりたいと、こんなふうに考えているところでござります。

○舞立昇治君 ありがとうございます。

知識特認で対応可能だということをお聞かせいただきました。ありがとうございます。是非、その特認の関係、そして前回から私も言っていますように、異次元の対策、飼料用米の生産を本気で増やすという取組が生きがいがあるということであれば、是非そういった今支援措置の拡充といた点も留意して取り組んでいただければと思います。

続きまして、ちょっとと話題は変わりますが、外国人技能実習生の関係について私からも一つ質問したいと思います。

先日、郡司委員からも説明があつたところでございますが、外国人技能実習制度につきまして、今、昨年の十一月から、法務大臣の私的懇談会の分科会において制度の見直しについて検討中といふことを伺っております。六月の成長戦略の改訂等に向けまして、技能実習期間の延長、そして再技能実習の認可等が議論されておりと承知しておりますけれども、改めて、この外国人技能実習制度の本来の意義、目的について説明していただきたいと思います。

○政府参考人(杵瀬正巳君) お答えいたします。

技能実習制度は、我が国で培われました技能、技術、知識の開発途上国への移転を図り、開発途上の経済発展を担う人づくりに寄与するということを目的とするものでございます。

この強い農業づくり交付金におきましては総

意義、目的はそういうことで、農業分野につきましては、今、平成二十三年度の新規で約一人万円ということで、出身国は中国からの実習生が大勢を占めているというところでございます。

この農業の成長戦略では、輸出戦略が大きな柱、その一環として、日本型農業の経営ノウハウの普及も大変重要なと考えております。この技能実習生の方は、まさにこうしたノウハウを持ち帰つていただいて、それぞれの母国の食料供給そして食の安全、安心確保対策等に貢献していただきたいと私も願つてゐるところでございます。

そして、この制度につきましては、現場の農業生産法人などからは、やはり在留期間に制限があるため、技能を習得しても継続して雇用できない、出入国を繰り返し行うことができないので農繁期等の限定雇用など柔軟な活用ができるない等々、いろんな意見があるところでございます。私の地元でも意見を聞いているところでございます。

この点、技能実習生に限らず、外国人労働者の関係につきましては慎重な意見を持つ方も多くて、ただでさえ求人が少ないのに外国人を入れるなんてとんでもないと、なかなか現場を理解していない、各職場のことを理解していない、業務を理解していないといふような、ともするとそういうふうな意見とか、外国人は日本のこと�이よく分からないといつた意見とか、外国人は日本のことのがよく分かるかないで、例えば、家の近くに住んでいたりする研修生、外国人労働者とかが届け物をしてきたときにお礼に野菜をお裾分けした際に、おばあちゃんが親切で、もううちの畠のものは何でも取つていつていからと冗談交じりに言つたらしくおそれども、翌日、畠のものがごつそりなくなつていたとか、そういうふうな外国人は何かつていいないので、例えは、家の近くに住んでいたりするか分からぬといつたような懸念をする声もあるところで、なかなか、その地域地域によって意見は様々あると思います。

しかししながら、私とりましては、外国人実習生、地域で責任持つて受け入れる体制がきちんとできている、そして、農業生産法人、担い手農家

さん等に、生産の拡大そして生産性の向上にも寄与する上で、この実習生の存在を必要としているということには柔軟に対応してもらいたいんだな」というところには柔軟に対応してもらいたいんだな」といふてお聞かせたところです。

そこで、海外からの農業実習生の受け入れにつきまして、六月の成長戦略の改訂に向けて現在見直しを検討中だと思いますが、農水省として、この制度の拡充に向けた課題をどう認識し、その課題解決に向けて今どのように取り組んでいくつもりなのか、お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(林芳正君) この技能実習制度の趣旨につきましては先ほど法務省から答弁があつたとおりであります。現在、法務大臣の私的懇談会であります出入国管理政策懇談会の中の分科会におきまして、制度の見直しに向けた検討が行われているというふうに承知をしております。

本制度ですが、やっぱり現場からは、今お話をちょっとありましたように、在留期間に制限があるでせつから技術や技能を身に付けても継続した雇用はできない、それから、出入国を繰り返して行なうことはできませんので、農繁期等の期間限定の雇用といった柔軟な活用、これができない、それから、職種、作業項目、農家、法人ごとの受け入れ人數等に制約があると、こういう雇用サイドからの指摘があります。一方で、国内外の人権団体等からの人権擁護の観点からの問題も指摘をされていっているところで、こういうふうに承知をしております。

農林水産省としても、実習生の人権に配慮しながら現場のニーズにも応えられるようにしていくことが望ましいと、こういうふうに考えておりますので、法務省等関係府省と連携しながら検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。

○舞立昇治君 ありがとうございました。入国管理制度上の問題とか様々な問題があると思いますが、少しでも制度の改善につながるよう、そういった視点で検討していただきたいと思います。

配付資料は、今日配つておりますけれども、先日、農業ワーキング、規制改革会議から農業改革の意見が出ました。これを見て本当に私は、地方から東京はよく見えるんですけれども、東京から地方は見えないんだなというふうに感じた次第でございます。

これが六月上旬にも政府に本答申を行つて、六月中に政府の成長戦略とか活力創造プランに反映されていくということで、今まさに農水省と規制改革会議の方で調整中だということでござりますが、TPPと同様、地方の現場に非常に不安感、心配掛けているところでございます。今回対応を誤れば、それこそ新農政はうまくいかなくなつて、むしろ現状より悪い事態を招くんじゃないかと私は懸念しているところでございます。

現場主義に基づく理解ある改革主義と私は思つておりますけれども、やはりこの規制改革会議での議論を見ていますと、非常に農業にはなじまない市場原理最優先主義の意見が多く見られるところで、そういうたどころはしっかりと聞いてみたいと思います。

とはいっても、今回のワーキングの意見、農業委員会の体制の強化、報酬の改善など、ごく一部、いとこも書かれているところでございます。

も、全体的には、現場の実態を丁寧に見ようとしていままで、制度いじり、組織いじりに走つていい印象が強く受けられます。やはり、地方の農業関係者にやる気とプライドを傷つけるような案に見えてしまいます。説明が下手といふことでは済まされない問題だと思います。現場重視の自民党のこれまでの議論の積み重ねを無視したような意見もあるところでございまして、その辺、いろいろと聞いていきたいと思います。

まず初めに、農業委員会等の見直しでございますが、農業委員会制度はこれまで改革してきたわけでございますが、まずはその改革の推移についてお願いいたします。

いて説明をお願いするとともに、現行制度の評価を伺いたいと思います。これまで何を改革して、何が良くなり、何がまだ課題と考えられているんでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 農業委員会の関係でござります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づまして設立をされております市町村の独立行政委員会でございます。原則として市町村ごとに一つ設置をされまして、農地法に基づく許可事務、それから農地のあつせん、農業及び農民に関する行政庁への建議等の事務を行つていているところでございます。

この制度につきましては、昭和二十六年の法律制定以降、逐次見直しを行つてきたところでございまして、平成十六年の改正におきましては、市町村の自主性を高めて地域の実情に応じた組織運営が可能となるように、農業委員会の必置面積基準の引上げですか、選舉委員の下限数の撤廃を行つたところでございます。

それから、平成二十一年の農地法の改正それから昨年の農地法の改正によりまして、從来からの農地法に基づく許可事務といった受け身の業務に加えまして、毎年一回行う地域の農地利用状況の調査、それから、その調査の結果、遊休農地であるということが分かった場合に、その農地の所有者等に対する利用の意向調査、それから農地の所有者の氏名あるいは農地を借りている方などを記載した農地台帳をきちんと作成をしてインターネットで公表すると、こういった地域の農業振興に積極的に関与する能動的な業務を法令業務として追加をしたところでございます。

このように、農業委員会の制度につきましては必要な見直しを行つてきたところでございまして、それでも、この農業委員会の活動状況を見ておりますと、地域によってかなり区々になつております。よくなつていただいているところもございませんが、なかなか評判がよろしくないところもございませんだと思います。

○舞立昇治君 ありがとうございます。舞立昇治君、ありがとうございました。舞立昇治君、ちょっとお話を伺つてください。

○委員長(野村哲郎君) 舞立昇治君、ちょっとお話を伺つてください。

○委員長(野村哲郎君) なければ、杵渕審議官は退席していただいて結構です。

○舞立昇治君 ありがとうございます。

農業委員会制度は、これまで累次、逐次見直しがきたと、いまだにやはり問題はあるというようなことで、確かに地域によつてばらつきがあるということは、あると思います。私の地元ではそんなことはないわけでございますが。あと、やはりアンケートでの遊休農地対策がなかなか不十分じゃないかと。それは、やはり体制が不十分であつたり、報酬が三万程度といったような問題とか、いろいろと問題があると思います。そういうたところをしっかりと直していかなければいけないと思います。

この点で、それからといつて一足飛びに選挙制度廃止だとか推薦制度廃止だとか、本当、全国団体、都道府県団体廃止するだとか、そういうたと議論ではないんだと思います。

アンケート調査によりますと、農業委員会の活動は総じて農業者の方から余り評価されているとは言い難い状況も見られるところでございます。

アンケートでは、よく活動しているという回答が三割、それから活動しているけれども内容に不満があるが二割、それから活動が低調あるいは見られないという評価が五割となっておりまして、この評価ができる理由といたしましては、農地の集積などの農家の働きかけが非常に形式的であるということ、あるいは遊休農地等の是正措置をきちんと講じないといったことがアンケートでは指摘をされているところでございます。

こういった点を含めまして、農業委員会が農業者、特に担い手の農業者から見てきちんと評価を受ける、地域の農業の発展を支える組織となるようにしていくことが非常に重要であるというふうに考へておるところでございます。

○委員長(野村哲郎君) 舞立昇治君、ちょっとお話を伺つてください。法務大臣官房の杵渕審議官に対する質問、まだありますか。

○舞立昇治君 ないです。済みません。

○委員長(野村哲郎君) なければ、杵渕審議官は退席していただいて結構です。

○舞立昇治君 ありがとうございます。

農業委員会制度は、これまで累次、逐次見直しがきたと、いまだにやはり問題はあるというようなことで、確かに地域によつてばらつきがあるということは、あると思います。私の地元ではそんなことはないわけでございますが。あと、やはりアンケートでの遊休農地対策がなかなか不十分じゃないかと。それは、やはり体制が不十分であつたり、報酬が三万程度といったような問題とか、いろいろと問題があると思います。そういうたところをしっかりと直していかなければいけないと思います。

させていただいておりますが、その辺の議事概要を見ていても、こういつた選挙・選任方法の見直しですとか、都道府県会議、全国農業会議所の廃止、権利移動の届出制への移行、意見の公表、建議機能の法的位置付けからの除外など、専門委員の皆さんからは問題意識の表明とあつたようですが、ヒアリング先からはあの点について問題提起、要望、基本的になかつたんじゃないかと思います。これは、本当にその現場をよく見てもしない委員の方々の一方的な持論であつて、本当、最初から結論ありきだつたんじやないかと思われるところでござります。

公共団体からのヒアリングは行われなかつたものと、そのように考えております。ただ、農業委員会には、提言の中で、その職務にふさわしい報酬を支払うこと、あるいは複数の市町村による事務の共同設置といった事務局体制の強化といったようなことも含まれておりますので、今後、政府におきまして、具体的に農業委員会の見直しを進めていく中で、当然、必要に応じまして市町村部局から御意見をお聞きしなければならないと、そのように考えております。

○舞立昇治君 ありがとうございました。

位置付けそのものを変えるものではなかつたからしなかつたということをございますが、市町村が

は本当にプライドに関わるもの、公平性に関わるものでござりますので、統一選を控えている今市町村の意見も聞いていない現状、そして、市町村の多くは反対だと思いますけれども、そういふ現状では私は変えるべきではないというふうに考えております。

また、組織の三段階のネットワーク、これは区域化する農地の権利移動や農地の相続問題への影響などなど、様々な業務を行つてゐる都道府県組織、全国組織、これは非常に重要なと思います。で、農業委員会の自主性、主体性を強化する観点から、この一言でばつさりと切つて捨てるような頗るいのものじやございません。現場からの要請

成員要件の三要件の見直しの推移について説明をお願いしますとともに、現行制度の評価、何が良くなり、何がまだ課題と考えているのか、これについてもお聞かせください。

○政府参考人(奥原正明君) 農業生産法人の関係でございます。

農業生産法人は、農地を所有できる法人の要件を定めたものでございます。これにつきましては、企業による農地の所有をどう考えるかということですさいまして、参入した企業が農業から撤退した場合に、その企業の所有する農地が耕作放棄地あるいは廃置場になってしまふのではないかと、こういった農業、農村の現況の懸念がございまして、

市だとかそして養父市だとか、いろいろと農業委員会の関係につきましたが、許認可業務につきましては農業委員会から市町村に移すといったような要望の下でそういうことをやられるというような話を聞いておりますが、今回、この規制改革会議の意見にあるような内容につきましてはほとんどそういうといったような提案はないわけでございまして、このヒアリング団体、見ると、基本的に農省とか農業関係団体とかは入っておりますけれども、そもそもこの農業委員会は地方団体に設置されてる独立行政委員会でございまして、地方団体からのヒアリングが全くない、これは問題じゃないかと思います。

さらに、今回、この意見に基づく見直しをすれば、地方団体からの責任や負担も増えていくといふことが予想されるわけでございますが、なぜこの地方団体からのヒアリングをしなかつたのか、まずはそれを聞きたいと思います。

の業務に少なからず多大な影響を与えるものでございまして、これは私はやるべきじやなかつたかないと今後調整していくこととございますが、その辺はよくよく市町村、地方団体の意見を聞きたいだけれどと思ひます。

今年は、三年に一度の農業委員会の統一選挙の年でございます。女性や認定農業者などの担い手を農業委員会に登用しようとする積極的な取組も広がっているところでござります。農業委員会の方が農家の代表として地域の農地の保護、有効利用のために一生懸命頑張つておられる姿を見てきた私といたしましては、是非、事務局の体制の強化や報酬の引上げは実現していただきたい。そして、なかなか遊休農地対策まで手が回っていない、大変だというようなことはその辺の問題にもつながつていくことと思いますので、その辺の体制の強化は是非やつていただきたいと思います。

そして、市町村長による任命制の話が出ておりますけれども、これは国家戦略特区にも挙げられておりませんし、農振地域での農地の除外申請を

ない、薄っぺらの理屈しかないものに農水省が、本当に対応するとは思えませんが、あえてお話ししませんが、ゆめゆめ改悪しないようにお願いしたいと思います。

そして、本当に現場の生の意見を農政の現場に伝えて反映する建議機能、これも、ワーキングの金丸座長は記者会見のとき、これは余計な仕事だからと。本当にこれは現場は怒っていますよ。理由も全く説明されていない状況の中で、これも非配慮をお願いいたします。

この農業委員会の見直しに当たりましては、是非、今回、中間管理機構ができて農地の流動化を進めしていくということを取り組んでいくべきでございますので、是非そつした観点で、県市町村、この地方団体と現場を知っている農業委員会、そして農協とうまく連携、調整できる視点での見直しをお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、生産法人の関係でございますが、この問題につきましても、ワーキングにおいて専門委員会でござりますが、この問題

ます。そういう意味では、農業を継続的に真剣に取り組んでいくことが担保される農業生産法人要件を満たす方、これは事業要件・構成員要件・役員要件とございますが、これを満たす法人に限って農地の権利の取得を認めてきたと、こういう制度でございます。

この制度は、昭和三十七年の農地法の改正によって設けられたものでございまして、この法人要件を満たさなければ農地を利用して農業を行うことができないというものでございました。その後、農業経営の法人化を推進するという観点から逐次改正が行われております。平成五年の改正におきましては、この法人の事業の内容につきまして、農産物の販売、加工、これが追加をされております。それから、生産法人の構成員の要件といたしまして、加工販売業者等の取引先も追加をすると、こういうことになつております。

それから、平成十二年の改正におきましては、事業要件を緩和いたしまして、農業以外の仕事も行えるということにするとともに、役員の農作業

提言における農業委員会の見直しに係る部分につきましては、農業委員会の独立行政委員会としての位置付けそのものを変えるという議論はございませんでして、当然、今の独立行政委員会を前提に委員の在り方でありますとか構成あるいは機能の見直しを提言したのであるために、地方

首長が安易に認める可能性もあるところでございまして、むしろ公平性、独立性が担保されないおそれもあると考えております。慎重に考える必要があると思います。経営の専門家など有識者として第三者が入る意義はそれなりに私も認めるところございまして、最もコアな選挙制度、これ

の方だけの意見があつて、ヒアリング先から今いろいろと挙げられておりますような問題提起等はほとんどなかつたんじゃないかと思います。されも結論ありきだつたんじやないかと思われるのでございます。

の従事要件、これを緩和いたしました。従来、役員の過半が農作業に従事ということになつておりましたが、四分の一超が農作業に従事をすればいいという形に緩和をしております。

それから、平成二十一年の改正におきましては、農業者以外の構成員の一事業者当たりの議決権の

成員要件の三要件の見直しの推移について説明をお願いしますとともに、現行制度の評価、何が良くなり、何がまだ課題と考えているのか、これについてもお聞かせください。

制限、これまでには十分の一以下というのがございましたけれども、これを廃止するという改正をしていくところでございます。

さらに、昨年の臨時国会におきましては、国家戦略特区の関係でござりますけれども、農業生産法人の六次産業化、これを図る観点から、役員の農作業の従事要件については更に緩和いたしまして、この特区におきましては農作業を従事する役員が一人いればいいという形になつてているところでございます。

このように、農業生産法人の制度につきましては、生産現場のニーズを踏まえまして、地域農業の発展を図る観点から逐次見直しを行つてきておるところでござります。この要件につきましては、法人の六次産業化あるいは農業の成長産業化に資するというものにつきましてはきちんと検討を行つていく必要があるものと考えておりますが、一方で、企業の農地所有に直結をする、産廃置場になるのではないかといった現場の懸念があるのであります。このにつきましては慎重に検討していく必要があります。○舞立昇治君 ありがとうございました。

本当にまともな、まともなというか、すばらしい答弁だと思います。是非そのような方向で、今 日はちょっと時間がかなり超過しそうなので、次の福岡政務官のは飛ばしたいと思いますけれども。

本当にまともな、まともなというか、すばらしい答弁だと思います。是非そのような方向で、今日はちょっと時間がかなり超過しそうなので、次の福岡政務官のは飛ばしたいと思いますけれども。

本当に、この生産法人の関係につきまして、自民党の方でもさくや議論を積み重ねてきた問題でございまして、先ほども御指摘があつたように、利益につながらなければすぐに撤退する、産廃の仮面をかぶっている企業が入ってくるかもしれない、様々ないろんな問題点の下に、しつかりと所有から利用へという理念の下で、リースであればもう五十年誰でも参入できるといったような改革案、常にもう抜本的な改革案、実行しているわけでございまして、そこは慎重に議論して、見直しを進めていただきたいと思います。

次に、農協の関係について移りたいと思います。

ちよつと時間の関係上飛ばしますけれども、中央会の廃止というものをうたわれているところでございまして、私としては、単協への指導、助言、単協間の調整、そして農業振興のための様々な調整業務等、非常に中央会頑張っておられると思いつますけれども、なかなか一般の農家の方にはこの組織は分かりにくいというところも感じるところでございます。中央会の機能、役割、しつかりと認識していく必要があると思いますし、まずはその上で、今後、新農改の推進に当たりまして、林

らは、農協の在り方について、地域の農協が主導となり、それぞれの独自性を發揮して農業の成長産業化に全力投入できるよう、抜本的に見直していくべきないと、こういう御発言もいただいております。与党としつかりと協議をしながら、農業者の中でも担い手農業者から評価をされて、農業の成長産業化に資する改革案、これを早期に検討したいと思っております。

○舞立昇治君 ありがとうございます。

重要性があるという考え方とともに、やはり、生

長成による、この規制として措置をしたところでござります。一方で、経済事業につきましては、これは民間の事業者の方も特段規制を受けておりませんので、これと同様でございますので、数次にわたる農林水産省の農協改革の検討会等におきまして、販売力の強化ですとかあるいは資材コストの削減といった方向性を提起をして自己改革を促してきましたというところでございます。

これまでの改革によりまして、信用事業、共済事業、つづきまして現在健全な運営を確保していくことによって、農業生産の活性化が図られることが期待されるところです。

○國務大臣（林芳正君） 農協は、もう言うまでもないのですが、農業者の協同組織であります。有利販売扱い手農業者の二一ツに的確に応えて、大臣、中央会に期待することは何か、お聞かせいただければと思います。

と比べると非常に単協の数も減ってきて、それなりの見直しが必要だということもよく分かりました。しかしながら、単協が減つたということからそれをもって、全国一律、この中央会を廃止すわばいいといったような類いのものではございません

く仕組みが機能しているというふうに考えておりま
すけれども、金融関係につきましては、国際的
にも国内的にも規制が厳しくなる中で、今後とも
金融情勢を的確に見極めて、農協金融の健全な運
営を維持していくことが極めて重要であるといふ

農産物の有利販売ですね、それから資材の有利調達、こういうものを適切に行って農業者の所得を向上させて地域農業を発展させていくこと、が何よりも重要だと思っております。

んで、是非、乱暴な議論にはならないようじゆ意をお願いいたしたいと思います。

この農協改革につきましても、これまでの改革の推移、信用事業、共済事業、経済事業ごとに詳明をお願いしますとともに、現行制度の評価について

ふうに認識をしております。
一方で、経済事業につきましては、これまでも自己改革を促すようなことはいろいろやつてまいりましたが、現時点でも、農産物の販売価格がが高いですか、生産資材の価格が高いですか、農

中央会制度がスタートいたしましたが、その当時は一万を超える農協が存在をしていたということです。個々の農協の経営管理体制、弱かつたところもありまして、これを指導する農協中央会の役割が大きかつたわけですが、その後、皆さんの御努

業者、特に若い農業者の期待に十分応えていな
いという指摘が根強く出されております。
そういう意味では、農業者の所得を向上させて
農業を成長産業としていくためにも、農協が農産
物の販売に最重点を置いて積極的に取り組むには

力もあって、合併等によって農協の経営基盤、財政内容が強化され、農協の経営管理体制が整備化をされたということ。それから、農産物販売の強化。これは地域性が非常に強いものですから、農協自ら地域の特性を生かして創意工夫をするとい

金融機関として機能するJ.A.バンクシステム、それが構築をされております。これによりまして健全性の確保が図られるとともに、銀行等と同じくベルの規制を措置をしているところでございま

、どうしたらしいか、それからそれぞれの農協が自分が創意工夫で経済事業を展開するにはどうしたらいいか、それから農協をサポートする連合会、中央会はどうあるべきか、こういったことを真剣に検討して確実に実行していく必要があるものと

うことが必要であることなど、状況が変化をしてきております。

したがつて、農協が創意工夫によつて農産物の販売等を適切に行つていく、この上で農協をサポートする中央会の役割、その在り方について真

それから、共済事業につきましては、今度は平成十六年の農協改革法でござりますが、それまでに通達あるいは行政指導を中心して監督をしておりましたけれども、これを法令レベルの規制に引き上げをいたしました。ディスクロージャー

○舞立昇治君 ありがとうございました。
信用事業、共済事業、ほぼ他の金融機関と同様の制度になつてゐるという話、そして経済事業、民間にも規制ないので自己改革を基本といったよ
考へております。

剣に検討していく必要があると、こういうふうに思つております。

我々としては、今後、規制改革会議の意見、また産業競争力会議の課題別会合でも、安倍総理から

ですが顧客への重要事項の説明などの契約者の保護の充実、それからソルベンシーマージン比率のような共済金等の支払能力の基準、こういった経営の健全性判断の基準を保険会社と全く同レベル

うな話を伺いました。是非これまでの累次にわたる検討会に基づく改革、この歴史、積み重ねたいうものをしっかりと踏まえた上で今回の改革に臨んでいただきたいと思います。

そこで質問しますが、昨年の一月の三十一日の通常国会で、所信表明演説に対する質疑の中で、渡辺喜美議員が安倍総理に質問した農協改革の関係で、安倍総理は、「農協は、農家組合員の選択により事業範囲を決めており、多くの農協は、組合員が必要とするサービスを総合的に提供する観点から、経済事業、信用事業、共済事業を総合的に行っています。このため、農協が自主的に事業範囲を決める現在の仕組みを見直す必要はない」と考へておりますが、農協は、農業者の所得向上に向けて努力することが重要と考えております。」といった答弁をされております。

これについての農水省と内閣府の感想をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) それでは、まず私からお答えいたしますが、総理が御答弁されたように、農協というのは農協法に定める事業というのがあって、その中から組合員の選択によって事業範囲を決めております。したがって、多くの農協は、組合員の利便性を考えて組合員が必要とするサービスを総合的に提供する観点から、経済事業、信用事業、公用事業、共済事業、これを総合的に行っているというふうに認識しております。

</div

十例目となるP.E.D、豚流行性下痢の発生が確認をされております。とどまるところを知らないものでして、これで秋田県では十例目、十農場で三千八百二十七頭で発症が確認をされ、二百四十四頭の死亡が確認をされております。全国的に見るともう二十万頭程度の子豚が死亡しているということだと思いますので、本当に甚大な被害が出ていると思います。

そこで、初めに、改めて、今回の米国を中心とする発生というものが大きい発端の一つでもあつたとは思うんですけれども、海外の状況も含めて、現在のこのP.E.D、豚流行性下痢の発生状況についてお知らせをいただければと思います。

○政府参考人(小林裕幸君) 豚流行性下痢、P.E.Dでございますが、今回の流行につきましては、平成二十五年十月に沖縄県で初めて発生が確認され、五月二十八日時点で三十八道県、七百二十戸で発生が確認されております。また、発生頭数は七十四万頭、死亡頭数は約二十万頭という数字になつております。

また、海外の状況でございますが、このP.E.Dは昨年四月からアメリカでも発生しておりますて、五月十一日時点まで三十州で発生が確認されており、陽性の件数は六十八百件というふうに承知しております。

○中泉松司君 済みません、ちなみに、日本では七年ぶりの大規模な発生ということになるかと思うますけれども、七年前の日本での、国内での発症数そして死亡数というのを、もし今ありますたらお知らせをいただきたいんですけど、ありますでしょうか。

○政府参考人(小林裕幸君) 七年前は実は大規模な発生ではございませんで、香川県で一件発生いたしまして、発生頭数は三頭という形になつております。

○中泉松司君 済みません、以前大規模に発生したというのは七年前よりもっと前だったと思うんですが、以前、鹿児島等を中心に大規模に発生しています。

した際の数字というものがもしかりまして、大変申し訳ありません、事前に言つておけばよかつたんですが、お答えをいただければ有り難いと思います。

○中泉松司君 大規模な発生というのはしばらくぶりのことだと思うんですが、今回は二十万頭程度が死亡しているということで、本当に非常に甚大な被害が出ているということが言えるんだと思います。

また、アメリカでは、昨年の四月から発生が確認されたということありますけれども、調べたところ、アメリカの豚の総数で六千数百万頭いるはずなんですが、そのうちの七百万頭が死亡しているというような話もありますし、これはちょっと、いわゆる私もネット等で調べましたので正式な数字かどうかは分かりませんが、一割程度の豚が死んでいるというような数字も出ているようでありまして、本当にとてもない被害が出ているんだなどいうのを改めて感じさせていただいております。

これまでに感染経路に関しては様々な検証が進められたと思います。私も以前質問で取り上げさせていただいた際に、その感染経路の特定に関しては、でも質問をさせていただきましたし、現在我が党でも部会等で議論がされていますけれども、いかにして感染が広まっているのかということがなかなか不明な中で、どのようにしてそれを防いでいくかということが非常に大きい課題であるというふうに認識をされているところであります。それに関しても、いわゆる海外産の飼料の原料に関する検証であったり、あと、昨年の沖縄で初めて発生したというふうに言われていますけれども、それ以前に関してウイルスの侵入があつたのかなかつたのか等について検証されているや伺つておりますけれども、現在判明をしている検証の結果というものについてお知らせをいただければと

○政府参考人(小林裕幸君) 感染経路についての
お尋ねでござります。
この感染経路、海外からどうやって入ってきた
のかという問題と、国内でどう伝播したのかとい
う、二つステージがあろうかと思います。
まず最初に、海外から国内にどうやって入っ
てきたのかということをごぞざいますが、まず結論か
ら申し上げますと、現時点では明確な究明には
至っておりません。ただ、これまでいろいろと調
査、検査をしておりますので、幾つか分かってい
る点もございます。
例えは、輸入飼料でありますトウモロコシなど、
こういったものにくつづいて入ってきたのではないか
といふ可能性はまずござりますので、この
ところについて検証いたしました。その結果、製
造工程で加熱処理がされておりますし、長期間掛
けて我が国に輸送される、そういうことを勘案
いたしますと、輸入の餌に付きましてそれが感染
源になつたとは考えにくいといふふうに考えてお
ります。
また、豚の血液を加工した血漿というものを餌
にするということも行われておりますし、米国か
らそういうしたものも輸入しております。そういう
ものにつきましてもどうかということを検証い
たしました。これも実は加熱処理をされておりま
すので、ウイルスが生きている可能性はまずほと
んどないであろう。それから、さらに加えまして、
今年の三月から四月にかけまして米国から輸入さ
れた豚血漿につきましては、実際に感染実験を
やつてみましたが、その場合でも豚は病気には
なつておりますが、そのことは分かるりますが、
と私ども、疑いを持ちつつ検証しておりますが、
す。
それから、先ほど私も沖縄県が今回の流行の初
発であるというふうに申し上げましたが、今先生
御指摘のとおり、可能性として、もしかすると我々
が気付いていないだけで以前に発生していた可能
性はないのかという、そういうこともいろいろ
なつておりますが、

この十月以前に全国で保管をされておりました豚のふん便のサンプルというのを全国から集めました。延べ二十五都府県から百一検体を集めましたが、いずれからも P.E.D ウイルスは検出はされておりません。

それから、国内の感染経路につきましては、これも全て一律に同じ感染のルートでは恐らくないと思います。感染した農場によつて事情は違うと思ひますけれども、発生農場からの豚の出荷とか、あるいは農場への関係者の出入り、こういったときに病原体が広がつたという可能性が高いといふうに思つておりますが、個々のルートにつきまして全て解明できるという状況にはまだ至つておりません。

引き続き、しつかり調査をして解明に努めていきたい、その際には専門家の意見もしつかり聞いていきたいというふうに考えております。

○中泉松司君 御丁寧にありがとうございます。

先ほど御答弁いたとおり、今回の事例を受けまして、アメリカ産の動物性加工たんぱくの遺伝子検査が行われた、また沖縄の初発以前にそういつた事例がなかつたかというものを保管しておいたふん便を調査して検査をされたという話であります。

その中で、遺伝子検査の結果、血漿に関しては陽性が出たというような話もあつたやに伺つておりますけれども、実際、先ほどお話をありましたとおり、豚を使つてした実験によると感染はしなかつた、つまり、今回の輸入の飼料に関しては、実験したものに関してはそいつた可能性が極めて低いということが確認をされた。これは、伺つたところによると、カナダ等でも同じような実験をされておるようでありまして、そちらの方でも同様の結果が出ているということありますので、そういうことなんだろうというふうに思います。

また、最初に確認された沖縄県以前のふん便を検査した結果もいずれも陰性という結果が出ておりまして、この結果、我が国に関して今回の大規

模な流行に関しては沖縄が初発であつたということが確認されたということが言えるんだろうと思
います。

以前、感染経路そして感染源に関して養豚業者の方々から伺つてみますと、消毒を徹底しているつもりでも入つてきてるということは、我々が考えられないようなどころから入つてきているところも本当に思えない、そういった中ではやっぱり養豚が盛んな外国から入つてくる飼料であつたり、飼料の箱であつたり資材であつたり、そういったものから感染しているんじゃないかというふうに疑わざるを得ないというような養豚業者の声も紹介をさせていただいたことがあります。そういうことが考えづらいことが言えるんだというふうに思います。

予断を許さず検証するというふうに農水省の方でも言われておりますと、これからも感染源の特定、また感染経路の、いわゆるこんなに気を遣つている中でも広がつてきているというこの経路に関して調べていかなければいけないんだというふうに思いますが、今回の検証結果を踏まえて、今後の感染経路の調査、じゃ、どういった可能性が考えられるのかというのを本当に皆さんも頭を悩ませておられるところだと思いますけれども、今後の感染経路の調査をどのようにして進めていかれるおつもりなのか、お考えを伺います。

○政府参考人(小林裕幸君) 今先生御指摘いたしましたとおり、実は口蹄疫だと鳥インフルエンザの場合もそうなんですが、感染経路を完全に究明するというのは実に難しい問題でございまます。多くの場合は、考え得る可能性を全て並べ上げて、そのうち一つづつこれは可能性は低い、これは可能性は低いという形で消去法で消していくまして、あるとすればこれとこれの可能性が高いのではないかというのが感染経路の究明の現実のある姿でございます。

これにつきまして、今回のP.E.Dの場合におきましては、各県で農場のデータも取つていただきております。私どもデータ収集しております。

それから、その農場の出入りにどういう事業者の方が入っておられるのか、どこに豚を出荷しているのか、そういったこともできるだけ今調べつづけています。まず、そういった全体の統計的な整理もございます。それから、個別の今お詫びあります。したような科学的な分析もございます。そういうものを複合して総合的に専門家の意見を聞いて、専門家に集まつていただいて御議論をしていただくということもやつていく必要があるというふうに考えております。

○中川松司君 秋田県でも、畜産が盛んな地域と

うものをお持ちになるのは、これ当然なことなんだろうというふうに思います。なかなか感染源の特定も難しいと思いますし、感染経路の特定というのも非常に難しい、様々各県でも取組をされているというふうなこともあります。伺っておりますが、そんな中で、何としてもいわゆる養豚に関わる方が安心してこれからも経営を続けられるように、できるだけ早期に原因の究明というものを図つていかなければいけないんだと思つております。

うものをお持ちになるのは、これ当然なことなんだろうというふうに思います。なかなか感染源の特定も難しいと思いますし、感染経路の特定というのも非常に難しい、様々各県でも取組をされているというふうなこともあります。伺っておりますが、そんな中で、何としてもいわゆる養豚に関わる方々が安心してこれからも経営を継続されるように、できるだけ早期に原因の究明というものを図つていかなければいけないんだと思つております。

また、これは今年だけ、今シーズンだけの問題とすることで終わるのであれば、これは特にそこまで目くじらを立てる必要はないのかもしれません。が、今後どうなるのかというのは決して我々には予想が付かないところでありますし、アメリカでも実際大流行をして収まるのかどうかといふこともありますけれども、非常に予断を許さない状況が続いているんだと思います。そういう意味では、原因究明、一日も早い究明は絶対に必要なことであると思いますし、農家は非常に不安な思いを持ち続けておりますので、何とぞ善処、御努力をいただきますようお願いを申し上げる次第です。

そして、今回発生したPEDの状況を受け、自民党内、我が党内でも今後の対策に向け政府に提言をすべく、党内の意見集約を図るために今盛んに議論がなされているところであります。

私も参考をさせていただいておりますけれども、今まで議論を拝見していますと、例えば、現在政府が行っている消毒の費用を交付税支援できぬいか、獣医師の診断を仰ぐべきケースをもつとはつきり明確化した方がいいのではないか、そうしないと、自分たちが発生してしまったというふうに知られるのが怖くてすとかそういったことも考えられるので、しつかりそつといった基準を明確にすべきではないか、また、ワクチンの不足時備えてあらかじめある程度必要な量は常に確保しておくべきなのではないか等々といった点に関して意見が交わされておりまして、必要な行政支

援に関して非常に有意義な議論が交わされているなどというふうに敬意を持つて拝見をしているところであります。

その中で、特に発生農場の公表ということに関しては意見が分かれているところでありまして、ちなみに、この点に関して私の個人的な思いというもの述べさせていただければ、先ほど申し上げたとおり、私のような地域といいますか、畜産が盛んでない地域では、そういうふた公表をする必要がないような地域もあるのかもしれませんし、実際にあつんの呼吸で対応ができるところもあるのかもしれません、非常に密集している地域であつたり、又は県境であつたり、今、県境部分であれば、どそこそ県の県南地域で発生といったときに、それがどのくらい隣の県に近いのかということまではよく分からない、そういうこともあります。そういうふたところがまた蔓延の原因になつてしまつて非常に困ると思ひますので、これはしっかりと生産団体、養豚協会等々になるのかもしれません、そういうふたところと話合いをした上では是非公表をするというような手続を進めるべきだと私は個人的に思つております。

そういった私の意見はともかくとしまして、今盛んに議論がなされているところであります。もう間もなく取りまとめがされるのかと思ひますがれども、私の意見は意見として、党内では今盛んな議論がされており、重要な点を取りまとめられてくるのだと思います。その際には、これをしっかりと政府の方で受け止めさせていただき、今後の施策に反映させるべきだと考えておりますけれども、御見解をお伺いできればと思ひます。

○副大臣(吉川貴盛君) 中泉委員から御指摘をいたしましたように、自民党的畜産小委の中で鋭意検討をされて、ただいま御発言をいただきましたような論点整理をされましたが、承知をいたしております。

これらはいずれも本病の発生予防及び蔓延防止のために極めて重要な問題と私どもは認識をいたしておりますので、自民党としての対策が取りま

とめられるに同時に、農林水産省といたしましても、速やかに必要な対策を講じることによりまして本病対策に万全を期するように取り組んでまいりますことを申し上げたいと思います。

○中泉松司君 前回きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

このP.E.D.に関しては、冒頭申し上げましたとおり、今まででは考えられないような大きい被害となつております。鳥インフルエンザでもそうでありますし、様々なこういう畜産関係の病気といふものは、日々いわゆる進化との闘いといいますか、完全なる防護策というものはないものだと思いますので、そういった中にあって、しっかりとそれぞの農家の皆さんのが經營を続けられるような対策というものが求められているのだと思います。

これだけの被害が出て、これ今後収まってくれればいいのでありますけれども、しっかりと経緯を注視していただいた上でやっぱり必要な対策というものは取つていくべきだと思っておりますので、そういう点も踏まえて、今後、是非とも注视した上で対策を取つていただけますようお願いを申し上げて、この項を終わらせていただきまます。

次に、先週の質問でも若干取り上げさせていた先ほど、舞立委員の方から非常に有意義な御質問があつたと思いますし、確認すべきところは確認していただきたいと思いますので、重複する点は認知していただければと思つておりますので、御理解をいただければと思います。

今回の意見では、農協、農業生産法人、農業委員会といつた点について述べられているのは、これは皆さん御承知のとおりであります。先日の質疑では内閣府の方からお越しをいただいて様々確認をさせていただきましたが、今日は農水省の皆

さんに御所見、御見解を伺つた上でお話をさればと思つております。

初めて、農協の中央会制度についてお伺いをいたします。

改めて、今回のワーキンググループの意見の中にある農協中央会制度の廃止について、農水省としての御見解、評価を伺えればと思います。

○国務大臣(林芳正君) この中央会、先ほども申

し上げましたように、農業協同組合法に基づきまして、農協それから農協連合会の健全な発達を図る、これを目的として農協の経営指導等の事業を行っております。

昭和二十九年の発足当時、農協は一万を超えていたわけですが、経営が著しく悪化するところもあつて経営指導を行う中央会の役割が大きかったわけですが、合併等によって経営基盤、財務内容が強化されて経営管理体制が整備された、それから、地域の特性を生かして農協自ら創意工夫をして販売を強化していくというような状況の変化もありまして、この状況の変化に合わせて農協をサポートする中央会の在り方についても真剣に検討していく必要があると、こういうふうに考えております。

今、規制改革会議においては、委員が御指摘がなつた、それから、地域の特性を生かして農協自ら創意工夫をして販売を強化していくというふうに思つて、その中で、その役割というものがしっかりと担保されているから、嫌なことでも聞かなければいけない、経営を良くするためにこういうふうにしていかなければいけない、そういうふうな話がなつてあります。

今、規制改革会議においては、委員が御指摘がなつた、それから、地域の特性を生かして農協自ら創意工夫をして販売を強化していくというふうに思つて、その中で、その役割というものがしっかりと担保されているから、嫌なことでも聞かなければいけない、経営を良くするためにこういうふうにしていかなければいけない、そういうふうな話がなつてあります。

ために掲げる事業として、組織、事業及び経営の指導、組合の監査、組合に関する教育及び情報の提供、挙げればもうちょっとあるんですが、といった事業が挙げられております。これは、なくなればどうなるのかということを考えなければいけないと思つております。

お話を伺うと、監査であつたり指導であつたり、ただ、指導であつたり監査であつたり、そういうのは嫌なことだけれども、誰かが

た役割といふことは嫌なことだけれども、誰かがた役割といふことは嫌な役どころというものをやられているんだというふうに思つてます。目の上のたんこぶみたいなふうに取る人もいるのかもしれません。そういう意味で、一般的の農協の組合員の人たちにはその存在というものが余り認識をされないというのも事実だと思います。

ただ、指導であつたり監査であつたり、そういうのは嫌なことだけれども、誰かがた役割といふことは嫌なことだけれども、誰かが

た役割といふことは嫌なことだけれども、誰かがた役割といふことは嫌な役どころというふうに思つてます。そこで、その中で、その役割といふものがしっかりと担保されているから、嫌なことでも聞かなければいけない、経営を良くするためにこういうふうにしていかなければいけない、そういうふうな話がなつてあります。

今、規制改革会議においては、委員が御指摘がなつた、それから、地域の特性を生かして農協自ら創意工夫をして販売を強化していくというふうに思つて、その中で、その役割といふものがしっかりと担保されているから、嫌なことでも聞かなければいけない、経営を良くするためにこういうふうにしていかなければいけない、そういうふうな話がなつてあります。

今、規制改革会議においては、委員が御指摘がなつた、それから、地域の特性を生かして農協自ら創意工夫をして販売を強化していくというふうに思つて、その中で、その役割といふものがしっかりと担保されているから、嫌なことでも聞かなければいけない、経営を良くするためにこういうふうにしていかなければいけない、そういうふうな話がなつてあります。

割あるいはその在り方、これにつきましては与党と御相談をしながら現在検討を進めているところでございます。

したがつて、廃止をするという結論を我々は持つてゐるわけでもございませんので、現時点でこの廃止を前提とする御質問にお答えするには適切ではないと考えております。

○中泉松司君 お答え的にはそういうふうになるのだと思います。けれども、ここでお答えをいただけるとも思つておりませんが、ただ、申し上げたおり、しっかりとした役割といふものがあつて、そしてそれを担保するルールといふものがつて、その上で機能してきて組織の強化等々が切でないと考えております。

○中泉松司君 お答え的にはそういうふうになるのだと思います。けれども、ここでお答えをいただけるとも思つておりませんが、ただ、申し上げたとおり、しっかりとした役割といふものがあつて、そしてそれを担保するルールといふものがつて、その上で機能してきて組織の強化等々が切でないと考えております。

○中泉松司君 お答え的にはそういうふうになるのだと思います。けれども、ここでお答えをいただけるとも思つておりませんが、ただ、申し上げたとおり、しっかりとした役割といふものがあつて、そしてそれを担保するルールといふものがつて、その上で機能してきて組織の強化等々が切でないと考えております。

○中泉松司君 お答え的にはそういうふうになるのだと思います。けれども、ここでお答えをいただけるとも思つておりませんが、ただ、申し上げたとおり、しっかりとした役割といふものがあつて、そしてそれを担保するルールといふものがつて、その上で機能してきて組織の強化等々が切でないと考えております。

○中泉松司君 お答え的にはそういうふうになるのだと思います。けれども、ここでお答えをいただけるとも思つておりませんが、ただ、申し上げたとおり、しっかりとした役割といふものがあつて、そしてそれを担保するルールといふものがつて、その上で機能してきて組織の強化等々が切でないと考えております。

○中泉松司君 お答え的にはそういうふうになるのだと思います。けれども、ここでお答えをいただけるとも思つておりませんが、ただ、申し上げたとおり、しっかりとした役割といふものがあつて、そしてそれを担保するルールといふものがつて、その上で機能してきて組織の強化等々が切でないと考えております。

このほか、法律上の業務としては明記をされておりませんが、実態としては、法人化の支援、それから新規就農や企業の農業参入の相談窓口業務を行なうなど、担い手の育成や確保に向けて積極的にお取組をしていただいていると、こういうふうに思っております。

全国農業委員会議所は民間団体でありまして、市田村の独立行政委員会である農業委員会とはそもそもその性格が異なると、こういうことであります。が、農業委員会の在り方の見直しと併せて、全国農業委員会議所の在り方についても真剣に検討していくべき必要があると考えております。具体的な内容はまだ、与党と協議しながら詰めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

それで、農業委員会の制度について感じると、どうぞちょっとお話をさせていただければと思つております。

卷之三

止たとかいふ話を地域に帰つてしてお話を伺いますと、非常に地域の方々からは、私の地域では否定的な意見をいただきます。これは是非堅持すべきだというふうなお声もいただいておりました。これは農業委員の皆さんだけではなくて、農業に関わる皆さんからそういう声をいただいているというのは、私の地域に関してはそうであるます。

先ほどの質疑の中で、やっぱりなかなか機能しない地域もあるよといふようなお話もありました。確かにそれはそんなんだろうというふうに思いましたし、そこは改善をしなければいけないんだと思います。だからといって、それすなわち農業委員会の委員の制度を思い切り変えればいいんだ、公選制を廃止して指名制にすればいいんだといったことではないんだというふうに私は思いました。

そういうた話をすると、よく、大体九割の地域で無投票になつているので、だから機能していません。なんだよみたいな話をされる方がいらっしゃいますが、

いります。また、例えば、まあどの地域というふうに言ふと、とまたあれなんですかけれども、過去の経緯を見て選挙違反であつたり何であつたりという、金が飛んだりみたいな話は、まあ大昔にあつたような話であるでしようけれども、そういうところがあつて、そしてまた、その選挙というもので非常に大きい争いをして決めたということがまた今度その地域のあつれきを生んでしまうというような、そういったこともあつたんだろうかなというふうに思つておりますし、そういうた過ちといいますか、そういうたことを繰り返さないためにも、地域の中で様々知恵を絞つて出された結果というものが、そういうふうな結果に結び付いているという面もあるのではないかと私は思つております。そういうのではないかなとは、決して私はしてはいけないんではないかななど、いうふうに思つております。

す。実際、九割無投票と言わればそうのがめられませんけれども、その内容に關して見てみるといふと、果たして、じや、それはやる気がないからですか、そういうたところで無投票になつてゐるかといえば、決して私はそういうことではないんだというふうに思います。

例えば、一期目の市長で無投票で当選する人なんというのはなかなかいないと思いますけれども、二期目の市長で、その市長の方が皆さんから信任をされて、成果が認められて、対立候補も立たず信任をされて無投票で当選されるなんということはよくある話でありますし、それが、じや無投票だったからその人は駄目なのかといったら、決してそういうことはないと私は思います。そんなことを言つたら失礼な話になると思いますしまた、何といいますか、実際、地域の田畠を守るためにみんなが知恵を出し合つて、無投票にならないよう、いい人を選ぶべく様々な努力をした上で無投票になつてゐるという例もあるんだと田畠

による指名制といふような話、指名といいますとか選任といふか、そういう話になつてゐるんでもましようけれども、それをうのみにしてそれをやつた場合にどうなるのかということを考えると、先ほど舞立委員の方からもちょっとありますかたけれども、例えは農振の除外一つ取つても、現実の政治の中では首長さんに対して企業であつた選された農業委員の皆さんのが判断するんですよと、先ほども、例えは農振のお話ををしてお願いするということになるんでしようけれども、その場合に、公選された農業委員の皆さんのが判断するんですよと、いうことで、安易な除外というものを防ぐことができたりですとか、そういうたたき意的な思ひが働きます。ですから、それが農業委員としてやるんですよということになると、あなたが指名した人なんだからそれはできるだろうというふうに思います。ですけれども、これが長さん、例えは市長さんが指名をした方が農業委員としてやるんですよということになると、あなたが指名した人なんだからそれはできるだろうというふうに危惧をしております。

また、そもそも選任をするということであれば、選挙の際に、私を応援してくれたらあなたを農業委員にしますよなんという話はないんだろうと思いませんけれども、そういうことが実際に起こる起こらないは、どうかは別にして、実際に私はそういうことは現実的に考えなければいけないので、はないかなというふうに思つております。そうすると逆に、選ばれるべき人というのは選挙をして本来は選ぶべきなんでしょうけれども、先ほど言つたような経緯があつて、選ばれるべき人ではなくて、地域の信頼を得られるような人ではなくて、そういう選挙に振り回されるような人が選ばれることになつては、逆に、地域のいわゆる農地、田畠をいかにして守り、いかにして活用していくかという役割を担うということが、人間の社会ですから、なかなかうまくいかないといふことが起こり得るんだろうというふうに私は思つております。

一昨日、林大臣も、農業委員の皆様も多くいらっしゃる

しゃつた、農業委員会会長が一堂に会した全国大会に御出席をいただきました。私もその日、秋田県から来た多くの委員の皆様や関係者の皆さんと意見交換をさせていただいて様々思いを伺うことができました。出席をされた林大臣はこういった懸念に対する全国の委員の皆さん、全国の関係者の皆さんとの思いを感じられたことだというふうに思っております。農業会議所も、これ農協もでありますけれども、様々自己改革案も示しております、特に農業委員会の農業委員の公選制の堅持に関しては、これは絶対に守りたいという強い要望があるというふうに感じております。

全国大会の空気を林大臣は肌で感じられたと思つておりますので、そいつた上で林大臣の御所見を伺えればと思つております。

○國務大臣（林芳正君） この二十七日に日比谷公会堂で全国農業委員会会長大会、盛大に開催されまして、私もお招きをいただいて、お集まりいただいた全国の農業委員会の会長の皆様に、日頃から農政、中でも農地制度の円滑な運用に多大な御尽力をいただいていることに感謝を申し上げ、また二田会長から熱のこもった御挨拶もいただいたところですざいまして、この空気というものをしっかりと感じさせていただいたところでござります。

農業委員会は、昭和二十六年に、農地解放によつて農地の売渡しを行つた農地委員会、それから農業者から食料の供出を行つた農業調整委員会、それから農業者への技術指導を行つた農業改良委員会、この三つの委員会を統合して設立された組織でありまして、農業全般にわたる問題は農業者が自主的に解決していくために地方自治体の組織として設置をしたと、こういう歴史的な経緯がございました。

農地改革が二十一年から二十五年でございまして、その直後であったということで、ほとんどいの農家の方も〇・八ヘクタールというような同じ経営規模の農業者であつたということ、それから、今申し上げた農地委員会と農業調整委員会、三つ

のうちの一つですが、これが選挙制を取っていた
ということで、農業委員の選出に当たって選挙制
を採用したところであります。

歴史のことを少し申し上げますと、その後、実は昭和三十一年には内閣提出法案としてこの選挙

制を首長の任命制とする法案、これ第二十四回国会に出されておりますが、当時の社会党の反対によってこの法律は成立しなかつたと、こういう歴史もあるところでござります。

○中泉松司君 ありがとうございます。
利用の集積、集約化、それから新規参入の促進、
耕作放棄地の発生防止、解消、これが積極的に進め
められていくことが何よりも重要である。こうい
うふうに思つておりますと、農業委員の選出の在
り方についてもこういう観点から考えていく必要
がある、こういうふうに考えておりますが、具体
的な内容についてはまさに与党としっかりと協議
をして検討していくたいと、こういうふうに思つ
ております。

今回、規制改革会議農業ワーキンググループで示された検討項目というものがありまして、今日の質問で取り上げたのは、そのうちの農協の在り方、農地の利活用・保全における農業委員会の在り方、そして農業委員会の機能と組織、農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方といったところに当たるんだと、いうふうに思います。

これらに対する改革、改善の必要性というものは、これはそれぞれの団体も、そしてまた行政も、そしてまた我々政治家も多くの方が感じているところであります。そんな中で、問題意識を持つて、農協そして農業委員会の制度についても様々自己改革案みたいなものが提出されており、そんな中で、与党内でも今後の在り方に關して盛んに議論がされているところであります。

農協の関係者というか農協の皆さん、そしてまた農業会議所の皆さんとの間お話をさせていただいていろいろ御指導をいただきたんですが、お

話を伺つていて、笑えない笑い話だなと思つたのは、農協の人たちが、我々、中央会制度が廃止されれば大変だ、たまたものじやないというふうな話をされたら、農業会議所の方が、いや、あなたのところは廃止して何とも残るんだからいいよと、うちはもうなくなると言われているんだからねと、じゃ、我々、なくなつてどうやつて飯食わせていけばいいんだというような話にまでなつておりますし、非常に何か後ろ向きな議論だなどいうふうに思つております。

のための議論の提起、議論をするための、議論を喚起するための刺激剤としては非常に大きい意味があるんだというふうに思つておりますけれども、その意見というのがそのままストレートに課題解決につながるものなのかといえば、甚だ疑問に感じております。

そういうところをお酌み取りをいただきまして、現在、我が党でも近々改革案を示すというような話もありますけれども、我が党でも今議論を盛んにされておりますので、その結論、そしてま

うで、よろしくお願ひをいたします。

最後に、先週の委員会において参考人質疑が行
われましたけれども、そのときに感じた点について
てちょっとお話をさせていただければと思つております。

先週は、東京大学の大学院農学生命科学研究科
准教授の安藤光義さん、また株式会社勝部農産代
表取締役勝部喜政さん、北海道農民連盟書記長の
山居忠彰さん、愛媛大学客員教授の村田武さんの
四名にお越しをいたしております。それぞれに
対する質疑は、今回の法案並びに今後の農政を考え
える上で非常に貴重なやり取りであつたというふ
うに感じております。

そのやり取りの中で、ちょっといろいろ考えさせ
られたなどというふうに私が思つたのは、人口減

少といわゆる農地の集積 集約化との関係についてであります。基本的には、集積 集約化を図ると、その一方で、地方に本来残るべき担い手が、担い手になる可能性を持つ方が残れなくなるそしてまた戻つてこれなくなる、そういうことが更に人口減少に拍車を掛けていくのではないかというような問題意識の表れ、そういう意味での課題提起だつたというふうに感じておりますし、その視点は非常に重要な点なんだというふうに思っています。

ただ、私は、人口減少の問題というのと、今後

行われるべき農地の集積・集約化、効率化といふものは、これは分けて考えなければいけないのでないかなと個人的に考えております。集積が進んだから帰れないのか、帰らないから集積を進めらしからぬのか。じゃ、集積をさせなければ出ていかないのか、若しくは集積させなければ帰つくるのか。そういうた考え方というのは様々あると いうふうに思いますし、これは、実際やつてみるとどうなるかというのはパラレルワールドな世界でありますので何とも言えることではないと思う

ですが、それぞれの地域の状況、また家庭の環境、教育の環境であつたり農業に対する意識の持たせ方であつたり、そういうふうに全部引き受けたるんだよという一方で、それが結果的に人口減少くる話なんだと思います。

ですけれども、そんな中で、やっぱり農政が人口減少に更に拍車を掛けているんだというような考え方ではなくて、私は、社会全体の問題として人口減少が進んでいく、そういう問題がある中で、どのようにして地域の農業を維持していくために担い手を確保して現実と向かい合っていくのかということをやはり優先して考えなければいけないんではないかなと思っております。

勝部農産の勝部さん、その人口減少についてどう考えるかという際に、自分も非常に複雑な思いがあるというような旨のお話をされておりました。地域でやれない人が出てくる、やれない人が出てくると任してくれというふうに全部引き受けたるんだよという一方で、それが結果的に人口減少

につながっているんたなどいう思いを持たないわけではないというような、そういった旨のお答えをいたいたんだだと思いますけれども、非常に複雑な気持ちがあるんだなということを感じさせていただきました。

ただ、それが突き進んでいつて変な方向に行きますが、いわゆる扱い手のプライドもなくなつてしまふといふか、しつかりと地域に誇りを持つて、我々が地域を担っていくんだというふうな思いを持つてゐる皆さんに対して、私たちが、私がやつてゐることがその地域の人口減少に拍車を掛けている

だという話をされておりました。法人化をして雇う、株式会社が参入するのではなくて、地域の農業を熟知している人間がそれを引き受けたてやつていく、そんな中につけて、その雇われている若い子たち、写真を見たら、すごく若くて生きのいい感じの子だつたんでありますけれども、そういう若い子たちがまた農業のノウハウというものを身に付けていく。

実際、農業の担い手としてノウハウを身に付けるという意味では、私も地域に戻れば担い手の可能性を持つ者の一人なんでありますけれども、それが一朝一夕でやれるものではありませんし、また特に水稻や大豆なんというのは、雪が降る地域であれば一年に一回しかその知識を身に付ける、経験をしていくと、そのチャンスはワンケーブルしかないわけでありますので、それが簡単に担い手になれるものだというふうには全然思つております。

そういった中で、やっぱり出でていった人が帰つてきて、じゃ、それですぐに担い手になり得るかというと、なかなか難しい現状の中で、どのようなノウハウを身に付けた人間が自分の地元に帰るであつたり、その法人を継ぐであつたり、別の地域に行つて独立するであつたり、そういうことをしていて、ノウハウを持つている人間が農業、農政のバトンを渡していくことが必要なのはないかなというふうに私は感じております。そこで、参考人質疑の話をここでしても、皆さんいらっしゃらなかつたので何ともならないんですけれども、そういった考え方を持つた上で、人口減少と農業がどのように向き合っていくのかといふことは非常に大きなテーマであるといふことに参考人質疑で感じさせていただきました。人口減少と農業、農政の在り方の関係性について大臣の御認識、御所見と、今後どのようにして人口減少と農業を構築していくべきな問題意識を設定していただいたと、こういうふうに思つております。

○国務大臣(林芳正君) 大変深い、また的確な問題意識を設定していただいたと、こういうふうに思つております。農村地域は、都市に先駆けて高齢化、人口減少が進行しております、集落機能の低下などといった厳しい問題に直面をしているわけでござります。今の勝部さんは非常に具体的で分かりやすかつたなど、こういうふうに思ひますが、私も地元でそういう方とお話ををしておりまして、同じような会話をしたことがございますが、そういう時には努めて、もしあなたがいなかつたらどうなつていたかということを考えてみて、あなたが、そういう方が見付からない場合は、近くの地元でそういう役割をしっかりと認識をしてもらつたらいいのではないかと、こういうことをよく申し上げております。日本全体で人口が減つていると、残念なことで

あります。それが現実でありますので、その現実の中でどこまでいろんなことをやるかと、これが現実と折り合いを付けていくか。そういうふうに思つて、なかなか難しい現状の中で、どのようなノウハウを身に付けた人間が自分の地元に帰るであつたり、その法人を継ぐであつたり、別の地域に行つて独立するであつたり、そういうことをしていて、ノウハウを持つている人間が農業、農政のバトンを渡していくことが必要なのはないかなというふうに私は感じております。そこで、参考人質疑の話をここでしても、皆さんいらっしゃらなかつたので何ともならないんですけれども、それを地域地域でやっていくことによって、その地域でこういう例があるからほかの地域でもそれがうまくいくかといえば、様々なあるうかと、こういふうに思ひますので、ただけるようなメニューというのをきちっとそろえて、それを組み合わせて使っていただきたいと、こういうことが基本であろうと、こういうふうに思つております。結果として、食料の安定供給とか多面的機能の維持の発揮というものがなされるように担い手の確保と集落の維持を図つて、いく、これが大事であろうと、こういふうに思つております。

したがつて、車の両輪とよく言つておりますが、多面的機能というものは集落の共同活動に対してもお支払いをするという形で地域政策としてやっていくわけですが、一方で担い手が集積をしていくに当たつて周りの人々を引き受けるんですけれども、そこに付随する共同活動、草刈りですとか泥上げというものは引き続きその集落でやつていただけると。したがつて、担い手に耕作自体は集中しても共同活動は皆さんでやつていて、そういうことに対する別々に車の両輪が効いていくと、こういう仕組みにいたしたわけでございました

○委員長(野村哲郎君) 午後零時四十分に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時四十五分休憩

非常にこれ難しい話だと思います。私も今回質問に出す際に、ちょっと今回慌ただしかつたものですから、ぱつと手書きで書いて質問の要旨をそちらに出して、自分で後で昨日の夜中から朝方にかけて改めてパソコンで打つてみたら、何のことかよう分からぬと自分で見ても思いました。そんな文章を皆さんにお渡しし、また大変申し訳なかつたんですが、そういう意味では、これからも共にいろいろ御指導をいただきながらいい方向を見出していただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせました。

○委員長(野村哲郎君) 午後零時四十分に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時四十五分休憩

午後零時四十分開会

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○野田国義君 民主党の野田国義でございます。参議院の農水委員会では初めての質問でござりますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思つております。

私は自身も福岡の県南の農家、専業農家でござりますけれども、長男に生まれまして育ちました。そして、市長を四期やらせていただきました。その中で、経験も踏まえて、今回の改革二法中心に話をさせていただきたいと思うところでございました。

時間ですでの終わります。もう一問用意していただきたいのですが、決意について伺おうかと思つたんだですが、今、その決意の一端をお述べいただいたと思いますので、これで終わらたいと思いますが、その担当する人間がしっかりとプライドを持つて、後ろ向きな思いを持たないで、せつかく責任を持つてやつていただいているわけですから、その後ろ向きな思いを持たずにやつていただけるように是非していただきたいというふうに思つております。

非常にこれ難しい話だと思います。私も今回質問に出す際に、ちょっと今回慌ただしかつたものですから、ぱつと手書きで書いて質問の要旨をそちらに出して、自分で後で昨日の夜中から朝方にかけて改めてパソコンで打つてみたら、何のことかよう分からぬと自分で見ても思いました。そんな文章を皆さんにお渡しし、また大変申し訳なかつたんですが、そういう意味では、これからも共にいろいろ御指導をいただきながらいい方向を見出していただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせました。

○委員長(野村哲郎君) 午後零時四十分に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時四十五分休憩

午後零時四十分開会

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○野田国義君 民主党の野田国義でございます。参議院の農水委員会では初めての質問でござりますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思つております。

私は自身も福岡の県南の農家、専業農家でござりますけれども、長男に生まれまして育ちました。そして、市長を四期やらせていただきました。その中で、経験も踏まえて、今回の改革二法中心に話をさせていただきたいと思うところでございました。

時間ですでの終わります。もう一問用意していただきたいのですが、決意について伺おうかと思つたんだですが、今、その決意の一端をお述べいただいたと思いますが、その担当する人間がしっかりとプライドを持つて、後ろ向きな思いを持たないで、せつかく責任を持つてやつていただいているわけですから、その後ろ向きな思いを持たずにやつていただけるように是非していただきたいというふうに思つております。

非常にこれ難しい話だと思います。私も今回質問に出す際に、ちょっと今回慌ただしかつたものですから、ぱつと手書きで書いて質問の要旨をそちらに出して、自分で後で昨日の夜中から朝方にかけて改めてパソコンで打つてみたら、何のことかよう分からぬと自分で見ても思いました。そんな文章を皆さんにお渡しし、また大変申し訳なかつたんですが、そういう意味では、これからも共にいろいろ御指導をいただきながらいい方向を見出していただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせました。

○委員長(野村哲郎君) 午後零時四十分に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後零時四十分開会

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○野田国義君 民主党の野田国義でございます。参議院の農水委員会では初めての質問でござりますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思つております。

私は自身も福岡の県南の農家、専業農家でござりますけれども、長男に生まれまして育ちました。そして、市長を四期やらせていただきました。その中で、経験も踏まえて、今回の改革二法中心に話をさせていただきたいと思うところでございました。

時間ですでの終わります。もう一問用意していただきたいのですが、決意について伺おうかと思つたんだですが、今、その決意の一端をお述べいただいたと思いますが、その担当する人間がしっかりとプライドを持つて、後ろ向きな思いを持たないで、せつかく責任を持つてやつていただいているわけですから、その後ろ向きな思いを持たずにやつていただけるように是非していただきたいというふうに思つております。

非常にこれ難しい話だと思います。私も今回質問に出す際に、ちょっと今回慌ただしかつたものですから、ぱつと手書きで書いて質問の要旨をそちらに出して、自分で後で昨日の夜中から朝方にかけて改めてパソコンで打つてみたら、何のことかよう分からぬと自分で見ても思いました。そんな文章を皆さんにお渡しし、また大変申し訳なかつたんですが、そういう意味では、これからも共にいろいろ御指導をいただきながらいい方向を見出していただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせました。

○委員長(野村哲郎君) 午後零時四十分に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後零時四十分開会

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を

○野田国義君 安心な安全な食料を守るために、國益を損じるおそれがないように、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

それから、ちょっとこれに関連することでござりますけれども、これもいろいろ論議はあっておつたかと思います。また、本会議でも私、述べさせていただいたところでありますけれども、飼料用米の問題でござりますけれども、仮に豚肉や牛肉の関税が引き下げられれば輸入が増えることはもうこれ当たり前の話でありまして、他方、政府は、御案内のとおり、今回盛り込まれている水田フル活用として飼料用米の転作を誘導しているということでございまして、日本の畜産数量が減ると予想される中での畜産の飼料用米を増やすということは、誰が考へてもちぐはぐ、あべこべミクスになつてゐるんですね。

そう思ひますけれども、その回答は、輸入飼料穀物や粗飼料の価格が高騰しているから畜産経営安定のために国内飼料を増産すると言つておられるわけでありますけれども、そもそも畜産の生産が減る中でこの政策ということでおぞましく思ひますけれども、このことについて林大臣の再度見解をお聞きしたいなと思います。

○国務大臣(林芳正君) 国際交渉の結果、畜産の再生産の前提条件、もし変わることがあれば飼料用米の増産が困難になると、可能性は否定はいたしませんものの、まず日豪EPAについては、国内畜産業の存立、健全な発展を図つていくことができる合意内容と考えております。また、TPPについても、今内閣官房からお話をありましたように、衆参両院の農林水産委員会決議を踏まえて、しっかりと國益を守り抜くように我々も全力を尽くす考えであります。

畜産の方は、先ほど、規模がもうかなり大きくなつておるというお話を先生からございました。また、衆議院でも篠原委員だつたと思いますが、表を示されて、ほかの国との比較でもうここまで来ているんだと、しかば、あとは何をするかといえば、まさに餌をどうするか、こういうことに

なろうかと、こういうことでございまして、まさしくお願いをしたいと思います。

それで、資料の方をお配りしておるかと思いまで、やはり国産の飼料ということをどう取り組んでいくかというのが喫緊の課題であろうと、こういうふうに思つております。そういう意味で、水田のフル活用をしながら、需要に見合つて飼料用米を始めとする国産飼料を増産して、飼料基盤、しっかりととしたものに立脚した足腰の強い畜産經營の実現をやつてまいりたいと思っております。

今御案内とのおりでございますが、飼料用米は、トウモロコシが大体一千万トンぐらい輸入をされております。それで、飼料用米はこれと同等の大体栄養価というふうに評価をされております。したがつて、この輸入トウモロコシと遜色ない価格で供給ができるれば、今のいろんな研究によります潜在的な可能性ということで、大体四百五十万トン程度の需要量があると、こういうふうに思つております。それで、かなり大きな数量が潜在的にあるということで、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○野田国義君 飼料米については分かりましたけれども、ほかに、この畜産業界、いろいろな支援の方法があらうかと思ひますけれども、今どういう支援をしようとか考へになつておられるかも併せてお聞きしたいと思いますが。

○副大臣(吉川貴盛君) 今回の合意内容でありますけれども、今大臣も答弁を申し上げましたように、豪州側より一定の柔軟性を得ることができた結果、我が國酪農、畜産業の存立及び健全な発展が図つていただけるような内容であると考えております。そこで、今後とも、現場の不安を払拭するためには、丁寧に説明をしてまいりますとともに、新マル緊などの現行のセーフティーネット対策によりましてしっかりと対応をしてまいりたいと考へております。また、さらには、その影響に留意しつつ、必要に応じて新たな対応も検討をしてまいりたいと考えております。

○野田国義君 しっかりとした支援を今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それで、資料の方をお配りしておるかと思いますけれども、資料二を御参照いただきたいと思いまども、供給先の確保、本当にできているんだろうか。この間、養豚業界、おいでいただいております。

したが、ここに書いてありますように、あと一百万トン近くは受入れが大丈夫だらうというような話でございましたけれども、果たして、ここに利用可能量ということの一覧表をお手元にお配りしております。ただ、ここに書いてありますように、あと一百万トン近くは受入れが大丈夫だらうというような話でございましたけれども、本当にこれで大丈夫なのか、この予測で、大臣、どうお考へになつておりますでしょうか。

○副大臣(吉川貴盛君) 私からお答えをさせていただきたいと思ひますけれども、御承知のように、この供給ができますれば、潜在的には四百五十万トン程度の需要があると見込まれております。

それで、国内で生産される飼料用米のうち、地域の耕種農家と畜産農家の連携による直接供給につきましては、国そして都道府県、市町村段階の関係機関が連携し、両者のマッチングを今推進中でもござります。また、配合飼料メーカーを通じまして、広域供給につきましては、全国の生産者団体が地域の飼料用米を集荷をいたしまして、配合飼料原料として飼料工場へ広域的に供給する仕組みが確立をされているところでござります。配合飼料メーカーの団体からも、今四十一万トン、中長期的には約二百万トンの利用希望がもう既に発表されたところでございまして、引き続き、この飼料用米の供給先の確保と、耕種農家と畜産農家の連携をしっかりと推進をしてまいります。

○野田国義君 ここで問題になりますのは、地元を回つていてもよく聞くわけでありますけれども、工場の問題ですね。

工場、本当にそこに投資していくかどうか迷つてゐるんだと、また猫の目農政で変わっちゃつたら、投資した後どうするんだと。また後でちよつ

と触れますけれども、戸別所得補償でせつかく投資しておつたけど、またこれが変えられちゃつたというようなことで、また猫の目農政が始まつたのかというふうに思つております。それで、この問題で非常に不安がつておられます。

だから、工場の問題と輸送体制、どう運び込むのかと、畜産農家に。このところをちょっとお聞きたいと思いますが、よろしくお願いします。

○政府参考人(佐藤一雄君) 野田先生の御質問にお答えいたします。

今先生の方から御指摘ございました工場の関係でございますが、配合飼料工場につきましては、これは原料の多くをアメリカといった北米等からお受けをしておるものですから、そういうことが容易であるようにする必要があること、まだ、畜産農家に低価格で提供するために効率的に製造、配達することによってコストを抑える必要があるということから、経済的な合理的な理由に基づきまして畜産主産地に近い太平洋側の港湾地域で集約されておるといったような事情がございます。

他方、先ほど吉川副大臣の方からお話をございましたように、飼料米についてはできるだけ近くで地域で直接供給してほしいといつたような畜産農家の希望がございまして、これが、二十六年産米につきまして畜産主産地に近い太平洋側の港湾地域で集約されておるところでもございまして、まずはこういう近場での消費ができるよう、我々といたしましては、農水省あるいは県の関係の皆さんと一緒になりまして、生産要望のある耕種農家とのマッチング活動を現在積極的に推進しているところでございます。

それと、先ほど副大臣の方からも御答弁させていただきましたように、なかなか近場では間に合わないというのにつきまして配合飼料工場を通じて供給する場合があるわけでございますが、全国の生産者団体が地域の飼料米を集荷しまして、配合飼料原料として飼料工場へ広域的に供給する仕組みが現在確立されておりまして、配合飼料メー

カーと調整しつつ、受入れ体制が今整つてきていたところであるところでございます。

そうした中、先週の五月二十三日でござりますが、やはり配合飼料メーカーの団体からも、幾たびかのトウモロコシの高騰によりまして非常に畜産經營打撃を受けおりまして、配合飼料メーカーも原料調達といったものをしっかりとやつていいということと、先ほどお話をありましたように、二十六年産で四十万トンの飼料米を使いたいと、中長期的には二百万トンの希望が寄せられているというような状況になっておりまして、これも含めましてマッチング活動を行っているところでございます。

そうした中で、条件整備でございますが、まずはやはり耕種側における乾燥調製貯蔵施設の整備、あるいは畜産側で、受入れ側で必要となる加工保管施設の整備、あるいは粉碎機、混合機等の機械導入などにつきまして耕畜双方にわたりまして現在支援を行つていると、こういうふうな状況でございます。

○委員長(野村哲郎君) 野田委員、内閣府の濱谷参考人に対する質問、まだありますか。

○野田国義君 もう結構です。

○委員長(野村哲郎君) それじゃ、退席していただいて結構です。

○野田国義君 じゃ、しっかりとお願いしたいと思ひます。

そこで、当然、燃油の問題なども、運ぶということになりますと要るわけでありますので、この対策も考えていただかなくちゃいけない。

それから、これは十倍にすると、この資料を見て分かるように、そうしますと、種子、種の問題が出てくると思いますけれども、この種子の問題はちゃんと手当ができるんでしようか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生から御指摘ございました種の問題でございまして、やはり飼料米の一層の生産拡大を図るためにできるだけ多収性の品種の導入といつたものが必要かというふうに思つてているところでございまして、このため、

当座、二十六年産の多収性専用品種の種の確保に関するところであるところです。

そうした中で、多収性品種の種子の供給可能量等の情報共有を行つたところでございます。

こうした中、四月末現在でございますが、今年の一月に希望を取りましたところ、一月に多収性専用品種や知事特認品種による取組の意向が示されました面積が、これが約一万五千ヘクタールであったわけですが、その後、八割に当たる約一万一千ヘクタールにつきまして、多収性品種や知事特認といつた、主食用のものでございますが、多収性の種子の供給が行われるといういうふうな状況になつております。

につきましては、こうした多収性品種あるいは知事特認品種以外ではございますが、収量の高い多いものが主食用途にも生産されている品種がございまして、こうしたものが充てられていると、いつたような状況というふうに聞いておるところでございます。

二十六年産につきましては田植がそろそろ終わるに至るわけでございますが、来年の二十七年産に向けてしっかりと、多収性専用品種による取組拡大が想定されますことから、現場で飼料用米生産が円滑にいきますよう、都道府県、関係機関と連携しまして、必要な多収性品種の確保に向けて万全を期していきたいと、このように考えているところでございます。

○野田国義君 しっかりと準備対策をお願いしておきたいと思います。

それで、この飼料用米と飼料用作物の価格差を補填するということでございますけれども、これ大体何年ぐらい続けていくんですか。かなりの金額になりやせぬかなと思いますが。それで、私思はちゃんと手当ができるんでしようか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生から御指摘ございました種の問題でございまして、やはり飼料米の一層の生産拡大を図るためにできるだけ多収性の品種の導入といつたものが必要かというふうに思つてているところでございまして、このため、

がでしようか。

○政府参考人(佐藤一雄君) まず、今先生の方から御指摘ありましたトウモロコシの問題からお答えさせていただきますが、確かにおっしゃるよう

にアメリカからトウモロコシを輸入しているわけですが、実は我が国で餅用のトウモロコシの生産を行つ場合には、やはりどうしても秋の長雨あるいは台風、こういうことによりまして収穫時期に非常に雨が多いということのため、粒にカビ等が発生しまして品質が低下しやすいということ、また、稻に比べまして耐湿性に劣りまして、排水が徹底されない水田での活用というのがなかなかこれは難しいということ、また、収穫あるいは乾燥調製のための機械、施設といった追加的投資といったものが必要となるといったような問題がございまして、実態のところは余り餅用の、飼料用のトウモロコシの生産というのは、粒の生産というようなものは行われていない状況にござります。幾つか例外はございますが、一般的には行われていないという状況にござります。

二十六年産につきましては田植がそろそろ終わるに至るわけでございますが、来年の二十七年産に向けてしっかりと、多収性専用品種による取組拡大が想定されますことから、現場で飼料用米生産が円滑にいきますよう、都道府県、関係機関と連携しまして、必要な多収性品種の確保に向けて万全を期していきたいと、このように考えているところでございます。

○野田国義君 しっかりと準備対策をお願いしておきたいと思います。

それで、この飼料用米と飼料用作物の価格差を開発を行つて開拓するということでございますけれども、これ大体何年ぐらい続けるんですか。かなりの金額になりやせぬかなと思いますが。それで、私思はちゃんと手当ができるんでしようか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生から御指摘ございました種の問題でございまして、やはり飼料米の一層の生産拡大を図るためにできるだけ多収性の品種の導入といつたものが必要かというふうに思つてているところでございまして、このため、

八年が約八万四千ヘクタールであったものが平成二十一年度につきましては九万三千ヘクタールと

いうことで、増加の傾向をたどつてゐるところでございます。

○野田国義君 今回の政策、法律案は、余りにも

問題があるということございまして、この飼料用米の拡大と定着、本当にできるんだろうかと、そういう不安を持つておられる方々も多いんではないかと思つておるところでございます。

これを見直す考えはないのか、大臣にお考えお聞きしたいなど改めて思いますけれども。

○国務大臣(林芳正君) 我が国では食生活が変化をいたしまして、昭和三十七年のピーク時の百十八キロ、年間の米の消費量でございますが、一人当たりの、これが今大体五十六キロ、平成二十四年といふことで半分になつております。主食の米が大変、消費がある意味では非常に短い期間で少なくなつたと。

一方で、水田は非常にいろんな多面的機能も有した貴重な生産装置でございます。したがつて、水田を有効にフル活用しながら、この変わつてく需要にどう対応するかという中で餅米、加工用米といった多様な米の生産振興を図ると。

それから、小麦の自給率が一二%、大豆の自給率が八%と、それぞれ平成二十四年度でございまして、この利用を推進しているところでございまして、例え北海道東部でも作付け可能な新品種のたちびりかといつたものがございまして、この開発とその普及を今進めているほか、粒とトウモロコシの芯を丸ごと利用するアイコーンサイレージというものがございまして、これについても栽培技術、あるいは牛、豚への給与技術の今開発を行つて開拓するところです。

それで、この飼料用米と飼料用作物の価格差を補填するということでございますけれども、これ大体何年ぐらい続けるんですか。かなりの金額になりやせぬかなと思いますが。それで、私思はちゃんと手当ができるんでしようか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生から御指摘ございました種の問題でございまして、やはり飼料米の一層の生産拡大を図るためにできるだけ多収性の品種の導入といつたものが必要かというふうに思つていているところでございまして、このため、

飼料の安定供給という意味でもこの餌米は大変重
要だと、こういうふうに思つておりますのと、先
ほどトウモロコシのお話もございましたけれど
も、比較しまして、米と同様の栽培方法、農業機
械等で生産できるというメリットがございまし
て、やはりこれを拡大していくということに食料
自給率、自給力等を向上させていくということに
つながつていくものと、こういうふうに考えてお
りますので、今の直接支払交付金の見直しをいた
しまして、単收回上への取組へのインセンティブ
としての数量払いの導入、また、それに更に加え
て、これは餌米に限つたということではないかも
しませんが、产地交付金を充実する、こういう
ことで地方公共団体で検討、工夫をしていただき
ながら本予算を活用して魅力的な商品の产地づく
り、こういうものを進めていきたいと、こういう
ふうに考えております。

○野田国義君 米粉が非常に生産力が減つたとい

うようなことでございまして、こういう二の舞に

ならないように、また猫の日にならないように

しっかりとお願いをしておきたいと思います。

それから、次に移りますけれども、戸別所得補

償、民主党、衆議院の方でいろいろ論議もされた

かと思ひますけれども、その中でも出たと思いま

すが、私は、まず集落農業数が増加をし、規模も

拡大が進んできた、それから過剰作付面積も減少

したということですね。さらに、農家の所得も

確実に上昇したということでありましたし、また

そこに参加している農家、約七五%が評価をして

いますけれども、この評価というのはどうお考え

になつてあるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) これは今委員がおっ

しゃつていただきましたよう衆議院でも多くの

議論がなされたところでございますが、今般の農

政改革において、いわゆる米の直接支払交付金に

ついてございますが、米は麦、大豆と違いまし

て十分な国境措置があるということでありまして

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利がない

こと、それから、全ての販売農家を対象と
するということで農地の流動化のベースを遅らせ
る面があるということ、また、主食用米の需要減
少、先ほど申し上げたとおりですが、このことに
よりまして潜在的生産力が需要を上回つている状
況にある、こういう政策的な課題があつたという
ことで廃止をすることいたしたわけございま
す。

しかしながら、この交付金を前提にいろんな投
資を行つてこられた農業者もいらっしゃるとい
うことで、何を払うのでいいんですとか、そ
れから米価変動補填交付金ですか、これも廃止に
なつていくこと、二十六年産から単価を削減
した上で二十九年産までの限時措置と、こういう
ふうにしたところございます。

○野田国義君 それで、今回は直接支払交付金そ
れから米価変動補填交付金ですか、これも廃止に
なつていくこと、二十六年産から単価を削減
した上で二十九年産までの限時措置と、こういう
ふうにしたところございます。

○野田国義君 そこで、今回ゲタ、ナラシ対策で面積規制は
設けないと言つておりますけれども、農業経営改
善計画を作成をしなくてはいけないということに
なりますと、我々はやっぱり日本の農業というの
は兼業農家も支えているところが非常に大きいん
だということで仕組みをつくったところござい
ますけれども、もう小規模農家あるいは高齢者農

家、非常に私は日本の農業というのを支えている
だということで仕組みをつくったところござい
ますけれども、もう小規模農家あるいは高齢者農

やつていただいていた負担が軽減される、それから、共同活動に参加していただければ農家の収入となつていく道が開かれるということで、農家の収入と実質的な手取りの向上につながるというふうに考えております。また、中間管理機構を活用して、担い手への農地利用の集積、集約化、これを図つていくことによってコストを削減し農家の所得を確保していく、こういうことも可能になるわけでございます。

○野田国義君 こういうことに加えまして、販売、加工への取組への所得が保障されるのか。
所得が、農家にとっての所得が保障されるのか。
そしてまた、今回ゲタ、ナラシ対策で面積規制は設けないと言つておりますけれども、農業経営改善計画を作成をしなくてはいけないということになりますが、農業にとつての所得が保障されるのか。

○野田国義君 さて、認定農業者と集落営農に加えまして認定新規就農者を対象といたしました。それから、小さな方のお話がございましたけれども、今は

回は、経営所得安定対策の見直しで、対象農業者について、認定農業者と集落営農に加えまして認定新規就農者を対象といたしました。それから、面積規制要件も外すということにいたしましたの

で、今委員がお触りいただきましたように、計画を作つて将来に向けて農業で生計を立てていく意欲と能力のある方であれば幅広く対策に加入できることにいたしました。

一方で、経営所得安定対策に加入できない方に

ついても、農業生産を継続していただけて地域の直売所等において販売する、こういうやり方もあ

ると思いますが、中間管理機構を活用して担い手への農地集積、集約化を進めていただく、出し手になつていていただくということ。そして、午前中の質疑でもございましたように、この出し手になつた方が集落に引き続きどまつていただけて担い手を応援するということの要素もあって共同活動をしていただく、そのための日本型直接支払制度、

こういうことをやりましたので、そういう形での地域活動に参加していただく、こういうこともあらうかと、こういうふうに思つております。さらに、日本型直接支払制度、

○野田国義君 私は、恐らくならないんじゃないのかなと、経営安定にはつながらんじやないかなということを申し上げたいと思います。現場の本当に声をもつと生かしたものにしていただきたいなと思っております。

○野田国義君 私は、恐らくならないんじゃないのかなと、経営安定にはつながらんじやないかなということを申し上げたいと思います。現場の本当に声をもつと生かしたものにしていただきたいなと思っております。

○野田国義君 私は、恐らくならないんじゃないのかなと、経営安定にはつながらんじやないかなということを申し上げたいと思います。現場の本当に声をもつと生かしたものにしていただきたいなと思っております。

○野田国義君 私は、恐らくならないんじゃないのかなと、経営安定にはつながらんじやないかなということを申し上げたいと思います。現場の本当に声をもつと生かしたものにしていただきたいなと思っております。

○野田国義君 私は、恐らくならないんじゃないのかなと、経営安定にはつながらんじやないかなということを申し上げたいと思います。現場の本当に声をもつと生かしたものにしていただきたいなと思っております。

○野田国義君 私は、恐らくならないんじゃないのかなと、経営安定にはつながらんじやないかなということを申し上げたいと思います。現場の本当に声をもつと生かしたものにしていただきたいなと思っております。

せんけれども、いわゆる園芸の方ですね。私が市長をやつておりましたところは非常にお茶、花が盛んなところでございました。それで、これ輸出、これから成長戦略ということをよく言われるわけでありますけれども、非常にそういう意味からすると有望な作物ではないかと。私も当然、市長時代、一生懸命どうやら輸出できるだろうかと、いうような取組をしてまいりましたけれども、その辺りのところをちょっとお伺いをさせていただきたいと思っております。

お茶につきましては、おられますけれども、山田先生を始め御協力をいただきまして、平成二十三年ですか、お茶振興法が成立をいたしました。同時に、同年度、改植事業という形での支援をいたぐりようになりました。それで本当に生産者の皆さん非常に喜んでいただきました。工場とか、そういう支援策はございましたけれども、直接受生産者に対する、そういった農家に対する支援策ということで非常に喜んでいただきました。思つてはいるところでございます。

ただ、この間、ちょっと私のところに陳情というか要望がございまして、その方は工場をやつておられるんですけども、いわゆる部会に入つてないといつたお金は出せないというようなことでお断られただけれども、どうかならないのかと。結構生産をし、茶商、工場を持ってやつていらっしゃるというような方でございましたけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今、野田先生御指摘いたきました、お茶の改植事業、茶改植等支援事業でございますが、これは茶農家の共通の課題でござりますます茶園の老園化に対応しまして、優良品種への転換によりまして消費者ニーズへの的確な対応を図るといった観点から、平成二十三年度から茶の改植及びその際の未収益期間に対する支援を行つてはいるところでございます。

この事業でございますが、改植等は一定程度で

まとまつて取り組むことがこれが非常に有効であるというような観点から、荒茶工場を単位とした取組を支援するということにしておるところでござります。このため、家族経営で荒茶工場を所有している場合も支援の対象とするなど、茶農家の多様な経営形態に即して柔軟に対応しているところでございます。

また、平成二十六年度からは経営規模の拡大のための新植についても支援対象とするなど事業メニューの拡充を図つてきたところでございました。そこで、今後とも、今御指摘いただきましたけれども、これらの対策が生産現場において円滑に活用されよう、農水省としましてしっかりとPR、助言に努めさせていただいと、このように考えているところでございます。

○野田国義君

皆さんも御案内とのおり、お茶は

がんの予防にもなると、それからこの間発表されておりましたのは、認知症の予防にもなるというような研究の成果も発表になつておつたところでございますので、これからも支援の方をよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、花の方でござりますけれども、本当に燃油がどんどん、皆さんのお手元に資料三としで配付させていただいておりますが、今百円を超えておるということでございます。

そこで、二十四年度の補正で四百二十五億円トボン等の省エネ施設の導入支援として四十七億円、セーフティネット措置である燃油価格の高騰分の一部の補填として六十億円を交付しているところでございます。

○野田国義君

この対策につきましては、今先生の方から御指

摘要がありましたが、その実施期間の延長の要請が極めて強いという状況になつておりますが、今後とも、燃油価格の動向あるいは事業実施の進捗状況等を十分把握した上で対策の円滑な実施に努めていくたいと、このように考えてはいるところでございます。

○野田国義君 この燃油問題は本当に大きな問題だと思いますので、二十七年度以降も何とぞ支援のほどをよろしくお願いをしておきたいと思います。

それから、バイオマスですね。省エネというこ

題、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今御指摘いただきま

した燃油の価格でございますが、施設園芸に用い

るA重油の一リットル当たりの価格ですが、高騰前の平成二十三年一月でございますが、一リットル当たり七十八・二円でありましたけれども、二十六年一月では百三円ということで、三割程度高騰しております。これが経営費に占める燃料費の割合が高い施設園芸の経営に大きな圧迫要因となつてはいることは承知しているところでございま

す。

このため、先ほど御紹介していただきましたように、二十四年度から、燃油価格高騰緊急対策といたしましてこの緊急対策を実施しているところでございますが、これまで全国で約二万八千戸の施設園芸農家を対象にいたしまして、ビートボン等の省エネ施設の導入支援として四十七億円、セーフティネット措置である燃油価格の高騰分の一部の補填として六十億円を交付してきているところでございます。

この対策につきましては、今先生の方から御指

摘要がありましたが、その実施期間の延長の要請が極めて強いという状況になつておりますが、今後とも、燃油価格の動向あるいは事業実施の進捗状況等を十分把握した上で対策の円滑な実施に努めていくたいと、このように考えてはいるところでございます。

○野田国義君 この燃油問題は本当に大きな問題だと思いますので、二十七年度以降も何とぞ支援のほどをよろしくお願いをしておきたいと思います。

それから、バイオマスですね。省エネとい

ういふ施設園芸等でもやっぱりしっかりと木質バイオマスをやつしていくことがこれから時代必要なことではないかなと思つております

で、こちらの方もしっかり研究をしながら、開発をしながら、これはどうしても北欧辺りにそういつたボイラーナの技術があつて、日本ではまだまだ開発されていない部分もあるということございまますので、よろしくお願ひをしたいと思っています。

それで、もう時間もありませんけれども、衆議院の附帯決議、そしてまた我々も政権時代、この戸別所得補償、それは完璧な制度じゃないと、仕組みじやないと、だから、いろいろ改善これからしていかなくちゃいけないということを論議していました。その中で出ておつたのが収入保険制度なんですね。これ、米だけじゃなくて、ほかの畑作等にも広げて、また果樹なんかにも広げてまいりました。そこで出ておつたのが収入保険制度などですね。これ、米だけじゃなくて、ほかの畑作等にも広げて、また果樹なんかにも広げてまいりました。その中で出ておつたのが一一番ベターベストではなかろうかというようなことをしっかりと検討をしてきたいきさつがあるということです。

そこで、今回、附帯決議の方にも盛り込まれてお

るということでございますけれども、大臣、これはどういう形で推進に向けて取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 今委員が御指摘いたいたと、このように考えてはいるところでございます。

○野田国義君 この対象品目が収穫量の把握ができるものに限定をされておりまして、加入単位も品目ごとに今なつておりますので農業経営全体という意味ではカバーされていないまさに御指摘があつたように、この対象品目が収穫量の把握ができるものに限定をされておりまして、加入単位も品目ごとに今なつておりますので農業経営全体という意味ではカバーされていないと、こういうことであります。

したがつて、全ての農作物を対象にして、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、調査検討を進めていく必要があると、こういうふうに我々も考えておりまして、二十六年度の当

初予算で既に調査費を三億一千百万ほどいただいておるところでござりますが、この調査をやりまして、これを踏まえて制度設計を行うわけでござります。したがつて、二十七年産につきまして、作付け前の加入から納税申告まで、すなわち、一十六年中に加入をして、二十七年に作付けして、二十八年に納税申告をすると、三年一サイクルのフィージビリティースタディーを実施した上で制度を固めていきたいと、こういうふうに考えております。

○野田国義君 それでは、最後でござりますけれども、本当にこの法案が農山村や地域社会の崩壊にならぬよう、そしてまた猫の日農政だったとならないよう、ひとつよろしくお願ひを申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○徳永エリ君 皆様お疲れさまでござります。民

先ほど山田理事から御報告がありましたけれども、月曜日、火曜日と島根県の出雲市に行つてま

ただ、そこでつくづく思いましたのは、今回の農政改革についても、私たち北海道の人間が感じている問題意識、危機感というのは全くあそこのないなどというふうに思いました。

私たちには、この農政転換によつて、果たして経営は続けていけるんだろうか、借金は返せるんだろうか、あるいは企業参入によつて農地、農村、もしかしたら乗っ取られるんぢやないだろうかとか、あるいは農村で働く人たちも、今ある地域の姿ではなくて、これからTPPやEPA、先ほど外国人技能修習制度の話などもありましたけれども、外国人労働者がどんどん入ってくるんではないだろうかとか、それから産業競争力会議の委員の方々のいろんなところで話しているものなどを見たり聞いたりしますと、優良な農地からどんどん入つていくというような話があつたりとかして、やはり北海道は、世界的にも大変に安心、安全、品質も良い農作物を作つていい、環境もすばらしいということで評価が高いわけでありまして、ある意味、言葉は悪いかもしませんけれども、ターゲットになつていてるんぢやないかというような、そういう危機感が物すごくあるんですね。多分、そういう気持ちというのは、恐らくあのどかな中山間地域の方々には分からぬだらうなと思いながら、北海道の我々は、チーム北海道、党派を超えて、しつかりこの北海道の不安感を繰り返し繰り返し訴えていかなければいけないと。そうならなければいいんですから、うまくいけばそれにこしたことはないんですけども、いや、もしかしたらこうなるんぢやないか、ああなるんじゃないかと。

やはり、一気に農政改革ということを行ふと、今まで大胆な構造改革の中でいろんな問題が起きてきたということは過去に経験してきてるわけですから、この農政改革においてもそういったことにならないように、慎重にも慎重な姿勢で臨むというのがこれは当たり前のことだと思つておりますので、繰り返し北海道の立場、農業者の思いというのをお伝えさせていただきたいと思想します。

りました。その中で、そろそろまとめの時期にも
来たわけでございますけれども、北海道では、い
ろいろ御意見はありましたけれども、経営所得安
定対策、民主党時代の農業者戸別所得補償制度、
この米の直接支払交付金、十アール一万五千円に
よつて専業農家の所得の確保とそれから経営の安
定につながつたという声が大きいことは、これは
間違いないわけですね。

中長期的な営農の計画も立てられるようになつ
て、本当に、この委員会でも何度も申し上げまし
たけれども、いや、もう年取つたからやめてしま
おうかな、もうからないからもうやめてしまおう
かなと思つていたけれども、先が見えるようにな
つてきてきたので、これは都会に出てもいろいろき
ついことばかりだし、息子に帰つてこいと、農
家続けていたら何とか食えるから一緒にやつていい
こうよというようなことで、後継者もどんどん増
えてきているんだという声もいろんなところで聞
いていたんですね。それに伴つて意欲的に規模拡
大もする、農地を借りたり買つたりする、それか
ら規模が大きくなつたことに伴つて今度は農業機
械も更新していくということで、もう本当に大き
な借金を抱えてしまつた、負債を抱えてしまつて
いるわけです。

それで、政権が替わつても一年間この経営所得
安定対策とというのが続いたのですから、ちょつ
と考えが甘かつたのかもしれませんけれども、農
家の皆さんに聞きますと、これはまだまだ続くん
じやないかというふうに思つていたと。だから、
昨年末の稻作農政の転換ということはもう大変に
ショックだったということを非常に多く聞きま
す。

政府に本当にこの米の直接支払交付金を廃止し
てしまつていいのかというふうに尋ねますと、激
変緩和ということもあって五年間の措置をとつた
んだと、半額の七千五百円ではありますけれども、
五年間あるんだからその間に対応してもらいたい
ということですけれども、五年後にどんなことが
起きているか分からぬわけですよ。私たちが危

惧しているようなことが農村地域で起きて、いるかもしれないし、米価も上がっているのか下がっているのかも分からぬ、生産コストも皆さんおっしゃっているよう下がられるのかどうかも分からない。そして、為替の影響もどうなつているのか分からぬ、ＴＰＰだつてどうなつているのか分からぬ。

そういう中で、三十年から廃止ということは決まっていますけれども、五年後には一度しつかりと生産者の調査をして、ただいて、果たしてしつかりこの後も農業を続けていくのかどうか、続けていけないというのであればどこが問題なのか、そこに何とか支援はしていくのか、そこをしっかりと五年後に一度御検討をいただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣（林芳正君）　まず、御視察に行かれ、北海道の状況と行かれた出雲の状況は大分違うということです。それで、うちの地元はどうかというと出雲の方に近いような状況です。で、この仕事になつてつくづく思ひますのは、日本は広いなど。ですから、農政をやるに当たっては、いろんな地域のいろんな方の現場の声というものを踏まえてトータルでどうしていくかと、なるべく選択肢を増やしながらやっていくと、これが私も常々大事だと、こう思つておるところでございますが。

お尋ねの直接支払交付金でござりますけれども、先ほども御答弁させていただいたように、麦、大豆と違つて十分な国境措置があるということと生産条件の格差から生じる不利がないということと、全ての販売農家に交付をするということで農地流動化のベースを遅らせる面があつたと。それから、需要でございます。まあ、五年後ですから何があるかなかなか分からぬと、おっしゃるとおりだと思いますが、この五十年間の間にこの日本の米の消費、主食用米の需要というのがトレンドとしてずっと下がってきていて、ラーフスタイルの変化の要因というのは今からそれほど、この五十年ほど大きなものがあるかどうか

分かりませんけれども、一方で人口が残念ながら減少していく、そして高齢化が進んでいるということで、同じライフスタイルであつたとしても量が減っていくと、こういうことで、今の予測ですと毎年八万トンということで減っていくだろうと。

これは五年後もそう大きな変化がなかなか残念ながらのではないかと、こういうふうなことでございまして、やはり五年後、その先の十年後、二十年後と、そういうところで持続的に、結局誰かが買ってくださらなければいけないわけでございまので、需要に見合つたものを貴重な生産装置である水田をフル活用しながらどうやっていくかということで、今回の農政改革をつくさせていただいたところでございます。

したがって、削減をして、そして五年後に廃止ということは決定いたしましたけれども、今まさに機械、施設の投資を行つてこられた農業者もいらっしゃるということでございまので、今は時限措置を講じようと、こういうことにしたところでございます。

○徳永エリ君 額に汗して積極的に取り組んできました人たちが農政の転換によって経営ができなくなる、制度の転換による犠牲で営農が続けられなくなるということがないようにしっかりと対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、扱い手経営安定法案について、主

食用米がゲタ対策から除外されています。先ほど

の御説明にもありましたが、米は高い関税

で守られているからということですけれども、T

PPによる関税の削減や輸入枠の拡大、それから

米価の下落など、どうなるか分からぬとい

うことで、標準的な販売価格と生産費との差

額を補填する生産条件不利補正対策、ゲタの対策

に主食米を加えていただけないかということをお願い申し上げたいと思います。

せめて、新たな収入保険制度ができるまででも、稲作農家の方の安心のためにも主食米をゲタの対象にするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(吉川貴盛君) 同じ北海道でありますからいいお答えをしたいとは思うのでありますけれども、お聞きいただければ存じますが、徳永委員御承知のとおりでございますので、この担い手経営安定法の対象農産物に関しての説明は申し上げませんけれども、ゲタ対策の対象でありますのが、一つは、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるもの、二つ目には、十分な水準の国境措置が講じられておらずに、政府として我が国と外国における生産条件の格差から生じる不利を補正する必要があるものとし

ておりまして、米につきましては現在十分な国境措置がありまして諸外国との生産条件の格差か

ら生じる不利はないためにゲタ対策の対象としてはなっていらないところでございます。

○徳永エリ君 万が一、これからTPP等で十分な国境措置がなくなつたときには御検討いただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 假定の質問でございます。今TPP交渉中でございますから、具体的にどうこうということは申し上げられないと思いま

すが、一般論としては、国境措置とゲタ対策、この二つの問題は当然、国境措置の代わりに検討しな

ければならないと、こういうふうに思つております。

○徳永エリ君 てん菜の作付けがどんどん減少

れ、十分な補填金を受け取れないなどの問題も抱えています。

北海道の基幹作物であるてん菜やでん原バレイショは、干ばつや湿害など天候の影響で、減収や、それからてん菜は糖度が上がらないことなど収入の減少が十分に補填されないと、いうことで作付けがどんどん減つているんですね。てん菜の作付けが減ると、前回の委員会でもお話をいたしましたが、製糖工場や地域の関連産業にも影響が出る。

また、自給率も大きく低下します。

作付け意欲を低下させないためにも、ナラシ対策において単品での加入と支払が可能にできるよう、制度の拡充強化が必要だと考えますが、この点についてはいかがでしようか。

○副大臣(吉川貴盛君) 担い手経営安定法に基づくナラシ対策でありますけれども、農家抛出を伴う経営全体に着目したセーフティネットといったしまして、農業収入全体の減少による影響を緩和するための対策でございます。

このために品目間の相殺を行うこととしておるところでございますけれども、仮に品目間の相殺をしなかつた場合、農家経営全体で黒字になつてはいるにもかかわらず、ある品目の収入が減少したためにその部分を別途補填をするということは、他の産業の方を含めた国民の理解がなかなか得られないのではないかと、こう思つております。

まして、適当ではないと考えております。

北海道は、府県に比較いたしまして総じて農地の区画が大きくて単位面積当たりの水路や農道の延長が短いということになりますので、単位面積当たりの共同活動量ということで見ますと、府県に比較すると小さくなります。このため、特に区分をして単価を設定することが適当と考えられた

ということでございます。

また、今先生のお話もありましたように、從来の農地・水保全管理支払におきましても、北海道、都府県に同じような考え方で区分をして設定をしていたということ、これを踏まえたということ

でございまして、そういうことから、北海道、

都府県とに区分をして交付単価を設定したものでございます。

○徳永エリ君 調査をして活動量の実態に即して設定したということですが、北海道の農家はほとんどの専業農家なんですね。五十町歩を家族三人で

ます。

○徳永エリ君 ありがとうございます。ちょっとと安心をいたしました。

また、現行のナラシ対策では、対象作物の全て

の加入が義務化され、支払も加入作物間で相殺さ

作業するような農業のプロ中のプロですから、平地の草刈りなどは効率よく簡単にできちゃうわけですよ。面積は広いわけですし、北海道は観光地ですから、景観づくりに並々ならぬ思いと苦労があるんですね。植栽活動なども、忙しい農作業の合間に力を入れて取り組んでいるところもあります。活動量や活動時間にも地域の事情がありますから、そこもしっかりと考慮していただきまして、何とか北海道の単価はほかと一緒に一律にしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 今局長からどういうふうな根拠でこういう単価になつていいかということの説明をさせていただきましたけれども、まさに共同活動量、単位面積当たりは、いろんな方が手下手といふのはあらうかと思いますが、やはりほかの府県と比較して一般的に区画が大きくて單位面積当たりの水路、農道の延長が短いということで、共同活動量として見ますと府県と比較して、小さいと、こういうことになつております。そういうふうにして算定をされております。

なお、観光というお話をありました。観光でしっかりと農外収入も得ていただくよう、それも支援してまいりたい、こういうふうに思つております。

○徳永エリ君 北海道の富良野とか美瑛辺りはいい季節には本当にアジアの方もたくさんいらっしゃっていて、本格植栽には気を遣うそうですが、写真を撮られる方がたくさんいますから。あと農家の方に聞くと、七十町歩ぐらいのところを一人でトラクターで作業しているお父さんなんかもいて、ちょっとお手洗いに行きたくなつても、人目があるものですから、簡易トイレを用意しながら、気を遣つているようですね。そういうところも是非とも御配慮をいただきたいと思います。

また、五年後に支払の効果や取組の定着状況を

第三者委員会によつて検証し、施策に反映するところですけれども、だとすれば、五年以上継続している地域について七五%単価と決めてしまうのではなくて、評価の結果によつて更なる取組が期待される場合は単価一〇〇%継続でもいいのではないかと思いますが、いかがでしようか。

○政府参考人(三浦進君)お答えいたします。

多面的機能支払のうちの資源向上支払でございますけれども、ここで地域資源の質的な向上を図る共同活動の取組を五年以上継続した地区につきましては、今先生御指摘がありましたように、七五%の単価、基本単価の七五%を交付するという仕組みとしております。これは、五年以上継続した地区につきましては、地域住民を含めた農村環境保全活動などの活動がその制度を活用して定着をして効率的な実施が可能となつてゐるということを踏まえたものでございます。これは資源向上支払についてでございますけれども、これまでやはり実施してまいりました農地・水保全管理支払におきましても、五年以上取組を継続した地区的交付単価の取扱いを同様の考え方方に立つて措置しておりますので、これを引き継いだというところでございます。

一方、今回、多面的機能支払の創設に当たりまして、農地維持支払を新しく設けました。こちらにつきましては、活動の定着に伴つて効率化が図られるというような性格のものではないと、非常に基礎的な保全活動ということといたしますので、そういったことを考慮いたしまして、こちらは基本単価の七五%とするといったことは行わないと、そういうこととしたところでございます。

○徳永エリ君 本当は、成果の出たところは一〇〇%どころか何か上乗せしてもらいいんじゃないかというぐらいの気持ちなんですねけれども、その方が意欲的にも取り組めますし、共同作業をしていても成果が評価につながるということは大変にうれしいことですので、できれば御検討いただけないかなと思います。

それから、この多面的機能払い法案について私

の意見を申し上げさせていただきたいんですけれども、この法案は農道や水路の維持管理などで、ちょっとこの多面的機能払いという名称と実態が懸け離れているような気が私はしているんですね。本来、多面的機能というのは、農家を守り、水田を維持する。つまり米作りを続けることによって副次的に多面的機能が守られるということです、そこを固定払いにしようというのが自民党が野党時代に提出した多面的機能支払の法案だったんだと思うんですね。その意味では、まず第一に水田に水を張り続けることが必要で、多面的機能を守るということは稻作農家を守るということだと申し上げておきたいと思います。

となると、話は元に戻りますけれども、やはり米の直接支払交付金は廃止するべきではないと申上げたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 多面的機能支払は、もちろん水田、非常に貴重な生産装置であると申し上げたところですが、水田だけが果たしてあげたところではございませんが、畠地も草地も相まって、また森林等も相まって多面的機能といつのが果たされていると、こういうふうに考えておりまして、そういうわけではなくて、畠地も草地も相まって、また森林等も相まって多面的機能といつのが果たされていると、そういうふうに考へておきましても、全ての販売農家で主食用の米だけということではなくて、この多面的機能支払といつのは、農地を維持していくだいでいるそれそれのことについて、何を作るかによつて全くもらえる人ともらえない人が出てくるということではなくて、広く多面的機能を維持してくださる方に単価はそれぞれ今御議論いただいたよんなところがござりますけれども、これをサポートしていくこと、ますます何かが広がっていく規制改革会議がまとめた農に不安が広がっている規制改革会議がまとめた農

○徳永エリ君 「委員長退席、理事山田俊男君着席」

先ほど、午前中、私の言いたいことは舞立委員と中泉委員が全て言ってくださいましたのでちょっと重複してしまいますけれども、北海道でも大変に不安が広がっている規制改革会議がまとめた農

農政改革の三つの柱、第一に農業委員会、第二に農業生産法人、第三に農業協同組合の三つをセットにした見直しの提言がありました。産業競争力会議、また政府も方向性は一致しており、安倍総理からも、今が農政転換のラストチャンスとの認識の下、改革を実行していただきたいという指示もありました。

与党の取りまとめが六月六日と聞いています。規制改革会議からの答申が六月二十三日ということですが、農協、全国農業会議所、農業、農村の現場から、また与党内からも規制改革会議のこの意見には強い反発の声が上がっているようではけれども、この状況を受けて政府としてどう対応していかれるのか、大臣にお伺いいたします。

○國務大臣（林芳正君） この規制改革会議は、今委員からお話をありましたように、五月二十一日には農業改革に関する意見、これを取りまとめられましたが、この改革を取りまとめた過程においては、先ほどどなたかのお話にもあつたように、農業ワーキンググループにおいて農協や農業委員会、農業者等からのヒアリングが行われたと、こいうふうに聞いておりまして、一方、四月八日には全中が決定、発表した自己改革案についてもヒアリングが実施をされておると、こういうふうなことでございます。

我々としては、農協や農業委員会等の改革、これは農業者特に担い手農業者から評価をされて、農業が成長産業化していく、こういうものに資するものでなくしてはならないと、こういうふうに思っております。そういう意味で、今与党と協議をしながらこの問題意識をきちっと踏まえて改革案を早急に検討したいと、こういうふうに考えております。

○徳永工君 本当に時間がないので、この短い時間の中でしっかりと御検討いただきたいと思っております。

農業委員会の見直しについて伺いますが、公選

制を廃止し選任委員に一元化するということです。

ります。

しかも、これまで選挙委員の選挙権、被選挙権は、耕作の業務を営む者、またその配偶者などで耕作に従事している者、農業生産法人の構成員で耕作に従事している者でした。それが、選任委員は、農業者の創意工夫を最大限に引き出すこと

に優れた識見を有する者とされています。これはどういう人のことを指すんでしょうか。これまでの地域の農業者の代表、農業者ではないということもないか。そして、必ずしも地域に居住する者でなくともよいというふうにも読めるんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げま

規制改革会議では、今御指摘ありましたように、農業委員のほとんどが無投票で当選されているといふことで、事実上形骸化しているのではないかと。専門委員等の指摘では、地域によつては持ち回りでなされているようなどころもあるんではな

いかとか、あるいは名譽職となつているんではないかとか、あるいは兼業農家が多いのではないか、そういう指摘がありました。こうした指摘を踏まえまして、これから農業委員会が転用対策でありますとか耕作放棄地対策に力を入れていくために、それから農業委員会が転用対策でありますとか、これが実務的に機能する者を採用すべきではないかということで、選任委員に一元化してはどうかということで提案に至つたものだと受け止めております。

この提案では、農地法の公正な運用、それから農地の監視、改善指導などの実務に精通した者、あるいは農業者の創意工夫を最大限引き出してNPOとかほかの団体ともうまく連携している人で識見を有する者とということになつております。ですから、必ずしも域内的人には限らないとは思いますが、ただ、全て、何といふんですか、域外の人たちでうまく機能するかといふと、それもまた問題だと思いますので、そういう具体的な話というのは今後農水省あるいは関係者とよく話をしながら詰めていくべき課題だと、そのように思つてお

ります。

○徳永エリ君 先ほどもお話をありましたけれども、公選制は形骸化されているということですけれども、九割が無投票で決まるといつても、それは地域の人人がその人でいいと思っているから決まるわけであつて、持ち回りも決して悪くはないと思つてますよ。やはり地域のことをよく分かつていて、みんなに信頼されているからこそ、お願いします、やつてくださいという話になるわけですかがでしようか。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げま

規制改革会議では、今御指摘ありましたように、農業委員のほとんどが無投票で当選されているといふことで、事実上形骸化しているのではないかと。専門委員等の指摘では、地域によつては持ち回りでなされているようなどころもあるんではな

いかとか、あるいは名譽職となつているんではないかとか、あるいは兼業農家が多いのではないか、そういう指摘がありました。こうした指摘を踏まえまして、これから農業委員会が転用対策でありますとか耕作放棄地対策に力を入れていくために、それから農業委員会が転用対策でありますとか、これが実務的に機能する者を採用すべきではないかということで、選任委員に一元化してはどうかということで提案に至つたものだと受け止めております。

○徳永エリ君 そして、農地利用推進員を設置し法制化するということなんですが、「一、二名」を新規参入サポーターとしてその連絡先を公表し、新規就農者が容易にコンタクトできるワンストップサービスを実現させることですけれども、これ、農業委員会が、新規参入したいという方の相談に乗つたり、あるいは企業の参入に関しても今までも相談に乗つてきたわけですよ。

○政府参考人(滝本純生君) お答えいたしました。

なぜ、これ農業委員じゃ駄目なんですか。

わざこの農地利用推進員を設置する必要があるのです。それを法制化しなければいけないのか。全くイメージが湧かないんですけれども、御説明いただけますか。

○政府参考人(滝本純生君) お答えいたしました。

これは先ほどの、農業委員がどのようにして選ばれているかという、その実態をどう評価するか

といふこととも絡む問題だと受け止めおりま

す。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げま

農業者の意向や関わりに關係なく、首長の恣意的な選任が行われるのではないかといふことがすぐく心配なんですね。いろんなところで首長に権限をという動きが今出てきていますけれども、何かや政党が関わるというのは決して地域にとつては

NPOの方々にじや本音で語つてしまつて、そこまで、そこはやっぱりしっかり考えた方がいいと思います。

〔理事山田俊男君退席、委員長着席〕

それから、逆に市町村長の選任制にした場合に、

農業者の意向や関わりに關係なく、首長の恣意的な選任が行われるのではないかといふことがすぐく心配なんですね。いろんなところで首長に権限をといふことなども、何かや政党が関わるというのは決して地域にとつては

なぜ、これ農業委員じゃ駄目なんですか。わざこの農地利用推進員を設置する必要があるのです。それを法制化しなければいけないのか。全くイメージが湧かないんですけれども、御説明いただけますか。

○政府参考人(滝本純生君) お答えいたしました。

これは先ほどの、農業委員がどのようにして選

ばれているかという、その実態をどう評価するかといふこととも絡む問題だと受け止めおりま

す。

○政府参考人(滝本純生君) お答えいたしました。

今、農業委員は、農業委員会での決裁事項と、

それから地元で自分たちの担当してやつてている地区の監視といいますか、それを両方されているところの監視といいますか、それを両方されると、個別具体的にどういう人たちという、今の農業委員を替わつてもららうべきだとか、そういうと

ころまでは話は至つておりません。

それから、報酬をどうするかというような議論も若干ありました。それで、イメージ的には民生委員的な形でされたらどうかといふような意見もありましたけれども、無報酬でというわけにもなかなかいかないだろうというような意見もありましたので、この辺は具体的に今後詰めていくべき

ります。

公正中立な農業委員会の業務の執行ということを確保するためには、提案では市町村長が選任、任命するという形にしておりますけれども、それで全てコンクリートに決め切つてあるわけではございませんで、例えば議会の同意に係らしめると

は、何も新規参入のサポートだけをするために推進員を置くわけではありませんで、その地区で伝いをする、そういう役割を担つて、これまでの農業委員会での決裁と地元の活動というものを一度切り離して今後進めていった方がいいんですね

いかということで、こんな提案になつております。

○徳永エリ君 どういう人がなるのか、あるいは有償なのか、それともボランティア的なものな

か、この辺りも御説明いただけますか。

○政府参考人(滝本純生君) 具体的にどういう人

たちがなるのかといふまでは立ち入つた深

い検討はされておりませんけれども、意見の中

出していたのは、今全国で三万六千人ぐらいの農業

委員おられると思うんですけど、一方で、こ

の提案では、その農業委員、平均は二十名ぐら

いだと思いますけれども、それを半分から四分の

一に、少数精銳で、そつちの方はしっかりと報酬も

支払うべきではないかと。そうすると、今農業

委員約三万、四万人近くいたら、その半分ないし

は四分の一になるわけなので、総量的には今農業

委員されているような方を推進員の方に回すこと

も可能だらうなというような話はありましたけれ

ども、個別具体的にどういう人たちという、今の農

業委員を替わつてもららうべきだとか、そういうと

ころまでは話は至つておりません。

それから、報酬をどうするかというような議論も若干ありました。それで、イメージ的には民生

委員的な形でされたらどうかといふような意見も

ありましたけれども、無報酬でというわけにもな

かなかいかないだろうというような意見もありま

したので、この辺は具体的に今後詰めていくべき

○徳永エリ君 そして、農業委員会の自主性、主体性を強化する観点から、都道府県農業会議、全国農業会議所制度を廃止するということですが、なぜ廃止しなければならないんでしょうか。産業競争力会議の課題別会合の中でも金丸座長からそのことについての詳しい説明がありませんでしたので、御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(滝本純生君) 今回の提案では、先ほど申しましたが、農業委員会には実務的な機能を強化して、遊休農地対策でありますとか転用違

反対策、積極的展開を図つていくべきだ、こういうことが求められているという認識の下に、やはり農協の議論と並行的な感じがいたしますけれども、やっぱり自主的、主体的に責任を持つてやつていくことが基本ではないかという考え方があのところではあると思います。

それからもう一つは、議論の中で出ましたのは、転用に当たつての意見具申など農業委員会からの意見も聞くし、知事は今度、県の農業会議の意見も聞くといふようなことで、それは重複しているのではないかというような意見もございまして、やはり基本的には農業委員会が主体的責任を持つてやつしていくべきで、法律に基づく組織といいますか、制度としては廃止してよいのではないかと。ただ、各農業委員会の主体的な判断で県農業会議あるいは全国農業会議所に代わるようなものが必要だと判断すれば、それは農業委員会の判断として任意に新たな制度をつくられてはどうかと、そういう考え方でこの提案になつているものと事務局としては受け止めております。

○徳永エリ君 そして、二〇〇九年の農地法の改正では、市町村、都道府県、全国を双方で結ぶ組織的なネットワークが形成されている公的な農業機関、農業会議、全国農業会議所とは農地を農地として使うことを監視し、そして農地を守り、農家戸数を守る、つまり農村を守るんだという立場からの御意見をいただきながら、現場の意見を盛り込んだ農地法の改正がされました。

すが、行政府の農業政策の推進に当たつては、全国の農業者の代表として農業会議、農業会議所が意見することは重要な役割だと思います。農業生産法人制度の創設、農業者年金制度の創設、認定農業者制度の創設、それから青年就農給付金事業の実施など、政策提言をしていただき、実現した制度や政策も数多くあります。

農業会議所は、小規模農家、平均的な日本の家族経営農業者の声を行政に届けるためにはなくてはならない公的な機関だと考えますが、大臣、こ

の辺り、いかがでしようか。お伺いしたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 全国農業會議所は、今委員からも触れていただきましたように、農業委員会等に関する法律に基づきまして全国に一つ設立をされると。農業及び農民に関する意見公表、行

政 府 へ の 建 議、そ れ か ら 都 道 府 県 農 業 会 議 の 業 務 に 対 す る 指 導、連 絡、農 業 及 び 農 民 に 關 す る 調 査 及 び 研 究、情 報 提 供、こ う い う も の を 行 う と い う こ と が 農 業 委 員 会 等 に 關 す る 法 律 の 五 十 九 条 に 定 め て あ る と こ ろ で ござ イ ます。

が、平成二十二年から二十四年の三年間の平均で
すけれども、意見公表については八件、建議につ
いては二件行われておりますし、ほかの農業者や
農業者団体の御意見とともに現場の実態を踏まえ
た農業政策の推進に役立っていると、こういうふ
うに考えております。

全国農業会議所というのは民間団体でございまして、市町村の独立行政委員会である農業委員会とは性格が異なつておりますが、農業委員会の在り方の見直しと併せて全国農業会議所の在り方についても真剣に検討していく必要があると思っております。具体的な内容については与党とも協議をしながら検討していくたいと、こういうふうに思つております。

けで、経済界の都合で農政が改革が進められていくというような感覚の中で、農業者の代表機能としての農業会議、全国農業会議所は大変に必要だと思ひますので、是非ともしっかりと御検討いただきたいと想ひます。

それから、農地の権利移動についての許可は、農地として利用される場合については法人に権利移動

移動がされる場合を除き原則届出とするといふことですが、農地法の三条の農地の権利移動の許認可制を届出制にすることは、農地を農地として利用する

用するかどうかの調査、検証をしないということでも転用規制の抜け道になる可能性があるのではないかと大変に心配です。この辺についてどうお考えでしょうか。

今現在の農地法の三条のところにこの権利移動の許可制は書いてございまして、これは、不耕作地を目的の権利取得等を排除する、それから農地を効率的に利用する者による権利取得を促進するという観点から、この権利移動につきまして農業委員会の許可制になつてゐるわけでございます。この許可を行ふ際の基本的な要件といたしましては、取得後の農地の全てを効率的に利用する」と、それから取得後の経営面積が一定規模以上に達すること、それから周辺の農地利用に支障がないこと、こういったことが定められております。この農地法の三条、権利移動の許可制はある意味、農地制度の一番基礎的な条項でございます。こここの部分を届出制にした場合に本当に農地制度はどういうふうになるかともござりますので、これは与党とも御相談しながら慎重に検討を進めたいと考えております。

○徳永エリ君 慎重にお願いをしたいと思ひます。

さらに、農振地域等における植物工場、販売加工施設などの転用基準の緩和など、制度の運用の見直しを行うということもありまして、農地が農地として正しく使われるためには、やはり届出

制にするべきではない、許可制にするべきだと思います。しっかりと検証する必要があるということを申し上げたいと思います。こういうことをやつてしまつては都市と農業地帯とのゾーニングが壊れてしまうことになりますからねませんので、しっかりと慎重に御検討いただきたいと思います。

それから、農業協同組合の見直しについてお伺いをしたいと思います。なぜ農協の見直しが必要なのでしょうか、改めて御説明ください。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げます。

農業者の組織として活動してきました農協ですが、さいますが、時代の変化の中でかなり発足当時とは大きく異なる形態に変容を遂げてきたといふことが一つございます。つまり、少數の担い手組合

員と多数の兼業組合員によつて構成される割合が非常に大きくなつてきたとか、あるいは准組合員あるいは非農業者が増加している、あるいは信用事業が拡大してきた、そういうようなことで、発足当時とは大きく変わってきたので、その面からの一つ要請があるという議論がございました。他方、そういう中で、農業者に最大限の奉仕をする組合組織という農協法の理念に立ち返つて、農業者の所得の向上をさせていく、農村を豊かにしていく、そのお取組のやはり中心にこの地域農協、単協が主役とならなければならないと、それで独自の活動をしていただく。そういう二つの面から農協改革が必要ではないかと、今般の提案に至つているものと、このように理解しております。

○徳永エリ君 そもそも、民間の組織に対し規制改革会議がここまで踏み込んでいいのか? なども私は理解できないんですけれども、全中の制度は無条件で廃止、全農は株式会社化、規制改革会議の中でそこまでに至る経緯を御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げま

規制改革会議の農業ワーキンググループにおきましては、まず、ビアリングをいたしました。全中、それから全農、それから全共連、それからホクレンとか、あと八つの単位農協、この中には一県一農協のところも、佐賀と奈良でございますが、含まれておりますけれども、そういう多くの農業関係者からヒアリングを実施したところでございます。それからまた、全中からは、四月に発表された自己改革プランについて説明を受けました。その中で、委員からは具体性に欠けるんではないかといったような意見が出されました。それからまた、ホクレン等からは経済事業についての取組などについていろいろ説明を受けたところでござります。

そういう中で、今回、中央会制度の廃止という

提案に至っているわけですが、これについては、今申し上げたようないろんな方の話を聞き議論をするということと同時に、それから、やはり農協の統合が進んで規模や環境が非常に多様化している、そういう中で各単協がそれぞれの地域でいろいろ個別に独自の取組をしていかなければならぬことになると、やはり中央会によつて全国一律あるいは地域一律的な指示や指導というものを法律で定める必要もないのではないか、そういうことで農協法の制度としては中央会制度といつては要らないのではないかと。各々の地域農協で必要であれば、先ほどの農業委員会とも関連しますけれども、任意に新たな組織をつくられてはどうかと。そういうことで、各系統を再構築してはどうかということ、そういう考え方になりました。

○徳永エリ君 私の地元北海道では、単位農協は独自性はもう十分に發揮しています。ある単位農協へお邪魔すると、組合長さんしかいないくて、昼間誰もいないんですよ。どうしたんですかと言つたら、地域の農業者がみんな高齢化しているので手伝いに行つていますと言つます。特に女性の職員は人気があつて、電話が掛かってきて、今日は誰々さんに来てもらいたいなんということ

もあって、楽しく話をしながら作業ができるということで、大変に評判がいいんだということで一緒に農業者と汗をかいているということころもありました。それから北海道の川西農協なんかナガイモで有名ですよね、HACC-Pを取得して台湾にどんどん輸出して、いろいろ地域の雇用を生んでいるわけですよ。いろんな個性があって、別にそんな中央会があつたって農協の組織があつたって、単協は自分たちの独自性を阻害されているわけではないと思います。

また、北海道の場合ですけれども、准組合員の事業利用は正組合員の事業利用の二分の一を超えてはならないということもありましたけれども、北海道では町に役場と郵便局、農協しかないと、うようなどころがたくさんあるんですね。そういうところでは、地域のライフラインとしての事業運営を行っているんです。その結果、北海道では正組合員数が約七万人、准組合員数が二十七万人、八〇%が准組合員数なんです。准組合員は事業利用を目的に加入していく、准組合員の権利である事業の利用権を制限することは地域社会の崩壊にもつながりかねないと思います。

金融機関の店舗がないとか、それから生命保険の代理店がないとか、あるいはJA以外のガソリンスタンドが一つもないとか、そういうところもありますし……（発言する者あり）はい。Aコープしかないというところもあって、採算度外視して地域のために続けている事業もあって、これが経済事業とそれから信用事業、総合事業の中で一体的に運営されているからこそ成り立っているということをしっかりと御理解いただきたいと思います。

それと、医療や介護にも大きな影響があるんです。医療過疎が問題になっている北海道では、道内に十二の厚生連の病院がありまして、二つのクリニックもあるんです。十四あるわけです。こそこ五万人未満の市町村に立地していて、農村地域

の医療の確保に貢献しているんです。これを例えれば社会医療法人に転換するとなると、このうち五つしか残れないということなんです。もう地域の病院がなくなってしまうんですね。それから、大病院から医師の派遣をしてもらえないということも起きます。さらには、特別養護老人ホームを運営しているんですけども、こんなところ、そもそも採算合わないんですよ。だから、農業をやっている間おじいちゃん、おばあちゃん預かっているというようなこともできなくなる。そういう施設もなくなってしまうということなんです。

規制改革会議の農政改革に関する意見のとおりに改革を進めていくことは、弱者切捨て、地方切捨てにつながりかねないと思っています。もうとにかく一部の人たちの都合のいい意見を聞くだけではなくて、もつともつといろんな地域の方々の声をしっかりと時間を掛けて聞いていただき、きめ細やかな対応をしていただきたい。経済界に偏らない議論の中で農業委員会や農協の自らの改革案にも耳を傾けながら、しっかりと小規模農業者や地方の暮らしにとつてもより良い改革となるよう丁寧に議論をしていただきたいというふうに思います。

時間になりますので、内閣府、それから林大臣にも農家、農村の立場に立つて御発言をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(滝本純生君) 今後、規制改革会議としましては答申にまとめていかないといけませんし、それから政府としては、規制改革推進室として規制改革実施計画というものを作つてそれを閣議決定していかなければいけませんので、これから農水省と十分に協議をいたしまして、しっかりとものを作つてまいりたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) これは実は、昨年十二月に農林水産業・地域の活力創造プラン、これを決めさせていただきましたが、販売事業等を行う農協の果たすべき役割は極めて重要であります。したがつて、自己改革を促すとともに、本年六月までに農協の在り方について結論を得ると。そのと

さに、実は農協のことや農業委員会のことだけが十二月には決まつていなくて、六月までにやろうと、こういうことに実はなつておったわけでござります。そういう中で、全中が四月三日に自己改革案、これを決定、公表したところでございまして、これを受けて四月八日には規制改革会議の農業ワーキンググループも全中からヒアリングもされたと、こういうふうに聞いております。

我々としては、やはり先ほど申し上げましたように、成長産業化に農協が貢献するために、農協がまず農産物販売等に重点を置いて積極的に取り組むはどうしたらよいか、今、いいナガイ干しの例も出していただきましたけれども、それから、自らの創意工夫で経済事業を開拓するためにはどうしたらよいかということに併せて、そのサポートをする連合会や中央会はどうしたらよいかといふことをこういう問題意識で真剣に検討していくなければならないと思つておりますので、具体的な内容については今後、与党とも協議をしながら検討をしてまいりたいと思っております。

私は、常々会見でも申し上げておりますように、農協は農業者が自主的に設立した民間機関でござりますから自己改革が基本であると、こういうふうに思つております。必要な場合には法改正等により自己改革の加速化を求めることがあり得る」と、こういう姿勢でしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○徳永エリ君 時間になりましたので、終わります。ありがとうございました。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

この農政改革関連法案二法案、今日で委員会質疑は三回目になりますでしようか、ひとしきり議論をさせていただきまして、またその後に先週から参考人質疑、また現地の視察、そして地方公職会と議論した後に、もう一度現場に行ってみて改めて様々、どきつとする指摘ですか、あるいは新たな発見、そういったものもございました。今日は、そういつた一つ一ついたいた、外部の有識者の皆様からいただいた視座というものを

ちょっと起点にしまして、幾つか引き続き議論詰めいただきたいというふうに思つております。

まず、最初のテーマでありますけれども、農業の構造改革、これについて少しお伺いをしていただきたいというふうに思つております。

議論のスタートとしてこの進捗度合いについてお伺いしたいんですけれども、これ先日の参考人質疑の中でも御指摘がありまして、いわゆる平地部に限つたとしても、経営の大規模化ですか農地の集約、これがかなり進んでいるところとそうでないところというのは大分差が出てきているんじやないかという御指摘がありました。北海道のようなどころはもう既にほぼ完了していると。一方で、東北、北陸、北九州、東海とこういったところは進んでいるんですけども、逆に言うと、それ以外のところがかなり遅れているということがございました。

これは、農水省として現状の進捗度合いというのはどう認識されているのか。今後十年間で担い手に農地を八割集約していくんだ、こういった目標が一つあるわけですから、こういうスケールで見たときに、現状どこにいるのか。それと、その要因、これだけ差が付いてきてしまつてるのであれば、その原因をどうお考えになつてのか、御答弁いただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 先ほど徳永先生のときにちよつと申し上げたように、御視察に行かれた島根、私の山口はその隣でございますが、北海道と大分違うという、多分私が北海道へ行くと、北海道はやっぱり違うんだなと思うのと同じだと思ひますが、全国大変にいろんな差があるということをございます。

今委員がおつしやられたように、流動化の結果でこの十年間で担い手の面積の割合が三割から五割まで来ておりますが、今後十年間でこの割合を八割まで拡大させようということを目指にしております。

都道府県ごとの農地の集積率は精査が必要で、まだ公表できる状況に至つておりませんが、先ほ

ど申し上げたように地域ごとにかなり差がありますが、関東地方それから近畿地方、中国・四国地方、約二割にまだとどまつてゐるということをございます。

して、地域の差があるということをございます。

集積が進んでいない要因ということですが、これは地域の事情で一律になかなかこうだと言つてないところもありますが、一般的にはやはり出し手が不足しているということと受け手が不足していることと、それから、私の地元を振り返つても、中山間地が多いということで面的な集積が限りがある、集積しようにも、農地と農地の間に山があつたりして、なかなか一つの農地になつていかないというところ結構あるわけでございまして、こういう要因が主に挙げられるのではないかというふうに考えております。

○平木大作君 様々あると、まだ公表できない部分もある、集計中であるというようなお答えでもございました。これまで、例えば全国一律の制度としての農地中間管理機構の整備ですか様々今まで進めてきたわけでありまして、ここでやつぱり差を一旦見極めて、この段に至つては全国一律の制度を当然更に整備していくとともに、しっかりと各地の地域の実情に応じたやっぱり施策を細やかに打つていかないとなかなかゴールには至らないんじゃないかなというふうに思つておられますので、集計中のデータも含めて引き続き精査いただいて、是非また結果分かったときに御公表いただきたいというふうにお願いをいたします。

今回、視察ですか参考人の皆様にいろいろお話を伺う中で、これ一貫して出てきた、多分一番多かつたんじやないかなと思うのが、いわゆるこれまでく集約がいつていますよといふところもそぞの価格が結局心配ですかということをおつしやつております。これ、結局規模を大きくしてコストを下げていけばいいのかという、単純にそれが話ではやっぱりありませんで、米価がどんど

んどここまで下落していくのか分からない、そういう不安感の中では、結局經營を幾ら強くして大きくしていつても最終的に不安で、次の世代には引き継ぐことがなかなか自信を持ってできない、こんなお話をございました。

こういう中で、今農政の一つの方向性としては、これまで国が一律に、行政が一律に生産調整を行つて、時間を持て、行政の方はしっかりと情報を出す、それを受けて現場の生産者、經營者の皆様が生産量についてもこれから判断を行つていくようになりますんだ、このような方針が今まで示されてきたわけであります。

ちょうど今年の三月末から、米穀の取引に関する報告、この中において報告として出てくる情報が少し細くなりました。今日、資料として配付しようかどうしようか悩んだんですけれども、余り大きく変わつてないので簡単に口頭で申し上げますと、一つは、産地ごとのお米の銘柄の種類が少し増えたということ、そしてもう一つは、これまで価格情報のみであつたところにいわゆる数量の情報といったものが加わつて今発表になつております。

現時点、いわゆる少し情報量を増やしてきた米穀の取引に関する報告について、生産ですか流通ですかそういった現場の方から、変わつてどうだつたのかと、もし反応があつたら教えていただきたいということ、あわせて、多分今日はそんなに、まだまだ第一歩目であったにしかすぎないんだじゃないかなというふうに思つておりまして、今後、この情報の中身ですか発信の頻度、これどういうふうに充実させていく方針なのか、御答弁いただけますでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。

今回の米政策の見直しにおきましては、五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者や集荷業者・団体が中心となつて円滑に需要に応じた生産が行われるよう各般の環境整備を進めるということにしておりまして、その

ありましたように、本年三月末から国が提出する米の需給・価格情報等を大幅に拡充しまして、具体的に申し上げますと、価格公表の銘柄を倍増とすることで約百銘柄にしたところでございまして、また、県別あるいは主要銘柄別の販売あるいは契約の進捗状況、これを毎月新たに公表するといったようなことにしているところでございます。

これにつきましての評価でございますが、本年三月に内閣官房が生産者の皆さんを対象に実施したアンケート調査がございまして、その中で、生産数量目標の配分に頼らない生産に移行するためには必要な環境整備として、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供との回答が最も多く、必要な情報の種類として、やはり各都道府県ごとの契約、販売の進捗状況との回答が最も多かつたところでございます。今回の情報提供の拡充は、このよくな現場の要望に一つは沿つたものというふうに考えているところでございます。また、一部の新聞報道によりますと、流通業者からはこれまで見えたなかった情報が分かるようになり、取引の判断材料になるといったような記事が掲載されておるところでございます。

私もといたしましては、米について、生産者の主体的な經營判断、あるいは集荷業者・団体の販売戦略が的確に行われることが可能となりますよう、よりきめ細かい情報をしっかりと提供していくことが重要と考えております。毎月のホームページでの公表に加えまして、メールマガジンの発刊などによりまして幅広く情報提供を行つていただき、こんなふうに考えていいるところでござります。

○平木大作君 現場の要望に沿つた形で今情報を拡充している、更に今後も進めていくという御答弁でございました。

一方で、これはまず第一歩にすぎないというのはよくよく分かるんですけども、私もよくこれじつと見てみても、やっぱりこれ正直どう使っていいのか分からない。例えば、北海道のななつば

しという、一番上に書いてあるわけですけれども、数量が一万二千三百六十六トンでした、今月ですね、これは対前年比で七九三%でしたと、例えばこんなふうにあるわけですかけれども、これを見たときに一体どういう判断をしていいのか。もつと言うと、いわゆる農家の視点から見たときに、やっぱりこれで果たして有用な情報なのかと、まだ正直どう使つていいのか分からぬといふところであるのかなというふうに思つております。

実際に、このゴールとするいわゆる需要に応じた生産、生産者がどう使つていくのかというところにおいて、今出されている情報、数量ですとか価格、あるいは在庫情報もこれからということでありましたけれども、こういったものについては具体的にどう活用されていく想定なのか。少なくとも、こういったいわゆる情報を多分ローデータで出すだけだとやっぱりきついなどいうふうに思つております。これをこういうふうに読み解いて生産のいわゆる意思決定に使っていきましょうというマニユアルのようなもの、せめてそいつたものがないと使えないんじゃないかなと思うんですが、この点、御見解いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生の方から御指摘いただきましたように、まずは確かに第一歩だとうふうに思つております。やはり、この情報につきましては、考えておりますのは、念頭に置いておりますのは、現場段階で使つていただく。生産者が自ら作っている銘柄の米の売行きが良くないので少し生産を抑えようとか、価格が上昇しているので逆にこの売り込みをしよう、生産を増やそうといったような判断を、主体的な判断をしていただくといったことが可能となるよう取り組んでいくことが必要かというふうに思つておるところでございまして、やはりより分かりやすい形で提供していくことが必要かというふうに考えておりまして、工夫できるものは工夫していきたいいふうに思つております。その中で、国が米の売行きについて断定的な評価、分析、これ

を行なうことはこれはなかなか難しいわけでござりますが、先ほど申し上げましたように、できるだけいろんな方の意見も聞きながら、工夫できるものはどんどん工夫していきたいと、こんなふうに一体どういう判断をしていいのか。もつと言うと、いわゆる農家の視点から見たときに、やっぱりこれで果たして有用な情報なのかと、まだ正直どう使つていいのか分からぬといふところであるのかなというふうに思つております。

○平木大作君 是非とも、こここそ現場の生産者の皆様とキャッチボールをしていただき、これから今後引き続きプラッシュアップをお願いしたいというふうに思います。

また、生産者の皆様ですとかあるいは参考人の皆様からお話をいただく中で、割とあつた指摘として、いわゆる規模拡大、経営の規模の拡大ですとか農地の面的集約、これを進めるだけでは単純にコストの低減ですかといわゆる生産の効率化にはつながらないんだ、そう簡単ではないと、広げていけばいくなりのやっぱり悩みがいろいろありますということでありまして、特に、どんどんどんどん大きくなっていますと、それに応じて例えば大型の農機に更新をしていかなければいけない、あるいはそもそも作り方 자체を変えていかなければいけない、こんな話もあって、それに対応していくのが本当に大変だということをございました。

○政府参考人(奥原正明君) 担い手の方が農地の規模を拡大していく、あるいは集約化をしていくということになりますと、当然、これに伴いまして機械その他の設備投資、これが必要になつてく

ることは当然ございます。

そのときの支援といたしまして、一つは、日本政策金融公庫、このスーパーL資金という資金

がございます。これは認定農業者に対する制度で

ございますが、認定農業者になつていただきま

すと資金の使途ですとかそういうものの制限が非常

に緩くなつております。それから、農業法人の場

合ですと出資というものが使えますので、アグリ

ビジネス投資育成株式会社、これがでてきておりま

すと出資というものが使えますので、アグリ

ビジネス投資

機能に非常にずれがあるといったこと。それともう一つは、扱い手農家が農繁期に機械を使うわけだと思いますが、非常に故障が多く出るわけでございますが、そのときに部品の供給が遅れることによりまして非常に時間的なロスというものが出てくるということで、これを回避したい、あるいは耐久性を向上してほしいといつたような意見が出たところでございまして、こうしたいろいろな意見につきましてメーカー側の方にも伝えまして、見につきましてメーカー側の方にも伝えまして、どのようなことができるかといったようなことでございますが、例えば、具体的な例でございますが、こうした先ほどの故障時の扱いでございますが、これからは通信衛星を用いて機械の故障状況をすぐに把握、メーカーがしまして即時にメンテナンスを提供するといったようなサービスを今回始めているといったような事例もございまして、多々ますます弁済の世界ではございますが、いろいろ工夫をしていきたいというふうに思つていいところでございます。

それと、さらに、やはり試験研究といったものが大事かと思いまして、これは独立行政法人農研機構というのがございますが、そこと農業機械

メーカーが共同して研究開発を行います農業機械等緊急開発事業といったものがございまして、こ

の中で、先ほど申し上げました耐久性やメンテナンス性を向上させたようなコンバイン、あるいは省力化の要望が強い畦畔等の除草機の開発、こ

ういうものを行つてあるところでございまして、今後とも現場の声を丁寧に伺いながら、しっかりと手の二、三に対応した機械の開発、供給を推進してまいりたいと、このように考へておるでございます。

○平木大作君 ありがとうございます。

私も、いわゆる農業の話をするとときに、農地、

う一つは円安ということもあつたと思ひますが既に五千五百億円まで来ております。

一一〇一〇年一兆円という目標が、今、具体的に品目別の数字も全部作つたところでござりますが、当面、まだあと四年、五年、六年がございますので、二〇一六年を中心目標として、七千億円この中間目標として置こうということでやらせていただいているところでござります。

ことをきめ細かく取り組んでいくております。
例えば、青森のリンクの例がよく出ます
も、県で既にかなりの実績があるところ、
今度はジャパン・ブランドとしてどう確立
くかということで、品目別に全国協議会を
て、例えばフランスワインにしても、まず
スワインとして全体として売り込んで入
てもらつた方には、中にはボルドーもあるし
ンペニユもあるしと、こういうことにな
くわけでございますので、そういう重層
組をしつかりやつしていくことで、最
一兆円の目標、その手前の二〇一六年の七
う中間目標、しつかりと目指して努力を続
きたいと思っております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

自己矛盾を感じながら答えております
が、まあいいですよ、こういうことを皆やつていい
かぬと窓が開きませんから。是非頑張っていただ
きたいと思います。

質問を進めますけれどももう一つ話題なのに後継者とか担い手とか、そういうてこれが言い古されて古くなつて、対策も一生懸命やつています、あるいは予算措置もして法律も措置してやつて、ますと言ふんですが、なかなか解消されない。原因はいろいろあるだろうと思ひますけれども、これ、農林水産業に限つたことではなしに、全てにおいて担い手が不足していく、しかも国民が減少していく中で更にそれが増えていくんだろうと、こういうふうに予想、容易にできるわけでござりますが。

それと、若い方だけで本当に大丈夫なのかといふ御議論もあるかと思います。特に、年齢バランスのことを考えますと若い方に重点を置くことになりますが、例えば商工業その他、他産業でも長年従事をされて経営のノウハウを培われた方、この方が例え定年になつた後で農業経営方にチャレンジをするということも考えられるところでございます。この場合、世代間バランスの回復にはつながりませんけれども、その方のノウハウをもつて、これから新たなものを実施をしていくところとぞざいます。

この原因について、なかなか決着はできないんです。
ですが、どうなんでしょうね、これ、未来永劫に
この状態が続いていくものなんでしょうかね。そ
の辺の見通しと対策をいま一度、こういう対策を
するけどこれは未来永劫に決着のできない問題な
んだというふうにお思いなのかどうか、いかがで
しょうか。

ございますけれども、未来永劫解決できないかどうかというの非常に難しい問い合わせございます

が、現在の基幹的農業従事者、この数は百七十四万人おりますけれども、このうちで六十五歳以上の方が約六割、それから四十代以下の方が約一割、非常に年齢バランス、世代間バランスが崩れた状態になつております。

いく必要があるというふうに思つておりますので、現在、力を入れてやつておりますのは、青年新規就農者、若い方の就農を、現在定着ベースで大体一万人ぐらいでござりますが、これを二万人程度に拡大をしていくということに力点を置いて仕事をしております。

二十四年度からは、青年就農給付金といたしまして、就農準備段階の研修中の方それから経営開始直後の方、この方々に対し青年就農給付金を給付するという制度、それから農の雇用事業としまして、農業法人等に雇用される形で就農する方に対する支援、こういったものを実施をしているところでございます。

それと、若い方だけで本当に大丈夫なのかといふ御議論もあるかと思います。特に、年齢バランスのことを考えますと若い方に重点を置くことになりますが、例えば商工業その他、他産業でもって長年従事をされて経営のノウハウを培われた方、この方が例えれば定年になつた後で農業経営にチャレンジをするということも考えられるところでございます。この場合、世代間バランスの回復にはつながりませんけれども、その方のノウハウを生かして地域の活性化に資するということは当然あり得るわけでございまして、このような方々の場合には貯蓄等の資産を持っておられる方があるかと思いますが、施設、機械等の投資が必要な場合には日本政策金融公庫の青年等就農資金、これは六十五歳未満の方であれば融資の対象になるということでございますので、こういううものも使いまして、若い方を増やしていくこと

○儀間光男君 未来永劫に課題が残ると、今の状態ではそういうことを言つたっていいと思うんですね。どうしても、扱い手育成していくには、マーケットを確実に広げて、農業をやつてもうかるんだ、幸せいつけないなんだというような法の整備環境、そういうものをつくっていくかねというと、これは頑張つたつて頑張つたつてなかなか見通しが利かないというような状況で、未来永劫の課題としたないと、こう思います。それで、解決方法があるかないかを追求していくことにしたいと思います。

質問を少し変えますが、政府は平成二十三年十
月二、我が國の食農本業農業の再生の基盤

月に
我が国の食と農本立業の手との力との基礎
方針、先ほどもお話をありました、その行動計画
を取りまとめて、規模の拡大や新規就農を通じた
持続可能な力強い農業の実現、六次産業化、農業
政策を盛り込んだところがございました。

今さつきもお答えしておられましたが、これらの項目の実現に向けて五年間で集中的に施策を開発するとの方針が示されました。その方針、特に土地利用型農業に関しての明確な進捗状況をお聞きいたしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 現在、食料・農業・農村基本法に基づきまして五年ごとに食料・農業・農村基本計画を策定いたしまして、その中で、食料自給率の向上を図るために、米でありますとか麦でありますとか大豆などの品目別の生産数量目標を定めまして必要な施策を展開しているところであるわけでござりますが、現行の食料・農業・農村基本計画につきましては、本年一月二十八日に食料・農業・農村政策審議会に対しまして、その見直しを諮問しまして、現在、現行の生産数量目標等の検証を行つてあるところでございまして、先般、その検証の中におきまして、特に麦あるいは大豆等につきまして目標から生産量が下

回っているといったような指摘を受けているところでございます。

この指摘の原因でございますが、小麦につきましては、関東以西の水田における一毛作の大幅な拡大を前提とした目標設定だったわけですが、やはりそれが過大であったということ、それと、天候不順によりまして、不作に加えまして水田での排水性向上等の取組が不十分であったということ。大豆につきましては、生産条件が不利な耕作放棄地での大幅な作付け拡大を前提とした目標設定が過大であったということ、やはりこれも水田での排水の向上等の取組が不十分だといったような分析がなされているところでございまして、

今後の生産数量目標の設定に当たりましては、このような検証結果を十分踏まえながら、農業者や消費者の取組による実現可能性や生産性、消費面の課題とこれに対応する政策等も含め、しっかりと検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○儀間光男君 ありがとうございました。

次に行きますけれど、これも言い古されてまいりましたけれど、農業経営の法人化、これはもう避けは通れない。たくさんの農業生産法人ができるておって、株式会社化されてきておつて、地方での生産に力を入れていて、なかなか成功例も多く見ております。

今手元に持っている資料によりますと、リース方式の企業参入については、平成二十一年の農地法の改正によってほぼ自由化されておりました。一般企業の農業参入事例は、平成二十五年の時点ですべて明確な法人の参入があつたと二十七日に閣議決定された農業白書が伝えております。農業は将来明るい兆しがあるのかなと、いわゆる絆ぐるみで農業、水産業、あるいは林業等々に取組ができるのかなというような思いをかすかにします。一般的な状況を見てみますといふと、我が国の農業は伸び切つていくのか、まだ伸び代があるのかどうか、あるいは、できたら地域のバランス

が聞けたらいなと思つております。

○國務大臣(林芳正君) 企業の農業参入については、今先生がおっしゃつていただいたように、平成二十一年の農地法改正でリース方式での参入が自由化されたところでございます。二十一年の農地法改正後の四年間で改正前の五倍のベースで参入が進みまして、千三百九十二法人が参入し農業経営を続けている一方で、まあ9%ではあります

が、百四十三法人撤退をしておられます。撤退する場合に、リース契約を解除して、ほとんどのケースでは新たな権利移転先で農地が適正に管理、利用されているということでございます。

農村地域においても、農水省が平成二十四年に

行つたアンケート調査によりますと、企業参入について、参入前は周辺農業者の五割以上から否定的に捉えられていたといったところですが、参入後はそういう見方が一割以下となつてゐるということです。周りの方とうまくお付き合いしていただいているという様子が受けて取れるわけでございま

す。

このようなことで、リース方式での企業参入といふのは農業界、産業界が連携して前向きに推進していくける状況でございまして、農地中間管理機構等の活用によつて更に増加していくものと考えておるわけではございません。

地域地域の農業の担い手になり得るこの参入企業でござりますので、特に担い手の不足する地域、これは中間管理機構の質疑のときにもお話をあつたように、その地域で担い手がいらっしゃれば一定程度いいわけですが、いらっしゃらない場合にほかの地域から法人等の担い手に入つていただくといふことも期待をしているところでございます。

今手元に持っている資料によつては、平成二十一年の農地法の改正によってほぼ自由化されておりました。一般企業の農業参入事例は、平成二十五年の時点ですべて明るい兆しがあるのかなと、いわゆる絆ぐるみで農業、水産業、あるいは林業等々に取組ができるのかなというような思いをかすかにします。一般的な状況を見てみますといふと、我が国の農業は伸び切つていくのか、まだ伸び代があるのかどうか、あるいは、できたら地域のバランス

三点に取り組みたいと思います。まず、六次産業化を加速するため、農林水産業成長化ファンドを使いややすくし、そして企業のノウハウを積極的に導入し、酪農家が創意工夫を生かし、付加価値の高いビジネスができるよう、指定団体との取引の見直しなどを通じて取引の多様化を図つていき

ます。そして最後には、国際規格認証体制の強化を行つとともに、品目別輸出団体を整備をしてオールジヤパン体制でブランド強化を図り、農水産品の輸出拡大を実現していきます。これを是非やつていただきたいと思いますし、また、見ますというと、大臣に直接指示があります。

林農林水産大臣には、今が農政転換のラストチャンスとの認識の下、以上の改革について官房長官と調整して頑張れと、実行していただきたいと思いますとあるんですが、どのような印象で、あるいはどう実行するか、お聞かせいただけたら有り難いと思います。

○國務大臣(林芳正君) これは、産業競争力会議

の課題別会合で総理からそのような御発言、御指示があつたところでござりますので、しっかりと御指示を踏まえてやつてしまりたいと、こう思つております。先ほど申し上げましたように、十二月に活力創造プランというのを作りまして幾つか柱を定めてやつてしまつたところでございまして、先ほどちょっと申し上げたように、今回の農協、農業委員会等のものもそのときに六月までに検討するということになつたところで、まさに今検討を進めているところでございます。

今委員が冒頭お触れいたしましたが、六次産業化が非常に付加価値を増していくためにも大事だと、消費者に直接触れる、生産、加工、それから販売までやることによつて、消費者と直接触れるこ

仙台の農家レストランのお話をあるいはここでしたことがあると思いますけれども、何を作れば一番消費者が買つてくれるかということを経営マインドとして持つていただいて生産現場でやつていただくということ、それから、言うまでもないことはございますが、農産品として出荷するといふ價格と、それから加工したもののが價格、あるいは加工したものも使って三次産業、すなわちレストラン等で販売する價格、これを比較すれば、その地域に売上げとして落ちる金額という意味では最後までやつた場合の方が多いわけございまして、こういったところで農業、農村の所得倍増といふことにも大きく寄与するものと、こういうふうに思つておるところでございまして、この六次産業化をしっかりと進めていかなければならぬと思っております。

総合事業計画の認定は二十六年の三月末現在で全国で千八百十一件でござりますので、二十三年の五月の二百五十一件から順調に増加をしております。認定計画の過半が野菜と果樹でございまして、北海道、九州、近畿、一位が北海道百一件、二位が兵庫県七十九件、三位長野県七十八件などということで、お地元の沖縄県も五十三件で三位と大変健闘されておるわけでござりますので、しっかりと都道府県段階で整備された推進体制をベースとして、情報の共有を図りながら、各地でそれぞれの地域の特性を生かした六次産業化の取組が展開されるよう推进をしっかりとやってまいりたいと、こういうふうに思つております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

六次産業については過日行つた出雲市でも見させていただきましたが、こう言つていましたね。農林水産物については赤字です、これをカバーしているのが他の事業です。だから、農業改革でいろいろ言われているところを先々に言つておられたけれども、非常に六次産業は順調であるというようなお話をありました。

さて、こういうことをやつてまいりますと、農業経営の大規模化や多角化、あるいは六次産業の

直売店等々をやり出すというと、自動車の駐車場や資材置場や事務所や加工施設や簡易の直売所やいろいろ施設が不可欠になつてきます。これがなかなか許認可の段階でうまくいかないという声を私、この前聞きましたが、多分に農地転用の行政手続の問題だと理解をいたしましたが、農業への企業参入を容易にするには手続の簡素化や迅速化は必要だと思います。その辺について、どう改善されているか。もちろん、大事なのは農地を確保するということありますから、これが無制限にやつていいはずはありません。そういうことでのバランスの中でどの程度簡素化、スピード化されているか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(三浦進君) 六次産業化の推進は重要な課題でございますけれども、一方で、優良農地の確保というのもまた農業の振興にとりまして基本的な重要課題でございます。

これを双方成り立たせていくために、農地法、農振法のルールに基づきまして農地の利用調整を行なうということが土地利用調整に当たっての基本的な枠組みでございます。

これにつきましては、国家戦略特区の関係で、いわゆる農家レストランの関係の規制を一部緩和

するということをつい最近講じたところでございまして、また、そのほかの六次産業化に関連する施設についても取扱いを明確化するということを通知によって措置をするということを行いました。こういった冒頭申し上げましたような課題に適切に応えていくという努力をしているところでございます。

○儀間光男君 時間も押してまいつてちょっと駆け足せぬといけませんから、途中質問を抜いて、どうしても聞きたかったことについて伺いたいと

思います。

五月十四日、例の規制改革会議でございますが、農業改革に関する意見が公表された後の五月二十

三日、全国農業新聞には、今回の意見書は明らかに農業委員会の解体を目指している、図っている、これは実に明白であると言っている。農業、農村

現場の実態を無視した暴論と位置付けておりま

す。出雲でもそういう話を拝聴いたしました。

さらに、去る十九日に開かれた政府の産業競争

力会議において、安倍総理はこうも言つておられ

ます。農業委員会の見直し、農地を所有する法人

の要件見直しについて具體化を図つていただきたい

思います。農業協同組合の在り方について、地域

の農協が主役となり、それぞれの独自性を發揮し

ていただきたいと、この三つを三点セットとして

改革をしていくんだといふようなお話を出てい

て、これも林農林水産大臣、共通の認識として取

り組んでいきたいとおっしゃっていましたけれど

も、地方は決してそうではないというような状況

は今他の委員からも報告がありました。いつも

言つよう、現場と法律を書く側に対話の欠如が

あるんじゃないのか。聞くたびに、ちゃんとコミュ

ニケーション豊かにやつていますよということです。

○国務大臣(林芳正君) 今お触れになつていただ

きましたように、五月十九日の産業競争力会議課

題別会合の場で、安倍総理から、農業委員会の見

直し、それから農地を所有できる法人の要件見直

しについて具体化を図つていただきたい、また、農業

協同組合の在り方について、地域の農協が主役と

なり、それぞれの独自性を發揮して農業の成長産

業化に全力投入できるように抜本的に見直していく

きたい、以上の三点の改革をセットで断行してい

くと、こういう旨の御発言があつたところであり

ます。

規制改革会議の今お触れになつていただいた改

革案を作るに当たつても、先ほど来御議論があり

ますように、いろんなヒアリングをしたというこ

とであります。

私としては、今後、与党と協議をしながら、与

党の先生方はまさに毎週お地元に帰られて、いろ

んな現場のお話を聞いておられるわけでございま

す。

そこで、外務省にもお伺いしたいんですけど

、アメリカの畜産団体の政治力というのは大変

現場の実態を無視した暴論と位置付けておりま

す。出雲でもそういう話を拝聴いたしました。

ささらに、去る十九日に開かれた政府の産業競争

力会議において、安倍総理はこうも言つておられ

ます。農業委員会の見直し、農地を所有する法人

の要件見直しについて具體化を図つていただきたい

と思います。農業協同組合の在り方について、地域

の農協が主役となり、それぞれの独自性を發揮し

ていただきたいと、この三つを三点セットとして

改革をしていくんだといふようなお話を出てい

て、これも林農林水産大臣、共通の認識として取

り組んでいきたいとおっしゃいましたけれど

も、地方は決してそうではないというような状況

は今他の委員からも報告がありました。いつも

言つよう、現場と法律を書く側に対話の欠如が

あるんじゃないのか。聞くたびに、ちゃんとコミュ

ニケーション豊かにやつていますよということです。

○国務大臣(林芳正君) 今お触れになつていただ

きましたように、五月十九日の産業競争力会議課

題別会合の場で、安倍総理から、農業委員会の見

直し、それから農地を所有できる法人の要件見直

しについて具体化を図つていただきたい、また、農業

協同組合の在り方について、地域の農協が主役と

なり、それぞれの独自性を發揮して農業の成長産

業化に全力投入できるように抜本的に見直していく

きたい、以上の三点の改革をセットで断行してい

くと、こういう旨の御発言があつたところであり

ます。

規制改革会議の今お触れになつていただいた改

革案を作るに当たつても、先ほど来御議論があり

ますように、いろんなヒアリングをしたというこ

とであります。

私としては、今後、与党と協議をしながら、与

党の先生方はまさに毎週お地元に帰られて、いろ

んな現場のお話を聞いておられるわけでございま

す。

そこで、外務省にもお伺いしたいんですけど

、アメリカの畜産団体の政治力というのは大変

ですので、与党と協議をするという意味はそういう

現場の声をしっかりと踏まえて御議論いただくと

いうことになろうかと、こういうふうに思つてお

りますが、農業者、特に担い手の農業者から評価

をされて、農業の成長産業化に資する改革案とい

うものを早急に検討したいと、こういうふうに考

えております。

○儀間光男君 ありがとうございます。

あと一つ、最後に聞かせていただきたいと

改革に痛みが伴うのはいつの時代も当然であります。

だけれど、現場等をどのように集約するかが

課題であります。

六月末に策定する新たな成長戦略にこのことを

盛り込みたいとの意向を示しておられます。それまでに農業改革に関する意見を最終的に決定す

るお考えなのか、政府の方針を聞かせていただきたい

と思います。

○国務大臣(林芳正君) 先ほども申し上げました

が、十一月のプラン、これを六月に改定をしよう

ということで、既に十二月にそういう書きぶりになつておりますので、今回の諸々の改革の議論に

ついても六月に官邸のプランの改定という形で決

めないと、こういうふうに思つておりますので、その中の該当部分については当然政府全体の成長

プランなるものに反映をされるだらうと、こうい

うふうに思つております。

○委員長(野村哲郎君) 儀間光男委員、時間が来

ておりますので、まとめてください。

○儀間光男君 終わります。どうぞ頑張ってくだ

さい。ありがとうございました。

○山田太郎君 みんなの党、山田太郎でございま

す。よろしくお願いします。

四時間から五時間待つておりますと、聞きたい

ことがどんどん変わつたりとか、皆さんが聞い

ちやつたりとかいろいろあります。メモはだん

だん私の手元でぐちやぐちになつております

が、頑張つてやつていただきたいと思つております。

本当にこの数日間、私も、ここにいらっしゃる

委員もそうだと思いますし、もちろん農林水産大

大きいというふうに思つてますが、どんな感じのかと。報道だと、アメリカの畜産業界は日本に比べると桁違いの生産数であり、資金力も豊富だということですが、外務省の見立てというか、この辺りのことを御意見聞かせていただけますでしょ。

○副大臣(岸信夫君) お答えをいたします。

まず、この声明でござりますけれども、このことは内容は承知をしているところでござりますけれども、これ 자체は生産者団体の発出したものでありますので、政府としてこれがTPPにどのよう影響するかということにつきましてはコメントは差し控えたいと考えておりますところでございます。

ただ一方で、確かに委員おっしゃるとおり、生産者団体は大変政治力でも非常に強いということを今委員からも御指摘ございましたところでございます。アメリカの国内の情勢について我々が評価をしたり、あるいは個別の品目の交渉状況について御説明することは今の段階では差し控えたいと思いますけれども、TPP交渉につきましては、先般の日米首脳会談及び閣僚協議を通じて、日米の重要な問題について解決の道筋が見えたところで、TPP交渉における重要な節目となつておるところであります。

日米交渉、新たな段階に入ったものと、こういふふに承知をしております。我が国として早期妥結に向けて、引き続き、関係国とともに最大限努力をしてまいりたいと思います。

○山田太郎君 今外務省から少し御意見いただきましたけれども、アメリカ畜産団体の場合には、地元選出の議員にかなり働きかけている、多分TPA法案が採択されない原因もこんなところにあるのではないかと。そうなつてくると、日米交渉ではアメリカは強硬姿勢を取らざるを得ない、こういうような見方も出ているわけであります。

そうなつてくると、今日から始まる日米の実務者協議は、牛肉、豚肉の関税について日本側が大幅に譲歩しないと進まないのではないかと。何と

なく澁谷審議官のいつもボーカーフェイスを見ていると、何となくいつもまとまりそうなような感じもしますが、内情はどうも違うんではないかと

日々感じるところもあります。

その辺り、内閣府副大臣、いろいろ教えていただけないでしょうか。

○副大臣(西村康稔君) 先週、シンガポールで、甘利大臣、フロマン代表、日米間での会談も全体会合、閣僚会合の前に行いまして、全体会合をどう進めていくか、あるいは、今後、日米協力どういうふうに進めていくのか、そうしたことについて話し合つたところがありまして、事務レベルでもこの閣僚会合の開催中に一定程度の議論は行つたところであります。

今回、そうした大臣同士の話も受けて、二十九日から、今日ですね、時差がありますけれども、ワシントンで大江首席交渉官代理とカトラーJUS TR代表代行との間で事務折衝を行う予定であるというところであります。相当間合いは詰まつておられますけれども、まあ八合目とかという言葉でありますけれども、実際に支払三枚目を見ながら行きたいんですが、実際に支払が生じていない項目について支払っている金額というのがあります、これが八百二十九億円、全体の四七%あるということになります。まず、TJ代表代行との間で事務折衝を行う予定であるというところであります。相当間合いは詰まつておられますけれども、そこから先、最後の本当に厳しいところに来ていますので、どれだけその間合いを狭められるか、そういうところに今來ていると思いますので、この二日間でどれだけ詰めて議論ができるかという状況だと思いま

ので、よろしくお願ひします。

これで外務省、内閣府副大臣は退席していただいていると思います。

○委員長(野村哲郎君) じゃ、岸外務副大臣、西村内閣府副大臣は、もう質問はないそうでござりますので、御退席、結構でござります。

○山田太郎君 ありがとうございます。

次に、法案の中身、扱い手法案について少し入っていきたいと思います。いわゆるゲタというところですね、ゲタ対策に行きたいと思つています。

平成二十四年度のゲタ対策の決算額が一千七百八十一億円ということあります。ちょっと内容

もこの閣僚会合の開催中に一定程度の議論は行つたところであります。

今回、そうした大臣同士の話も受けて、二十九日から、今日ですね、時差がありますけれども、ワシントンで大江首席交渉官代理とカトラーJUS TR代表代行との間で事務折衝を行う予定であるというところであります。相当間合いは詰まつておられますけれども、まあ八合目とかという言葉でありますけれども、まさに支払三枚目を見ながら行きたいんですが、実際に支払が生じていない項目について支払っている金額というのがあります、これが八百二十九億円、全体の四七%あるということになります。まず、TJ代表代行との間で事務折衝を行う予定であるというところであります。相当間合いは詰まつておられますけれども、そこから先、最後の本当に厳しいところに来ていますので、どれだけその間合いを狭められるか、そういうところに今來ていると思いますので、この二日間でどれだけ詰めて議論ができるかという状況だと思いま

す。

報道はいろんな報道が特に臆測で書かれていますので、それを見て、またステークホルダーの皆さんは心配するということだと思いますので、いずれにしても、そうした周りの動きももちろん日

〇山田太郎君 そこで、実際に支払が生じていな

るものでお作りになつていただいたものというこ

とでございますので、これで結構じゃないかと、

こういうふうに思つております。

〇山田太郎君 そこでは、実際に支払が生じていな

るものでお作りになつていただいたものといふ

ことでございますので、これで結構じゃないかと、

こういうふうに思つております。

〇山田太郎君 そこでは、実際に支払が生じていな

るものでお作りになつていただいたものといふ

ことでございますので、これで結構じゃないかと、

こういうふうに思つております。

〇山田太郎君 我々、TPPは推進という立場で

ありますですが、是非崩れに遭つておつこつちやわ

ないようになつかり登つていただきたいと思いま

すが、ただ、これからもしつこく情報開示につい

ては求めていきたいというふうに思つております

とか、その他の、例えば工業等、商業でもそうすればれども、観点から考えた場合に、イコールフッディングというんですかね、そいつたところでは問題があるのではないかなど。税金でお給料がもらえる、ゲタのゲタということになりはしないかと、こういう問題意識を持つております。

もう一つ、全算入ということを認めてしまふと、多分構造改革は進まないと。全て補償されるということになりますし、逆に言うと、その家族費用等を含めて利益についてもコントロールされいるというふうに逆の見方でできるわけですかね、このゲタ対策が結局構造転換を生まないんではないかと、こういう嫌いも感じているわけであります。

多分構造改革は進まないと。全て補償されるといふことになりますし、逆に言うと、その家族費用等を含めて利益についてもコントロールされ

いるというふうに逆の見方でできるわけですかね、このゲタ対策が結局構造転換を生まないんで

はないかと、こういう嫌いも感じているわけであります。

もう一つ、全算入ということを認めてしまふと、多分構造改革は進まないと。全て補償されるといふことになりますし、逆に言うと、その家族費用等を含めて利益についてもコントロールされ

いるというふうに逆の見方でできるわけですかね、このゲタ対策が結局構造転換を生まないんで

たと、こうのことだと考へております。

○山田太郎君 もう一つ、多面的機能の方も少し

質疑していきたいんですが、先ほど徳永委員の方

からも少しありました。この多面的機能とよく似

た制度に、土地改良施設維持管理適正化事業とい

うのがありますし、農業用水路の補修などに毎年

三十三億円の公共事業費が投入されているとい

ことであります。泥上げとか草刈りは土地改良区

の農家が賦課金を出し合つて業者に委託して行つ

ているということなんですね。

これと多面的支払とどう役割分担するかという

ことを昨日お伺いましたら、全国に四十万キロ

ある水路のうち、五万キロの基幹的水路はこの土

地改良施設維持管理適正化事業で行つて、残りの

細かい水路等については多面的機能支払で手入れ

をするという大まかな役割分担があると、こうい

うことをお伺いました。

そうなると、基幹的な大きな重要な水路の泥上

げや草刈りという手入れは農家の賦課金で行つ

て、みんなでお金を出し合つてやつていている、末端

の細かい水路の手入れは国がお金を出してやる

と、こういうことになるわけであります。何とな

く逆さなんじやないかなというような気もしてい

まして、どんな考え方でもつてこういう形になつた

のか、その辺りを是非教えていただきたいと思ひ

ます。

○國務大臣(林芳正君) 水路等の管理でございま

すが、比較的規模の大きい水路等は、土地改良法

に基づいて農業者によつて設立される土地改良

区、これが同法に基づいて組合員からの賦課金を

徴収して維持管理を行つてまいりました。

一方、末端の農地周りの水路等の維持は、從来からの慣習に従つて地域の集落の自主的な共同活動として無償で行つてきましたということです。しかししながら、地域の共同活動で支えられてきた末端の農地周りの水路等の維持が、近年、農業者の高齢化等によつて困難を來すようになつてきておるということでござります。

したがつて、このようなことから、多面的機能

支払によつて、農業者のみならず、地域住民等も

含めて地域全体で水路等の地域資源の管理を支え

る共同活動、これに対し支援を行うということ

で、多面的機能、これは広く国民がその利益を享

受しているわけですが、この適切な發揮を促進す

ると、こうのことについたわけでございます。

○山田太郎君 もう一つ、多面的機能支払に関し

て、地方公聴会の方でも意見があつたんですけれ

ども、この多面的機能支払は面積払いが前提にな

りますので、例えば区画整理された大区画の水田

は水路やあぜ道が少ない、畦畔の数も少ないとい

うことですから労力の割に支払が多くなる、いび

つな形の水田とか傾斜のある地形では仕事が大変

で割に合わないという、こんなことも意見聞きました。

その面積一律の制度設計に問題があるんではな

いかというふうにも考へております。今日の委員

会の中でも、北は北海道から南は沖縄まであつ

たりとか、山間地であつたり平野であつたり、そ

ういったことを一律で考へるような制度、実はか

なり無理があるんじゃないかなというふうにも

思つておりますが、この辺り、特にこの多面的機

能支払の面積による支払に対する考え方、どうな

のか、これも御意見いただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) これは北海道の単価につ

いて先ほど徳永先生からもお話をあつたところで

ございますが、そのときも局長から答弁いたしま

か修練度とか農地の種類とか細かく確認をすると、いうような作業も含めて大幅に増大すると、こういうことも一方であるわけでございます。また、単価が区々になりますと、いろんなことでなぜうちの単価はこうのことになるのかと、いう声もたくさん上がるということも可能性としてありますので、例えば区画整理された大区画の水田で割に合わないという、こんなことも意見聞きました。

○山田太郎君 地域地域で使いやすいように、で

北海道という大まかな地域別に区分して平均的な

作業量に基づいて十アール当たり単価を設定をし

たところでございます。

○山田太郎君 地域公聴会では、実はかなり多く

の議員が言つておりますので、よろしくお願い

いたします。

またさらに、飼料用米のわら利用に対する耕畜

連携助成、こういうものも継続をするようになつ

したわけですが、裏を返せば、今までこ

こまでのことを絞つてやつてきたかといふと、そ

うでなかつたこともあります。いうこともあって、今

後こういう政策でしっかりと展開をしていきたい

と思つております。

○山田太郎君 昨日の地方公聴会では、実はこ

かなということで、ただ、突つ込みもすごく多い

ような領域でありますけれども、平成三十一年に

ございますが、そのときも局長から答弁いたしま

したように、この多面的機能支払の交付単価の算

がやつてこられた、こういうことでございます。

したがつて、これに遜色のない価格でやつていくこと

で、今回この政策の転換というか強化をしたわ

けでございます。

やはり、飼料用米については単収が低い、主食

用米五百三十キロに対し四百八十二キロと、こ

れ二十四年産ですが、したがつて、これのために

数量払いを導入して、八万円プラスマイナス二・

五万円ということにいたしました。

また、多収性専用品種の導入に対し十アール

当たり一万二千円の產地交付金を追加配分するよ

うな仕組みをして、さらに、先ほど日本は広いか

らというお話でありますけれども、產地交付金

というのも地域の実情に応じて支援を行えるよ

うなことにいたしました。

またさらに、飼料用米のわら利用に対する耕畜

連携助成、こういうものも継続をするようになつ

したわけですが、裏を返せば、今までこ

こまでのことを絞つてやつてきたかといふと、そ

うでなかつたこともあります。いうこともあって、今

後こういう政策でしっかりと展開をしていきたい

と思つております。

○山田太郎君 一昨日の地方公聴会では、実はこ

のかなということで、ただ、突つ込みもすごく多い

ような領域でありますけれども、平成三十一年に

ございますが、そのときも局長から答弁いたしま

した。

したがつて、これに遜色のない価格でやつしていくこと

で、今回この政策の転換というか強化をしたわ

けでございます。

やはり、飼料用米については単収が低い、主食

用米五百三十キロに対し四百八十二キロと、こ

れ二十四年産ですが、したがつて、これのために

数量払いを導入して、八万円プラスマイナス二・

五万円ということにいたしました。

また、多収性専用品種の導入に対し十アール

当たり一万二千円の產地交付金を追加配分するよ

うな仕組みをして、さらに、先ほど日本は広いか

らというお話でありますけれども、產地交付金

というのも地域の実情に応じて支援を行えるよ

うなことにいたしました。

またさらに、飼料用米のわら利用に対する耕畜

連携助成、こういうものも継続をするようになつ

したわけですが、裏を返せば、今までこ

こまでのことを絞つてやつてきたかといふと、そ

うでなかつたこともあります。いうこともあって、今

後こういう政策でしっかりと展開をしていきたい

と思つております。

○山田太郎君 一昨日の地方公聴会では、実はこ

のかなということで、ただ、突つ込みもすごく多い

ような領域でありますけれども、平成三十一年に

ございますが、そのときも局長から答弁いたしま

した。

したがつて、これに遜色のない価格でやつしていくこと

で、今回この政策の転換というか強化をしたわ

けでございます。

やはり、飼料用米については単収が低い、主食

用米五百三十キロに対し四百八十二キロと、こ

れ二十四年産ですが、したがつて、これのために

数量払いを導入して、八万円プラスマイナス二・

五万円ということにいたしました。

また、多収性専用品種の導入に対し十アール

当たり一万二千円の產地交付金を追加配分するよ

うな仕組みをして、さらに、先ほど日本は広いか

らというお話でありますけれども、產地交付金

というのも地域の実情に応じて支援を行えるよ

うなことにいたしました。

またさらに、飼料用米のわら利用に対する耕畜

連携助成、こういうものも継続をするようになつ

したわけですが、裏を返せば、今までこ

こまでのことを絞つてやつてきたかといふと、そ

うでなかつたこともあります。いうこともあって、今

後こういう政策でしっかりと展開をしていきたい

と思つております。

○山田太郎君 一昨日の地方公聴会では、実はこ

のかなということで、ただ、突つ込みもすごく多い

ような領域でありますけれども、平成三十一年に

ございますが、そのときも局長から答弁いたしま

した。

したがつて、これに遜色のない価格でやつしていくこと

で、今回この政策の転換というか強化をしたわ

けでございます。

やはり、飼料用米については単収が低い、主食

用米五百三十キロに対し四百八十二キロと、こ

れ二十四年産ですが、したがつて、これのために

数量払いを導入して、八万円プラスマイナス二・

五万円ということにいたしました。

また、多収性専用品種の導入に対し十アール

当たり一万二千円の產地交付金を追加配分するよ

うな仕組みをして、さらに、先ほど日本は広いか

らというお話でありますけれども、產地交付金

というのも地域の実情に応じて支援を行えるよ

うなことにいたしました。

またさらに、飼料用米のわら利用に対する耕畜

連携助成、こういうものも継続をするようになつ

したわけですが、裏を返せば、今までこ

こまでのことを絞つてやつてきたかといふと、そ

うでなかつたこともあります。いうこともあって、今

後こういう政策でしっかりと展開をしていきたい

と思つております。

○山田太郎君 一昨日の地方公聴会では、実はこ

のかなということで、ただ、突つ込みもすごく多い

ような領域でありますけれども、平成三十一年に

ございますが、そのときも局長から答弁いたしま

した。

したがつて、これに遜色のない価格でやつしていくこと

で、今回この政策の転換というか強化をしたわ

けでございます。

やはり、飼料用米については単収が低い、主食

用米五百三十キロに対し四百八十二キロと、こ

れ二十四年産ですが、したがつて、これのために

数量払いを導入して、八万円プラスマイナス二・

五万円ということにいたしました。

また、多収性専用品種の導入に対し十アール

当たり一万二千円の產地交付金を追加配分するよ

うな仕組みをして、さらに、先ほど日本は広いか

らというお話でありますけれども、產地交付金

というのも地域の実情に応じて支援を行えるよ

うなことにいたしました。

またさらに、飼料用米のわら利用に対する耕畜

連携助成、こういうものも継続をするようになつ

したわけですが、裏を返せば、今までこ

こまでのことを絞つてやつてきたかといふと、そ

うでなかつたこともあります。いうこともあって、今

後こういう政策でしっかりと展開をしていきたい

と思つております。

○山田太郎君 一昨日の地方公聴会では、実はこ

のかなということで、ただ、突つ込みもすごく多い

ような領域でありますけれども、平成三十一年に

ございますが、そのときも局長から答弁いたしま

した。

したがつて、これに遜色のない価格でやつしていくこと

で、今回この政策の転換というか強化をしたわ

けでございます。

やはり、飼料用米については単収が低い、主食

用米五百三十キロに対し四百八十二キロと、こ

れ二十四年産ですが、したがつて、これのために

数量払いを導入して、八万円プラスマイナス二・

五万円ということにいたしました。

また、多収性専用品種の導入に対し十アール

当たり一万二千円の產地交付金を追加配分するよ

うな仕組みをして、さらに、先ほど日本は広いか

らというお話でありますけれども、產地交付金

というのも地域の実情に応じて支援を行えるよ

うなことにいたしました。

またさらに、飼料用米のわら利用に対する耕畜

連携助成、こういうものも継続をするようになつ

したわけですが、裏を返せば、今までこ

こまでのことを絞つてやつてきたかといふと、そ

うでなかつたこともあります。いうこともあって、今

後こういう政策でしっかりと展開をしていきたい

と思つております。

○山田太郎君 一昨日の地方公聴会では、実はこ

のかなということで、ただ、突つ込みもすごく多い

ような領域でありますけれども、平成三十一年に

ございますが、そのときも局長から答弁いたしま

した。

したがつて、これに遜色のない価格でやつしていくこと

て、それ以外の者であつても地区内の住所を有する個人等は准組合員となることができます。

この正組合員と准組合員を比較しますと、総会における議決権など組合の運営に参画する権利は正組合員のみに認められて准組合員には認められないといった違いがありますが、組合の事業利用の面においては共にひとしく組合員として扱われて両者に差が設けられていないということから、我が省として各農協の正組合員、准組合員別の利用状況、これを把握することは行っておらな

いわけでございます。

規制改革会議では意見が取りまとめられて、准組合員の事業利用制限が提言されていることは今御案内のとおりであります。具体的にこれをどうしていくかは今後は与党と協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 それでは、その員外利用に関する違反が確認された場合には徹底指導するということになつてゐるわけですが、実際、じゃ、違反がどれくらいあつて、これまで徹底指導したケースはあつたのか、その辺を農水省としては把握しているのかどうか、そこを教えていただけますか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたように、仕組みを構築していると。すなわち、都道府県に指導を徹底する、その都道府県といふのは農協の監督行政厅でござりますから、違反が確認された場合は個別に解消する仕組みを構築をしておりまして、違反があつた農協の数などを農水省において集計をすることは行つてないということがございます。

○山田太郎君 多分、これ以上やつても出してくれないということだと思いますので、ちょっと次に移りたいと思うんですけれども。

もう一つ、規制改革会議の案の中に、准組合員の事業利用は正組合員の二分の一を越えてはならないという記述の中で、基準になる指標というの多分必要だと思つております。これ、利用者数なのか、事業利用分量ないし金額になるのか、内閣府、お答えいただけますでしょうか。

○大臣政務官(福岡資麿君) 准組合員の事業利用規制に関する制度設計の在り方につきましては、

規制改革会議の提言も踏まえて、今後、政府部内において具体化されていくものと承知しております。

○山田太郎君 それでは、農水大臣にお伺いしたいんですけど、この准組合員の事業利用の在り方に就いて大臣はどうお考えでしようか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほどちょっと御説明させていただいたように、住所があると准組合員になれば、この准組合員の事業利用の在り方に就いて大臣はどうお考えでしようか。

規制改革会議で、今内閣府から御答弁があつたところでもございますが、今のような御提言がありました。したがつて、今後、与党とも協議しながら具体的にどうするか検討してまいりたいと思っております。

規制改革会議で、今内閣府から御答弁があつたところでもございますが、今のような御提言がありました。したがつて、今後、与党とも協議しながら具体的にどうするか検討してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 私も、地域の農協の役割というの役割を果たしている、こういう実態もございまして、こういう点も踏まえて今後検討したいと思っております。

○山田太郎君 私も、地域住民の生活のインフラとしての補助金の名称、その金額については通報の対象になつておりますので、お答えするのは差し控えたいと思います。

○山田太郎君 ただ、もう黄色だと我が国が認めているわけですから、これ以上の問題は起きないかというふうにも思つてあります。

もう一つ、WTOの最も貿易歪曲的な国内助成いく必要もあるんではないかなと思つておりますが、これはまた引き続きやらせていただきたいと

思います。

さて、残つた時間でWTOとの関係、少しだけ触れておきたいと思います。毎回先送りしちゃつてやれなかつたので、少し聞きたいと思いますが。そこで、我が国の農業政策とWTOとの関係なんですか。それでも、平成二十四年に黄色の政策、AMSとカウントされる補助金は、これは資料の二枚目になりますが、お手元の資料のように六千八十九億円ということになります。そのほとんどのが最も貿易歪曲的な国内助成に変更するという法改正だということは伺つております。

そこで、我が国の農業政策とWTOとの関係なんですか。それでも、平成二十四年に黄色の政策、AMSとカウントされる補助金は、これは資料の二枚目になりますが、お手元の資料のように六千八十九億円ということになります。そのほとんどが員と准組合員を区別してそれぞれの事業利用分量を把握することは求めておらないところでござります。各農協が区別を把握しているのか、把握しないればどういう方法で確認しているかというところはちょっと承知をしておらないところでございまます。

規制改革会議で、今内閣府から御答弁があつたところでもございますが、今のような御提言がありました。したがつて、今後、与党とも協議しながら具体的にどうするか検討してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 もう一度質問しますが、この政策の六千億に、どんな対策、政策が含まれるのか。中身の数字の内訳ではなくて、多分その黄色の政策と言われた中身についてといふことになりますので、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 国内支持通報でございますが、AMS、黄色の政策に該当する事業ごとの付けておられます。たしかに、この中であると、こういうふうにも考えておるところでございます。ある年度の国内補助金のWTOルール上の位置付けについては、当該年度の農業生産額等を基に政府としてWTO通報を行う際に正式に決めるといふことでござりますので、今回の制度改革後のゲタ対策のそれそれがどういう位置付けになるかといふことを現時点で明らかにするというのは難しいということです。

○山田太郎君 日本はEPA、FTAを含めた国際通商を全面的にリードしていく、こういう国であつてもいいと思いますので、もちろん枠組みの中に入っているからということで出さないというよりも、積極的にこのWTOの枠組みをしっかり世界に推進していく立場で、是非、農政策も胸を張って国際的に訴えていった方がいいのではないかというふうに思つて質疑させていただきました。

議する意味においても多分非常に重要だというふうに思います。なぜならば、憲法の九十八条の中

で、我が国が締結した条約は誠実に遵守する必要があります。この条文があるからであります。その辺り、もしWTOの条約の趣旨に合わないわゆる補助金、政策があるとするとなると、それはどんなものなのか。これは是非国会に示していただきたいのですが、いかがでしようか。

○国務大臣(林芳正君) まず、このWTOは、先ほどの委員が日本も南北に長いのでそれぞれの地域に応じたということがありますように、WTOのルールもいろんな区分をした上で、それぞれの国でいろんなことがあるからということで決めをやつてるわけございまして、そういう意味で、現行のWTOのルールで許容されている水準でいうのがあるわけでございます。日本でいうと約束水準四兆円ということございまして、そういった意味でこの黄色の政策、先ほどのお話をありましたように六千億程度でございまして、相当の余裕がありまして、いろんな政策的な自由度がこの中であると、こういうことであるとかと、こういうふうにも考えておるところでございます。

ある年度の国内補助金のWTOルール上の位置付けについては、当該年度の農業生産額等を基に政府としてWTO通報を行う際に正式に決めるといふことでござりますので、今回の制度改革後のゲタ対策のそれそれがどういう位置付けになるかといふことを現時点で明らかにするのは難しいということです。

○山田太郎君 日本はEPA、FTAを含めた国際通商を全面的にリードしていく、こういう国であつてもいいと思いますので、もちろん枠組みの中に入っているからということで出さないと

民党案もそれぞれ審議されて、次回辺り大詰めということになるかと思つております。実は私も、今回いろいろ審議それから現場の公聴会を通じて、意見も揺れながらいろいろ考えてまいりました。非常に重要な局面でありますから、是非、委員の皆さんと、いい日本の農政、どうあるべきか、これを一緒に考えてなければ幸いだと思つております。

ありがとうございました。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございます。

最後になりますので、ちょっとお疲れですけれども、頑張つていただきたいと思います。

先週五月二十二日に農政改革二法案の参考人質疑、そして今週の二十六日から二十七日まで島根県で中山間地域の調査、地方公聴会ということで意見を聞いてきたわけです。

それで、二十六日ですね、一日目に、飯南町の宇山集落というところで中山間地域等の直接支払の実情をお聞きをしました。意見交換もして、十六戸が加入し、営農、生活、交流活動を行つていた。それから、出雲市の南部の中山間地域の確田ふるさと会というところを訪ねました。これは、四百八十戸全体で七つの振興協議会をつくつて、農地の荒廃を防いで地域の振興に取り組んでいるということでした。

どちらも経営上、運営上どちらかというとまくいくついている、最ももうまくいっているところなかもしれませんけれども、そういうところですけれども、意見交換の中で出されたことは、私たちのところは恵まれた環境にある、でも、一つ山を越えた隣は今までは存続できなくなってしまったいかない状況がある、そこに日の当たる政策をお願いしたい、私たちの集落だけが元気でも駄目でやつぱり地域間で差がないようにしてほしい

と、こういう率直な意見が出ました。そこで、まず地域政策についてお聞きをしたいと思います。

農林水産業・地域の活力創造プランというのがあります、これは、活力を取り戻すために、農

林水産業を産業としていく産業政策と国土保全といった多面的機能を發揮するための地域政策を車の両輪として政策を検討するとしています。

そこで、お聞きしますけれども、地域政策といつても抽象的で分かりづらいと。地域政策とは一体何をいうのか、多面的機能を維持することが地域政策なのかどうか、まずお答え願いたいと思います。

○政府参考人(三浦進君) 今回の農政改革において、この法案の提案理由説明で大臣が申し上げたとおり、効率的かつ安定的な農業經營が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持、發揮を促進する地域政策を車の両輪として推進していくこととしているところでございまして、産業の振興に着目して講ずる産業政策と対比させて、地域の振興に着目した政策として地域政策というふうに称しているのではないかと考えております。

今の部分でござりますけれども、農業の有する多面的機能の維持、發揮を促進するために必要な地域の共同活動等に対して支援を行う政策について地域政策に当たるという考え方を表しているものであって、その多面的機能を維持するための政策がすなわち地域政策であるということを言つていいものではないと考えております。

○紙智子君 共同活動を支援するということですか。共同活動を支援して、要するに地域を成り立たせていくということなんですか。

○政府参考人(三浦進君) 先生おっしゃるとおり、御提案しているこの法律に基づいて支援対象となっている事柄は、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持、発揮を促進することであると考えております。

○紙智子君 ちょっとなかなか分かりづらいんで

それで、農村地域を回りますと、農業の生産活動が縮小すると、これは空き家が増える、耕作放棄地や鳥獣被害が増えて廃棄物が不法に投棄されたりすることが大問題になります。それから災害が発生した場合にその影響が下流域に及ぶこともあります。過疎化が進んで限界集落というのが今もあると。過疎化が進んで限界集落というものが今も、この農水省が言つているところの地域政策で、今言つたような問題や過疎化、限界集落に歯止めが掛かるんでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 今日もその部分については何度か御議論をいたいたところでござりますが、先ほど局長から答弁いたしましたように、地域政策というのは広い概念でござりますので、多面的機能をやるために政策はその中の一つであると、こういう整理をしておるわけでございまして、これ以外に地域政策がないのかといえば、当然そうではなくて、先ほどどなたかの質疑でお答えさせていただきましたように、他省庁のもの、それから県や市町村がおやりになっていることも併せてやつていくことが大変大事なことである

というふうに思つております。

農村地域は、御案内のように高齢化、人口減少が都市に先駆けて進行しておりますので、集落機能の著しい低下、今お話をありましたように、ここはいんだけれども山越えた向こうのところは大変なんだ、私も地元でよくそういうお話を聞くわけですが、往々にして、そつちへ行くと、やっぱり隣の方が大変なんですが、大丈夫だと、こういう美しい助け合いもあるというふうに私は思つておりますが。

したがつて、先ほども少し申し上げましたように、基幹集落というのを決めて、そこと周辺集落とどうきちっと位置付けてトータルとしてやつて

いくのかということが全体としては大事なことだと、こういうふうに思つておりますので、多面的機能の支払もその中の一つとして、農村における地域の共同活動を支援していくということで、

よつてもつて維持、活性化にも貢献していくとい

うことでございますが、これに加えて、地域資源を活用した地場産業の振興ですか、これは他省政府にもわたりますが、日常生活機能、定住環境の確保等への取組、それから日常生活に不可欠な医療等、福祉等、施設等の基幹集落への集約と周辺集落とのアクセスの手段の確保、先ほど申し上げたとおりでございますが、こういうものを各省庁と連携して総合的に対応してまいりたいと思っております。

○紙智子君 今、各省庁と連携してもつと幅広くやらないやいけないんだというお話をされました。地域で生活するには、今お話をあつたように、医療とかそれから福祉政策も含めて充実をさせていかなきゃいけないんだと思います。

今回視察をした島根県の飯南町の宇山振興組合では、農福連携の取組ということで努力をしていて、お米のほかに、これは先ほど徳永さんもおつしやいましたけれども、サツマイモの栽培を行つて、障害者施設でこれを加工したり商品化して販売するというようなことなんかも努力をされていました。

それから、地方公聴会のときにも、やっぱりそこに住み、生活できる総合対策が必要なんだという意見がおされました。多面的機能のための地域政策ということではなくて、やっぱり地域資源である第一次産業で生活できる政策が必要なんじゃないかというふうに思うんですね。

活力創造プランで、担い手の農地利用が全農地の八割を占める農業構造の確立というふうにしていますけれども、残り一割の農地の生産活動といふのは一体誰が行うのでしょうか。販売農家が生産を行うことになるのか、また支援策はあるのか、これについていかがでしようか、大臣に。

○國務大臣(林芳正君) 担い手が利用している農地面積の割合、この十年間で三割から五割まで来たわけでございますが、成長産業としていくため更に集中化を加速するということが必要でございまして、十年間で五割から八割まで拡大すると、こうすることを目標としております。そうしますと残

りが二割と、こういうことでございまして、この農地については扱い手以外の小規模零細な農家が野菜、果物等の生産を継続する、直売所で販売をされたり、それから自分のところで消費をされる、これ結構あると思いますが、米の生産をされたりすると、こういうことがあると思つております。そうした方々を含めて、この日本型直接支払制度を活用して地域活動に参加をしていただくということが大変に大事だと思っております。

○國務大臣（林芳正君）　内
たが、私の山口県も、まことに、北海道から来られるるに、我が々は逆に北海道へ行くとして、羨ましいなと思つます。構造改革はどういうふうなういうことでござりますが。

島根県のお話が今出まして、瀬戸内海側は少し違いますが、地域の共同活動で、同じような状況でございました。委員がおっしゃったように随分違うんだろうなどと、そういう思いをいつも見ておるわけでござい

の 中 で ち が ど コ ミ ュ エ ラ ト ち が ど
れ た と 担 い 切 り 離 味 が な な る ん 居 し て 陰 性 が

ら日線じゃないかなというふうに思うんですね。
二十一日の参考人質疑でも、ここでやつた質疑
でも、勝部農産の勝部さんが、農地集積の拡大に
伴つて農家数が減少したと、逆に言えば土地持ち
非農家が増加した結果、農業を支えてきた集落や
地域の社会的なつながりが希薄化したということ
をその課題の中に書いてあるわけですよ。それ
で、農地の集積が進めばコミュニティーの維持が
困難になるという問題も提起をされたと。
農家がいなくなってしまった後、これ農村地域

○紙智子君 今お話をうたつよろしく、全国的には八割を担い手に集中する、その残り二割なんだけれども、島根県の場合でいふと、現在が大体三割のところに担い手が利用しているという話ですよ、これを十年後には六七%まで集積する計画をね、持っているわけです。しかし、国民への食料の供給とか自給率の向上ということから見ると、この二割、三割の農地の生産活動も非常に重要な役割を果たしているということを私は強調したいといふふうに思ふんですね。

りますと、担い手の人は、じゃ、その共同作業を全部自分でやる、こういうことになるのかといふことを考えますと、なかなかそういう施設を単独で維持、管理する負担の増大ということがネックとなつて、拡大を進めるといふところに歩みを踏み出していくことがなかなかできない、こういうことでもございまして、そういった意味で農業者のみならず、土地持ち非農家、地域住民も含めて、地域全体で水路、農道等の地域資源の管理を支える共同活動に対し支援を行うと、こう

でも、その地域の共同の取組に参画していくだいだいして、地域全体としての共同活動に加わっていたただくということを後押しするというのがこの制度の趣旨でございます。

こういったことは今まで予算措置で、農地・水管理支払でも支援してきたわけでございますけれども、今回これを法制化していただければ、法制化されてそれに基づいて支援が行われていくんだということが明確になることによって、こういった取組についての現場での後押しということがあ

これは、最終的にといいましょうか、中長期的に
にどう見していくかという視点というのがあつて、
確かに今のおままで、規模が小さい方がずっとそのま
までやつていかれば当面は集落がそれぞれ営農
されるとということで維持されるということです
が、それをずっとやつてきて今平均年齢六十六歳
耕作放棄地が滋賀県並みと、こういう現状もある
わけでございますので、そこに、じゃ、次の世代
を担う方がエイターンなりUターンなりで帰つてこ
られるかということも含めて考えていきますと、

それから、島根県では中山間地域に六一%の方が住んでいると。住んでいる人の六一%は中山間地、県全体の面積の九一%が中山間地域と。島根県つてすごい、だからほとんど中山間地域でできいて、それで六一%の人が住んでいるというわけですね。だから、やっぱり中山間地域の支援も大事なテーマだと。そういうことをも踏まえて多面的機能の促進法についてお聞きしたいと思いまます。

いう仕組みにしておりますので、それがよってもつて多面的機能の維持増進に働くというのが主目的でありますけど、結果として、集積した後もみんなでやれるという見通しを通じて担い手は規模拡大を推進しやすくなるということで構造改革を後押しをする効果も持っていると、こういうふうに考えております。

○紙智子君 今のお説明でも分かりますけれどもやっぱり担い手にもつともつと集積をしてもらつて、やつぱり担い手にもつともつと集積をしてもらつて、

段と強くなるというふうに考えておりまして、そ
ういったこの制度の趣旨を浸透することによりま
して地域における取組を継続していただいて、そ
ういう中で、農業を離れてもそこにどまつていて
ただいて一定の役割を果たしていただく。発展す
れば六次産業化とかそういうこと、地域の資源
を生かした地域内での産業化といったことの力に
もなつていくというようなことも考えられまし
て、そういうことを狙いとして今回のこの制度

やはり担い手に集積をしていくことによって規格化もできるところがきっと各都市でできていく、そこに新しい担い手も入ってきてくれるということ、集落の維持というもので、それをみんなで、耕作自体はその方に集約したとしても集落に残っていくと、この両立をさせるために今回のパッケージをつくらせていただいたというところでございますので、そういう方向にきちっとなつしていくように、これは上から目線、下から目線

それで、多面的機能促進法案は構造改革を後押しさせるものだというふうに言われているんですけど、なぜこれ構造改革を促進することになるのでしょうか、説明をお願いします。

拡大していくためには、いろいろ手間が掛かる周辺の管理というか、そういうことを地域で支えてもらおうというようなことなわけですね。それで、島根県でお聞きして、やつぱり公聴会

化を図つているものでござります。
○紙智子君 政策をつくつてある方の都合からい
えばそなつてほしいということを出しているも
のだと思つんですけど、私はこれはやっぱり上か

○紙智子君 参考人で来られた方もそうだし、私
うに思つております。

線ということでなくして、キヤツチボールとしう
とでしつかりとやつてまいりたいと、こういうを

卷之三

卷之三

三九

たち地方公聴会で聞いた方もそうなんですが、やつぱり地域で何とかしようということで、もう高齢化になってできない人たちの農地を頼むと言われて引き受け、やつぱり断れないで引き受けてきてだんだん大きな規模になつて、そういう形で何とかやっていこうとか、あるいは集落を何とか維持しようということと、元々地元の中ではながりをつくりながらやってきてるところで、そういう形になつてみんなで支えようというのは分かるんですよ。

ただ、そうとばかり言えるのかというのもあつ

て、二十七日の地方公聴会で発言された方、法人の方、現地の方いましたけれども、これまで自分たちがつくってきた集落を維持するためにどうするのかと、もう懸命に考えておられるということがよく分かりました。企業に入つてもらつ考えは特に出てこなかつたんですね。

しかし、農地中間管理機構が設立をされて、これは公募方式で企業は外から参入することが可能になるわけですよね。通常、企業だつたら自分の水路などの管理のメンテナンスとかは自分でやると思うんですけども、企業の営業活動を地域の集落がサポートすることが求められていくと。そうすると、地域の方が企業をサポートするというふうな気持ちでモチベーションが続くのかどうかというのはちょっとと思うわけですよね。

それから、同じ世代でもつてやつてきているのであればそのつながりでやろうと思うんだけど、世代交代していったときに、しばらく離れていた人が戻ってきて、果たしてそういうふうになつていくのかということを考えると、なかなかこれ大変な難しい問題も含むんじゃないのかとか、あるいは、もうやめたと、もっと便利なところに移つちやおうということで離れていったときに、頑張つてとにかく引き受けてやつてきたところが、今度は担い手の人がそれを存続できなくなるといふか、大変な困難に立ち至るということもあるんじやないかというふうに思うんですけど、この辺のところはいかがでしようか。

○國務大臣(林芳正君) まさに、先ほども申し上げましたように、今のままでいくとどうなるかと、それぞれ同じ世代の方がということで、今の規模のままでいく中でどうなるのかと、それをそのまま見ているかということと比べて、どうなのかなと、こういう観点も必要ではないかと、こういうふうに思いますし、今委員が幾つか例をお出しになつていただいたように、それぞれの地域で様々な御事情がおありになるということで、人と農地プランというのを作つていただいて、なるべく集落集落でそういう具体的なお話を聞いていただいと。 実は、農地中間管理機構というのも、その人と農地プランの中でこういうものがあればいいなどといふところから出てきたアイデアでもあるわけですが、ざいまして、そういうものをしっかりと活用をさせていただくと。これは、これができたので何か企業がそれを使つて入つてくるのでそれに協力しようと、こういう形というよりは、農地中間管理機構の審議のときにもお答えしたように、まずは人と農地プランで、その地区で担い手、地域内などで、ほかの地区の方にやつていただくとか企業がリース方式で参入するということも、しっかりと農地中間管理機構においてはそういう引受手の間地等で見付からぬ場合にどうするかということで、ほかの地区の方にやつていただくとか企業がリース方式で参入するということで、しっかりとストックをして持つておくことが大事だらうと、こういうことを申し上げたと思いますけれども、そういうことで、それぞれの地域に合つたいいやり方をしつかりと人と農地プランを中心につくついていただく、それをいろんなメニューで支援をしていくと、こういうふうに取り組んでいきたいと思っております。

能支払が支払われるんですよね。ちょっとと確認をします。

○政府参考人(三浦進君) 多面的機能支払で地域の共同活動を支援するということをごぞいますけれども、その際、活動によっては地域で抱い切れない作業を建設業者等の方に委託をして行うといったことも可能でございます。

○紙智子君 それはそれとしていいと思うんですけど、それでも、それで、地域共同で多面的機能を維持するというふうに言つておられるわけですねけれども農地中間管理機構の一般公募に応じて参入した企業が農業経営も建設業もやつておられるとした場合に、その企業がやっぱり農業は採算に合わないな、というふうになつて撤退するということだつてありますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(三浦進君) まず、中間管理機構の方の仕組みの方からお答え申し上げますけれども、中間管理機構の受け手の募集に応募して外部から参入した企業が仮に撤退をしたような場合、機構は出し手から借り受けで、また新たな受け手に貸すということをすることとしております。それによりまして、機構が改めて農地利用の集積集約化に最も資する受け手を選定するということをございまして、撤退企業が耕作していた農地を新たに扱い手に円滑に結び付けるということを考えておるという仕組みでございます。

ただ、今回のこの多面的機能支払によって地域の共同活動を支援するという、そういう活動の中に入参企業も入つていただいて、先ほど儀間先生の質疑の際に大臣からお答え申し上げましたように、リース方式で参入してきた企業についても、参入前は否定的に捉えられていたところが、そのような見方が減つて、いわゆる趣旨のお答えがあつたと思いますけれども、そういった形で地域に参入された企業が地域の住民、農家の方々と一緒に共同活動をしていただくと、それを国としても法制度に基づいて支援措置で後押しさせるとい

う中でやつていただかくということを通じて、企業にいろいろ御都合、御事情等もあるうと思いますけれども、できるだけその地域でその企業に活躍していただき、活動していただかくといったことも期待できるというふうに考えているところでもあります。

○紙智子君 私は、やっぱり地域で本当に話し合いながらいろいろなことを進めるということが基本だと思います。

それで、確かに真面目に頑張るところもあるんだと思うんですけど、そうじゃない場合もあるわけでも、もう責任取らずに撤退してしまうことがあるわけで、やっぱり地域で共同して作業する、コミュニティーを大切にする上で、やっぱり兼業農家も含めて生産活動に携わって生産活動と一緒にになってそこそこの多面的機能が發揮されるんじゃないかと思うんですけど、大臣、この点、いかがですか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほどからここは御議論になつておるところでござりますし、いろんな考え方があると、こういうふうに思いますが、やはり現状、耕作放棄地がどんどん増えていく、また農業者の平均年齢がどんどん上がっていくということを踏まえますと、今まで集積をせずに今の方々そのまま耕作を続けていくということだけではなかなか中長期的なやつぱり集落の維持ということに結び付いていかないのではないかということです。そこで、今回の日本型直接支払を含めた農政の改革のパッケージをつくらせていただいたところでございます。

したがつて、これは何かこうしなきやいけないということではございませんので、今委員がおつしやつたように、人と農地プランの中で、みんな若くて元気なんだから、まあ若くてというのは結構お年がいつていてもと、いう意味も含めていますが、頑張るうじやないかと、ということですつとやっていくこと、ということであれば、別にそれを否定するものではないと。これはあくまで選択肢でござりますので、あいつに集めて、いこうぜというときには、

これをこういうふうに使つてやつていただくなことが構造改革の後押しになると、こういうことになります。まさに基本は地域においての話合いと、こういうことであろうかというふうに思いました。

○紙智子君 やつぱり構造改革を後押しする多面的機能支払、これはやつぱり農業、農村地域に混乱を持ち込む、そして農業の持続的な再生産が困難になる可能性があるというふうに思うんです。構造改革を後押しするものではなくて、農業生産と地域コミュニティーを持続的に発展させる政策が必要なんだ、とりわけ再生産を保障する政策が必要だというふうに思います。

次に、中山間地域についてお聞きします。

中山間地域の直接支払についてですけれども、この中山間地域で耕作放棄地が増えているというふうに思いますけれども、平成七年、十二年、十七年、二十二年の耕作放棄地率の推移を説明してください。

○政府参考人(三浦進君) 中山間地域の耕作放棄地の面積、それから耕作放棄地率の推移でござりますけれども、農林業センサスの組替え集計によりますと、平成七年では面積で十三万二千ヘクタール、耕作放棄地率で五・六%でございます。それから、平成十二年は十八万八千ヘクタール、耕作放棄地率は八・一%でございます。平成十七年は二十万八千ヘクタール、耕作放棄地率は九・七%でございます。平成二十二年は二十一万五千ヘクタール、耕作放棄地率は一〇・六%。失礼しました。申し訳ございません。ちょっと訂正いたしました。申し訳ございませんでした。

面積は、今申し上げましたように、十三万二千ヘクタール、十八万八千ヘクタール、二十万八千ヘクタール、二十二万五千ヘクタールでございますが、耕作放棄地率は、言い直します、申し訳ございません。平成七年は七・七%、それから平成十二年は一一・二%、平成十七年は一三・三%、平成二十二年は一四・五%でございます。

申し訳ございませんでした。

○紙智子君 ですから、今聞いたように、平成七年が七・七、次十二年が一一・一、十七年が一三・三、二十二年が一四・五%ということで増えているわけですね。

中山間地直接支払制度を導入しながら、なぜこれ耕作放棄地が増えてるんでしょうか。

○政府参考人(三浦進君) まず、中山間地域直接支払制度の効果として耕作放棄地の発生が未然に防止されているということは、この制度の第二期対策の第三者委員会による評価でも示されておりまして、平成十七年から二十一年度の第一期対策の期間で全国で約三万三千ヘクタールの耕作放棄地の発生が未然に防止されたということはそのよう

に報告されております。一方で、やはり中山間地域は、地理的条件が悪く生産条件が不利だといふこと、過疎化、高齢化的進行が他の地域よりも早いということもありまして、耕作放棄地がやはり引き続き増加しているという現状にあるという

ことでございます。

なお、先ほど御説明申し上げましたように、依然増加はしておりますので、それはそのとおりなのでございますけれども、その増加の度合いといふのは、この中山間地域直接支払の導入前である平成七年から平成十二年の増加の度合いといふところと導入後の増加の度合いといふことを比べると、そこはなだらかになつてきているということは見て取れるかと思います。

○紙智子君 耕作放棄地が増える率は少し低くなつてているんだという話だったと思うんですけれども。

それにしても、今いろいろお話をあつたわけですけれども、実際に現地で島根で話をしたときに、耕作放棄地を出していない、集落協定を締結してやつてある集落の方でけれども、この間頑張つて耕作放棄地出していくないというところ、窪田ふるさと会のところなんかはそういう話だったわけですね。ただ、実情を聞きますと、営農活動にこの七年間で六千五百八十五万円の交付金を受けたと言つてあるんですね。七年間で六千五百八十八

十五万円だったと。それは一戸当たりにすると大体二十八万円だと、七年間ですからね。このほとんどが、水路を直したりとか、あと鳥獣被害、イノシシの被害対策だとかこういうので消えてしまつてるので、本当に何というか、それも膨大なあれがつき込まれたというよりも、それもなかつたら大変だったというか、だから、何とか耕作放棄地出さないできた地域でももうとんとんとういうか、そういう形で来ていたんだというふうに思つてます。

それで一方、出雲市の美郷町の農事組合法人小松地當農俱樂部、公聴会のとき見えていたんですけども、この方は、平成十八年に設立をして十四名で農業後継者で始めてきた、米とソバとトルコキヨウで頑張つてきた。毎年、面積の一%から二%で耕作できずにギブアップということで耕作放棄地が防ぎ切れていないという発言も現地では実際されたわけです。

それで、中山間地域の直接支払制度というのは、やつぱり書類の申請もなかなか大変だつたり、あるいは対象地域を広げてほしいという話も依然として出ていますし、もっとこの要件を緩和すべきではないかという要求が出ていてるんですけども、この点、いかがでしようか。

○國務大臣(林芳正君) 応援をいたいたと思つておりますが、しっかりといろんな対策を打つておりますが、しっかりと今までの見直しも今年といつますので、いろんな対策を含めて、今回、多面的機能支払も水田に限らずに畠地、草地ということでこの対象にいたしましたし、中山間地域等に加えて多面的機能が出て、そういうことであります。

○國務大臣(林芳正君) 中山間地域等直接支払制度は、多面的機能の低下が特に懸念をされる中山間地域等について、農地の傾斜等、地理的条件から生じる平地との生産コスト格差、これを補正するという位置付けであります。平成十二年度の創設以来、先ほど局長から説明がありましたように、耕作放棄地の発生の伸び率を鈍化させると、こういう効果を上げてきました。多くの市町村や集落が制度の継続を求めておられるところであります。今委員が御指摘になつたとおりであります。

制度の見直しについては、本制度、五年間を一つの対策期間と、こういうふうに設定をしておりますので、基本的に対策期間が切り替わる現場での活用実績等を踏まえた見直しを行つてきましたとありますので、本制度については今

年度が第三期対策の最終年度でございますので、現在、今期対策の評価等の作業を行つておりますので、現場の実態をよく踏まえながら次期対策の検討を進めてまいりたいと、こういうふうに思つております。

○紙智子君 是非やつぱり続けていただきたいと仰つておられます。それから、中山間地域等直接支払制度は全国の水田面積の四割を占めていると。参考人質疑でも安藤参考人が、中山間地域では主業農家も集落営農もない、構造改革は現実的でない、中山間地域等直接支払制度を主軸に据えつつ別の政策目標を掲げるべきではないかということを言つてました。島根では、やつぱり自由度のある使い勝手のいい支援も欲しいといふふうに思います。

それから、中山間地域は全国の水田面積の四割を占めていると。参考人質疑でも安藤参考人が、中山間地域では主業農家も集落営農もない、構造改革は現実的でない、中山間地域等直接支払制度を主軸に据えつつ別の政策目標を掲げるべきではないかということを言つてました。島根では、やつぱり自由度のある使い勝手のいい支援も欲しいといふふうに思います。

○國務大臣(林芳正君) 応援をいたいたと思つておりますが、しっかりと今までの見直しも今年といつますので、いろんな対策を含めて、今回、多面的機能支払も水田に限らずに畠地、草地ということでこの対象にいたしましたし、中山間地域等に加えて多面的機能が出て、そういうことであります。

○紙智子君 しつかりと対策をやつていただきました。それで、二十二日の参考人の御意見をいろいろお聞きする中で非常に印象に残つたのがあります

て、愛媛大学の村田参考人の発言で、我が国は先進国で最低の食料自給率だ、したがって我が国の食料の安全保障問題をないがしろにして強い輸出農業づくりを農業構造改革だとして零細兼業農家を追い出すことに熱中する農政、あるいは交付金の交付対象農業者を限定しなければ構造改革に逆行するなどという認識はEUもアメリカもなかつたんだということを指摘されていました。

私は、最後になりますけれども、食料自給率をやっぱり向上させていくということをしっかりと据えてやつていく上でも、この中山間地域の農業、農村を持続的にやつぱり網羅して発展させるための支援を一層強く求められているんだということを最後に強調して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(野村哲郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料自給率の向上政策に関する請願(第一六〇四号)

第一六〇四号 平成二十六年五月十二日受理
食料自給率の向上政策に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡御浜町 笹ノ内克
己外三十七名

紹介議員 井上 哲士君

TPPは、全ての品目の関税撤廃を原則にする高度な自由貿易協定であり、この協定に加われば、農産物や畜産物はもとより人・物・サービス・金融とあらゆる分野に深刻な影響を与える地域経済を破壊する。農林水産省の試算によれば、我が国の食料自給率は現在の四〇%から一二%に急落し、米の生産も九〇%減、砂糖原料や小麦などの生産はほぼ破壊する。また、食料・農業・農村基本法に基づく、自給率を引き上げるという政府が掲げ

た基本計画にも反するものである。影響は農業にとどまらず、農林水産省の試算では関連産業を含めて三百五十万人もの雇用が失われる。命の源である食の安全・安心と安定供給のため、国内の農林漁業生産を拡大し、食料自給率を抜本的に向上させることは国民共通の願いであり、食料の六割、穀物は七割以上を輸入に依存している日本の現状は、早急に改善させなければならぬ。政府は、「日本は貿易立国だから」と更に貿易自由化を進めると、「価格は市場が決める」と、農産物の価格下落に対して有効な対策を取っていない。所得補償制度も生産費を賄うものではなく、これは農業就業者の減少にも後継者不足にも歯止めがかからない。労働が報われ、再生産できる価格保障が必要である。

については、次の事項について実現を図られたい。

- 一、生産費・労賃を賄う価格保障と国産米でゆとりある備蓄制度を確立し、日本の稻作を守ること。
- 二、米の輸入は止めること。
- 三、食品衛生監視員の増員による食品検査始め国民の健康や安全・安心に関わる検査・検定、事後監視の体制を整備すること。

平成二十六年六月十七日印刷

平成二十六年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P

第一百八十六回 参議院農林水産委員会会議録第十四号(その一)

〔本号(その一)参照〕

出雲地方公聴会速記録

期日 平成二十六年五月二十七日(火曜日)

場所 出雲市 出雲ロイヤルホテル

派遣委員

団長 委員長

理事

議員

員長の野村哲郎でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の地方公聴会に参加しております委員を紹介させていただきます。

私の右隣から、自由民主党の山田俊男理事でございます。

同じく堀井巖委員でございます。

同じく古賀友一郎委員でございます。

同じく舞立昇治委員でございます。舞立委員は現地参加をいただいているところでございます。

お隣の鳥取選出でございます。

次に、私の左隣から、民主党・新緑風会の小川勝也理事でございます。

民主黨・新緑風会の郡司彰委員でございます。

同じく徳永エリ委員でございます。

公明党的平木大作委員でございます。

次に、日本維新の会・結いの党的儀間光男委員でございます。

みんなの党的山田太郎委員でございます。

次に、公述人の方々を御紹介申し上げます。

出雲市長の長岡秀人公述人でございます。

いすも農業協同組合常務理事の岡田達文公述人でございます。

有限会社グリーンワーク代表取締役の山本友義君

以上の方々でございます。

この際、公述人の皆様方に一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中、御多忙の中、御出席をいただきまして、心から御礼を申し上げる

お詫びと感謝を申し上げたいと思います。

意見は、お手元にお配りしているレジュメに従つて述べさせていただきます。あわせて、関係のデータも添付しておりますので御覧をいただき

次第でございます。ありがとうございます。

参議院農林水産委員会におきましては、現在、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案の両案について審査を行つてゐるところでございます。本日は、両案につきまして皆様方から貴重な御意見を賜るために、当地出雲市におきまして地方公聴会を開会することになった次第でございます。

皆様方から忌憚のない御意見を拝聴しまして、今後の委員会審査の参考にいたしたいというふう思つておりますので、どうぞよろしくお願ひ申します。

次に、議事の進め方につきまして申し上げます。

まず、公述人の方々からお一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度委員長の指名を受けてからお願いをいたします。また、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、これより公述人の方々から順次御意見をお述べ願います。

まず、長岡公述人からお願ひいたします。長岡公述人。

○公述人(長岡秀人君) 皆様、ようこそ神話のふるさと出雲へお越しいただきました。私は、出雲市長の長岡秀人でございます。

本日は、参議院農林水産委員会の地方公聴会における意見陳述という貴重な機会を与えていただき、心から感謝を申し上げたいと思います。

意見は、お手元にお配りしているレジュメに従つて述べさせていただきます。あわせて、関係のデータも添付しておりますので御覧をいただき

たいと思います。

最初に、出雲市の農業概要について御紹介をさせていただきます。

本市は、平成二十三年十月に斐川町との平成二度目となる合併を経て、人口が約十七万五千人、市全体の面積が六百二十四平方キロ、面積は東京都二十三区とほぼ同じ面積でございます。

農地につきましては、耕地面積が八千四十ヘクタールとなっています。農家戸数は約八千戸、うち販売農家数が約四千八百戸、主業農家数が約五百戸と兼業農家が多数を占めていますが、集落営農の結成や法人化により農地集積も進んでおります。

本市の農業産出額は百四十二億円を超え、県全体の四分の一近くを産出する島根県農業の中心地となっております。

土地利用型農業としては、県内最大の穀倉地帯であります出雲平野での水稻を中心に、麦・大豆などとの作型が多く行われております。こうした出雲平野の水田が、築地松・防風林でございます。

本年の農業産出額は百四十二億円を超え、県全体の四分の一近くを産出する島根県農業の中心地となっております。

土地利用型農業としては、県内最大の穀倉地帯であります出雲平野での水稻を中心に、麦・大豆などとの作型が多く行われております。こうした出雲平野の水田が、築地松・防風林でございます。

水稲では、コシヒカリ、きぬむすめのほか、近年の高温に負けない品種、つや姫の栽培も広がりつつある状況でございます。また、転作作物として飼料用米にも積極的に取り組んでおります。地元産の飼料用米を配合した飼料を鶏や牛に与え、こめたまご、まい牛など、今日御覧になつた取組をしているところでございます。新たなブランド化にもつながっております。

また、比較的海岸に近い砂地地域では、ハウス栽培によるテラウエアを中心としたブドウ栽培が盛んで、大阪、名古屋市場を中心に出荷をされております。このほか、柿、イチジクといった果樹、ブロッコリー、ネギなどの野菜、そして中山

間地域での畜産など、それぞれの気候や土地条件に応じた多様な農業が展開されております。

最近では、島根県オリジナル品種の観賞用アジサイ、万華鏡という新品種がコンテスト、ジャパンフラワーセレクション二〇一二一〇一三の鉢物部門において最優秀賞を受賞いたしました。先日の母の日には予約注文が殺到し、品不足という状況になつて、明るい話題もあるところでござります。ちなみに、このアジサイの花言葉は元気な女性ということございます。

また、島根県では全国に先駆けて集落営農の取組が推進され、本市にも多くの集落営農組織がございます。

近年は、さらに組織基盤強化を図るための法人化が進んでおります。平成二十五年度末の集落営農に係る農業生産法人は三十九法人となつております。本市独自の取組としては、国内で四ヵ所しかない特別天然記念物のトキの分散飼育に取り組んでおります。現在、佐渡トキ保護センターから三ペアを借り受け、繁殖に取り組んでおりまして、成長したトキを佐渡に移送しております。出雲生まれのトキは繁殖成績が極めて良く、最近でも、出雲生まれのトキがペアとなって、野生下で第三世代が誕生したことが報道されました。出雲生まれのトキは、異性に好まれ、子づくりも上手なようございまして、まさに縁結びの町の面目躍如といつたところでございます。

続いて、出雲市農業の課題について少しお話をさせていただきます。

この出雲市においても、全国的な傾向と同じでございまして、農業者の高齢化が極めて深刻な状況でございます。農業従事者の高齢化率は全国平均を上回る約七〇%となつております。農地の集積は進みつつありますが、担い手の高齢化、新規就農者の確保が最大の課題でございます。

新規就農者確保対策として、市独自でアグリビジネススクール事業というのに取り組んでいます。平成十八年から昨年まで続けておりますし、今年ももちろん展開しておりますが、その辺のと

ころは資料の四ページの方に書いておりますが、成績は上がりつござりますけれども、まだまだ足りない状況でございます。

これに加えまして、農作物の価格低迷、資材の高騰、加えて世界的な気象変動の影響や景気の低迷など、農業者の不安や心配は尽きないところでございます。本市の一番の特産でございますブドウにあつても、近年の燃油・資材費の高止まり、あるいは風雪害などの災害の影響もございまして、栽培面積、生産者数共に減少傾向にあり、産地の維持発展のための対策が急務と思つております。

こうした状況を背景として、耕作条件の悪い土地などを中心に休耕地も増加しております。耕作放棄地対策も重要な課題となつております。農業経営の大規模化への適切な対応、土地利用型農業の取組が困難な地域における特産振興、そして、これら農産品の付加価値を高め、地域経済との連関を実現する六次産業化の取組が求められているところでございます。

今回、農林水産業地域の活力創造プランを踏まえ、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案並びに農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案が検討されているところでございます。これが、地方自治体の首長という立場から、次の四点について意見を申し述べさせていただきたいと思います。

まず一点目、産業政策に対する意見として、一点目は担い手への農地集積についてでございます。この出雲市においても、全国的な傾向と同じでございまして、農業者の高齢化が極めて深刻な状況でございます。農業従事者の高齢化率は全国平均を上回る約七〇%となつております。農地の集積は進みつつありますが、担い手の高齢化、新規就農者の確保が最大の課題でございます。

新規就農者確保対策として、市独自でアグリビジネススクール事業というのに取り組んでいます。平成十八年から昨年まで続けておりますし、今年ももちろん展開しておりますが、その辺のと

を目標して制度設計がなされておりますが、今回の制度改正によりまして地域集積協力金が新設され、集落営農の結成促進あるいは法人化に活用できます。

市全体の農地集積状況については、平成二十四年度で四七・三%ですが、平成三十二年度にはおおむね六二%を目標に集積に取り組んでいるところでございます。特に、今回の国の制度改正に際し一つの参考としていたいた斐川地域、これは二十三年十月に合併した、斐伊川という一級河川の南側に位置する地域でございますが、現在、人・農地プラン中心経営体、百二十五経営体への集積円滑化団体である斐川町農業公社が農地の貸し借りの中心的な役割を担い、担い手に集積され農地のほぼ全域が面的に集約され、規模拡大が進んでいます。農地利用集積率が七割に近づいております。農地利用集積円滑化団体である斐川町農業公社が農地の貸し借りの中心的な役割を担い、担い手に集積され農地のほぼ全域が面的に集約され、規模拡大が進んでいます。農地構想の実現に向けて、これら農産品の付加価値を高め、地域経済との連関を実現する六次産業化の取組が求められているところでございます。

農業経営の大規模化への適切な対応、土地利用型農業の取組が困難な地域における特産振興、そして、これら農産品の付加価値を高め、地域経済との連関を実現する六次産業化の取組が求められているところでございます。

今回、農林水産業地域の活力創造プランを踏まえ、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案並びに農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案が検討されているところでございます。これが、地方自治体の首長という立場から、次の四点について意見を申し述べさせていただきたいと思います。

まず一点目、産業政策に対する意見として、一点目は担い手への農地集積についてでございます。

この出雲市においても、全国的な傾向と同じでございまして、農業者の高齢化が極めて深刻な状況でございます。農業従事者の高齢化率は全国平均を上回る約七〇%となつております。農地の集積は進みつつありますが、担い手の高齢化、新規就農者の確保が最大の課題でございます。

新規就農者確保対策として、市独自でアグリビジネススクール事業というのに取り組んでいます。平成十八年から昨年まで続けておりますし、今年ももちろん展開しておりますが、その辺のと

対策、これは、これまでより規模要件が緩和され、たものの、対象を認定農業者、集落営農、認定就農者に限定するものとなつております。

また、米の直接支払交付金については三十年産米から廃止となりました。生産調整についても、三十一年度からは自らの経営判断で需要に応じた作物を生産する体制づくりとなつてまいります。これから四年掛けて体制を構築することとなつておりますけれども、農家側からは、需給動向に対し適切な判断ができるのかどうか、また結果的に米価への影響が生じないかなどの不安の声が寄せられております。

こうした中、現場の担い手は国の助成体系を踏んでいる状況で、一町一農場構想の実現に向け、着実に農地流動化が進みつつあります。しかし、現在の状況になるには構想から十年の時間と労力が費やされています。農地集積で重要なのは、こうした仕組みを安定的かつ継続的に続けられるかどうか、そこに懸かっているということがあります。

そこでございます。そのためにも、貸し借りの制度が複雑化しないよう、現場実態を把握しながら、農家にとってメリットがあるシンプルかつ効果的な仕組みを整備していくことが肝要だと考えておるところでございます。

地域内の農地を担い手に面的に集積することで、農地集積はあくまで手段であつて目標ではございません。農業が持続可能な産業となるには、担い手が規模拡大した農地でいかに効率的かつ収益性の高い農業を営んでいくかを総合的に支援していくことが重要と考えております。

農業の基本であります農地集積についての意見でございますが、アベノミクスの第三の矢である成長戦略、日本再興戦略には、農業・農村所得倍増への挑戦として、今後十年間で全農地面積の八割が、能力ある多様な主体が参加する担い手によって利用されることを想定されております。その中で、農地中間管理機構制度は、農地をより集約的に、よりまとまりよく担い手に集積することと、米、畑作物の収入減少影響緩和対策、ナラシ

り、あちらこちらで補修が必要なところが出てきております。農業生産性の維持のため、施設の軽微な修繕は地域の人材でも行える体制づくりを国補助事業を活用してこれまでも実施してまいりました。

多くの地域が多面的機能支払制度を活用し、施設の長寿命化を図ることができれば、水田、農地が持つ水の一時貯留機能、排水機能が高まり、洪水等の被害の減少に効果が期待できるなど、地域の防災にも有効な手段の一つとなると認識しております。この事業を確実に普及拡大していくためにも、市町村や生産現場のマンパワーの実態を理解していただき、事業主体が中山間地域等直接支払、環境保全農業直接支援との関連も踏まえて取り組みやすく、地域で混乱が生じないような制度にしていただきたいと思います。

四点目、中山間地域等直接支払交付金についてのお話をさせていただきたいと思いますが、時間がちょっとと近づいてまいりましたので、少しまたお話をさせていただきますが、中山間地域に貢献できる次世代の担い手が将来にわたって安心感を持つて農業生産活動ができるよう引き続き実施していくべきと考えております。共通して申し上げたいことは、現在検討されている理念を是非とも継続していくべき、生産現場にも、また個々の政策を一人一人の生産者に伝える役割を果たす行政現場にも安心感を持つて取り組める農業政策としていただきたいと思います。

最後に、私の思いを少しお話しさせていただきますが、議員の皆様方には是非、農村に生まれ、根差し、農地や農業を守っている人々の汗や笑顔、心意気をはせていただきたい。地域にとつての農業は、生業、生きがいであると同時に、地域の人間関係を形成する重要な舞台となっております。農業、農地を守る活動を通じて様々な連帯が生まれ、地域のリーダーや地域を誇り、守る心を育ててまいりました。是非、その辺を

しっかりと認識していただきたい、すばらしい制度を残していくべきだと思います。

現在、出雲市においては、縁結び有名な出雲大社に県内外からたくさんの方をお迎えしております。市民一同おもてなしの心でお迎えをしておりますが、本市において公聴会が開催されま

したこと、そしてまた、今日、高円宮典子様、そして千家国麿様の婚約が発表されたその日にこの公聴会が開催されたと、これも大きな御縁だらうと思つております。限られた時間であると思っておりますが、出雲の豊かな自然や歴史、文化にも触れていただき、おいでになって良かったと、また来てみたいと思つていただけるように感じていただければ幸いに存じます。

以上、私の意見とさせていただきます。

本日の開催に向けて御尽力いただきました関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○岡田(野村哲郎君) ありがとうございます。

次に、岡田公述人にお願いいたします。岡田公述人。

○公述人(岡田達文君) ただいま御紹介いただきましたJAいざむの岡田でございます。

今日は、農林水産委員の先生方には、JAいざむ管内、現地を視察していただきました。ありがとうございました。

J Aいざむにおける飼料用米の取組について報告をさせていただきます。

二ページ目のところでござります。まず、JAいざむの位置図でござりますけれども、県東部に位置をしております。中國山地を源とする斐伊川、神戸川の集積地、出雲平野を中心としたところにござります。転作率は、平野部で四八%、山

間地や中山間地で三七%となっております。当地域は水田地帯であつて水稻の単作地帯であるといふことから、飼料用米なら天候に左右されず既存の機械が利用できる点に着目し、取組を進めてまいりました。

三ページ目のところでござります。出雲市に

は、JAいざむと斐川町の二JAがござります。

J Aいざむ管内、人口は十四万六千人余り、正組合員一万三千人ほどあります。准組合員五万三千人、合わせて六万六千名が組合員であるということでございます。出雲市の世帯数、JA管内五万一千世帯くらいあるわけですから、このことから見ても、ほとんどの人が、かなりの人がJAいざむの組合員であるというふうに思つていいところでございます。

四ページ目のところ、JAいざむの事業概況のところを出させていただいております。JAいざむの事業概況、平成二十五年度、農業の生産額、平成二十年来初めて、のところで八十一億円というところになりました。平成八年に合併した頃には百億という取扱額もあつたわけでありますけれども、今、ああして転作も進む中、あるいは米の下落、あるいは、先ほど話がございましたように、デラウエア、これ最高では三十億くらいございましたけれども、今は半分の十五億程度しかないというようなことで、非常に苦慮をしているという状況でございます。

五番目のところでござりますけれども、JAいざむの主要農産物というのは、ここの一ページに書いてござりますけれども、JAいざむを五つのブロックに分けております。ここで事業運営を行つております。そのブロックごとに営農センターを設置し、地域の特性に合った営農指導活動を行つております。平野部では、水稻、ソバに加えて、菌床シイタケ、ブロッコリー、青ネギ、アスパラというのをやつておりますし、国引き神話、大社を中心とするところ、ここで加温デラウエアというものをつくるところでござります。

六ページ目のところ、JAいざむの水田営農面積状況というところでござりますけれども、JAいざむ管内の水田経営面積は四千七百二十七ヘクタールございます。御覽のとおり、農業法人、特定農業団体、協業経営型の任意組合、作業受託・共同利用型の組合、認定農業者、中核農家、あるいは水田の担い手と位置付けております。その担

い手の農地の集積面積は二千四百七ヘクタールで、担い手の集積率五〇・九%となつてることでございます。

七ページ目のところに、飼料用米の普及拡大の目的と意義についてでございますけれども、生産者は、生産資材や農機具がそのまま使えるということ、また水田機能が維持できること、国の支援により経営的にも主食用米並みになつて、また堆肥等を利用することによって耕畜連携、循環型農業、稻わらの生産の推進にもなります。畜産側にとつては、ほとんどが輸入飼料であることを考えれば、安全な国産穀物飼料が確保できることによって大きなメリットがあります。飼料用米を利用することで、今まで海外に払つていた飼料代が地元に落ちることになります。本県の全家畜の一割を代替することとしても、八億から十億円程度がこの収益になるというふうに思つております。この経済効果は非常に大きいものでござります。消費者側にとつても、地元の農畜産物の安価がこの収益になるというふうに思つております。この経済効果は非常に大きいものでござります。消費者側にとつても、地元の農畜産物の安全、安心の確保につながるということでござります。

次のページでござりますけれども、JAいざむでの取組の始まりというところでござりますけれども、JAいざむにおける取組ですが、管内の飼料用米の取組は、平成十九年の試験栽培十アルールから取組を開始しております。当時の狙いとしては、転作面積増加に伴う耕作放棄地の解消が課題でありましたが、乾田化できない圃場や、麦作等の別途機械投資が必要な品目が、こういうことから取組を開始しております。JAいざむは、転作面積増加に伴う耕作放棄地の解消が課題でありましたが、乾田化できない圃場や、麦作等の別途機械投資が必要な品目が、こういうことによつて、栽培が困難な生産者が既存の機械で生産できる、転作できるという可能な品目として、飼料の高騰対策も考慮してこの飼料用米の取組をしましたところでござります。

次のところでござります。平成二十年には国農業政策の方針に追随し、県と連携して管内で農業政策の方針に追随し、県と連携して管内で六・六ヘクタールの栽培に着手をいたしました。六・六ヘクタールの栽培に着手をいたしました。養鷄農家への最初は玄米という格好で給餌を実施し、栽培の実証や流通方法、生産コストの削減を摸索をいたしました。平成二十一年度において、

養鶏部会の要望に応じて、国の水田等有効活用促進交付金の支援を受けて飼料用米生産を強力に推進いたしました。その結果、養鶏農家の十万羽に対して、一〇%程度のもみ米配合という、必要な六十ヘクタールの作付面積に至りました。平成十二年度においては、国の戸別所得補償モデル事業の効果もあって大幅に面積が拡大し、前年の三倍となりました。平成二十三年には、戸別所得補償制度が本格実施され、二十一年度より栽培面積が五倍まで拡大をしたところでございます。また、本年度、二十六年度では、三百五十ヘクタールの作付けが予定をされているところでございます。

次のページのことまでござりますけれども、この飼料用米の支援対策というのもしております。品代が安いわけでありまして、JAいらずも管内では、今も転作作物助成の基金をつくつてあります。以前あつたように、地域共補償制度といふのを今も存続をしております。生産者の方から抛出されるもの一億五千万円、出雲市さんから頂戴をする一千円、JAが抛出する一千万円。一億七千万円で、いろいろなところで支援をしているところでございます。ここにも書いてござりますように、飼料用米の団地でやっていくと、一ヘクタール、反当七千円を出しますよと。あるいは、これはA、Bとありますて、中山間地はなかなかいいへクタールがまとまらないならば、五反くらいのところでやれば反当五千円出しますよというふうなところでやつたり、あるいは飼料用米の数量払い、我々は平成二十三年度から、余りにも飼料用米が安いものでありますて、キロ当たり十三円を交付をしているところでございます。

また、もう一つの基金として、JAいらずも管内、農業FF事業という補助事業をしております。これは、出雲市さんから七千万円、JAいらずもから七千万円を拠出していつて一億四千万円を、農産振興に四千五百万円、特産振興に四千五百万円、畜産振興に四千万円、それから多様な担当も手への支援として一千万円、この一億四千万

円、補助金ベースというところでいろいろな農業の
補助を打つてあるところであります。

この中に、FFF事業で飼料用米を使つていいた
だける方に、今度は実需者側の方に飼料用米一ト
ン当たり六千円を出しておりますし、WCS、
ホールクロップサイレージ、これも推進をしてい
るところでありますし、これも一本当たり五百
円、酪農家に使つていただければ一本当たり五百
円を補助をしているということでござりますし、
また、WCSは生産者側にも補填をしておりま
す。WCSを作つてある側に一本八百円といふも
のを抛出しながらやつてあるところでございま

十一ページのところに、本県のこの仕組みでは、保管、流通をJAグループが担つております。飼料用米は全てカントリーエレベーターで集約保管を行つています。実需者の要望に応じたフレコン出荷への対応、あるいは主食用米との隔離保管を行うためのライン改修を行いました。

また、五月からは麦の集荷もあり、カントリーから排出する必要に迫られていることから、また主食用米とのコンタミ防止をするために、管内三か所のカントリーエレベーターを市、国の補助金を利用して改修を行いました。十二ページのところに三か所の要項は書いてございます。三か所で最大乾もみ重量二千四百トンの貯蔵が可能となつております。県内でも最大となつております。

次のページ、十三ページのところに、この流通体制では生産者、利用者に保管等の負担を掛けない仕組みにしております。また、生産者も利用者とマッチングに困らないという点があり、県下全体での取組が可能となつているところでござります。

課題の面でござりますけれども、十四ページ、飼料用米が出雲地域の活性化に果たす役割は非常に大きいものがあります。飼料用米は、飼料自給率の向上、地域資源の循環、安全、安心な農畜産物の提供、地域農業の維持発展、地域にお金が落ちる仕組みづくりとして非常に重要な戦略作物で

す。しかしながら、今後この飼料用米を安定的に生産するためには幾つかの課題があります。

一つは、長期的に安定した販売先の確保ということです。これは全国に四百五十万トンの可能なものがあるというふうに言われておりますけれども、これがどこにあるのかということでもまだ不明でありますし、これを運んでいくときの品代が余りにも安いわけでありまして、これを「運賃辺りをどうしていくのか」というようなところの問題がございます。作つても売れなくてはどうしようもありません。そのためには、安定した販売価格を形成していくために、流通コスト、価格の低減支援、あるいは飼料用米の品代支援が必要に

なるんじやないかと、うふうに思つております。
また、利用拡大では、配合飼料等、今日も御
飼料会社へもみ米を持っていて完全飼料ができる
ているわけでありますけれども、肥育農家のところ
はまだこれを自家配という格好でやつていると
いうことですから、この方式もこれから改善がな
されれば更なる利用者の拡大も考えられるという
ふうに思つております。

二番目として、保管施設の整備でございます。
面積拡大を図る上で飼料用米を保管する施設整備
も必要になつてきます。

三番目、飼料用米の拡大定着では、水田活用の
直接支払交付金の長期安定化、今日、視察してい
ただいた低コスト生産技術の多収技術の確立の普
及、だと思っております。この飼料用米の取組は食
料自給率向上、環境保全に貢献していることを消
費者の皆さん方にも理解していただいて、支持を
得られるようにしていきたいというふうに思つて
いるところであります。

生産調整の方向性について、非常に我々は不安
視をしております。

生産が行われるよう各般の環境整備を求めるとしています。また、食糧法において、国は我が国の主食である米の需給と価格の安定を図るとされていることから、引き続き国は米の需給と価格の安定に向けた対応に責任を持つて取り組むべきであるというふうに考えるところでございます。

思つていいるところでござります。
見直しに当たつては、中山間地域の実態、実情等を配慮いただき、農業者、農業団体、地域住民の意見を十分に踏まえて検討していただくようお願いをいたします。
ありがとうございました。

○団長(野村哲郎君) ありがとうございました。
次に、山本公述人にお願いいたします。山本公述人。

○公述人(山本友義君) 有限会社グリーンワーク代表をいたしております山本友義と申します。
今日は、このような機会を与えていただきまして、一山間地の営農組織、大変光榮に思つてゐるところでございます。限られた時間ですので、要點二点をお話しさせていただきますればと思つております。

その前に、若干、会社の概要を御説明申し上げたいと思つております。昨日視察いただきました窪田ふるさと会の同じエリアでございまして、そこの営農組織として参画をいたしております。農地・水の中では、大変に大きなメリットをいただいているというふうに思つておりますし、二十六年度以降、また振替等で移行するということござりますので、我々も大変その点は心強く感じておるところでございます。

そうした中、山間地における集落営農、いかな

る事情があるかといふところをまずお話ししさせていただきたいと思つておりますけれども、まず最初に、農が廃れば地域が廃るというのを理念に置いておりまして、地域のために地域とともにいはうスローガンを掲げて、あの窪田ふるさと会、御覧いただきました地において二十ヘクを集積をいたしております。くぼ数でいいますと二百四十くぼ、二十ヘクタールで二百四十くぼございます。筆数でいふと、約三百筆になります。

出雲にも平野部がございまして、出雲平野、中には大型農家がございまして、再々圃場をした田んぼもございますが、そうした何町くぼ、四町、五町くぼから見ると、四、五枚の田で終わる田んぼ、これを我々は二百四十くぼをくぼ数にして耕して耕作を続いているといふ、この地の利の不利のリスクを負いながら日々やつているといふことでござります。

今日も午前中、代かきをしてきましたが、大体口ツブサリージの田植の準備、今月末に行いますけれども、それをもちまして二十六年度の春作業が終わるといふことでござります。

しかし、地の利は大変厳しくて、リスクも負つた農業をするわけでござりますが、一番のそしれた流れの中で、今日、問題は、日本全国で共にいたします高齢化と担い手不足、我々のところ、そうしたところをいかにカバーしていくかといふところで、うちの会社は有限会社、会社方式でございますので、それを最大限に利用していこうといふことで、改めの農業ということから、農業以外の分野での活動をやつていこうということで実践を行つております。それによつて年間雇用を図つていくと、今、六名の雇用を図つて、Uターン、Iターンを含めて、社員として働いていただいております。これは年間雇用を実現するためには、農業、半年間の作業しかございませんが、あとの半年を農業以外の分野で行つていく、カバーしていくことなどいうことのシステムを構築して今やつてゐるところでござります。

いたときたいと思つておりますけれども、まず最初に、農が廃れば地域が廃るというのを理念に置いておりまして、地域のために地域とともにいはうスローガンを掲げて、あの窪田ふるさと会、御覧いただきました地において二十ヘクを集積をいたしております。くぼ数でいいますと二百四十くぼ、二十ヘクタールで二百四十くぼございます。筆数でいふと、約三百筆になります。

出雲にも平野部がございまして、出雲平野、中には大型農家がございまして、再々圃場をした田んぼもございますが、そうした何町くぼ、四町、五町くぼから見ると、四、五枚の田で終わる田んぼ、これを我々は二百四十くぼをくぼ数にして耕して耕作を続いているといふ、この地の利の不利のリスクを負いながら日々やつているといふことでござります。

今日も午前中、代かきをしてきましたが、大体口ツブサリージの田植の準備、今月末に行いますけれども、それをもちまして二十六年度の春作業が終わるといふことでござります。

しかし、地の利は大変厳しくて、リスクも負つた農業をするわけでござりますが、一番のそしれた流れの中で、今日、問題は、日本全国で共にいたします高齢化と担い手不足、我々のところ、そうしたところをいかにカバーしていくかといふところで、うちの会社は有限会社、会社方式でございますので、それを最大限に利用していこうといふことで、改めの農業ということから、農業以外の分野での活動をやつていこうということで実践を行つております。それによつて年間雇用を図つていくと、今、六名の雇用を図つて、Uターン、Iターンを含めて、社員として働いていただいております。これは年間雇用を実現するためには、農業、半年間の作業しかございませんが、あとの半年を農業以外の分野で行つていく、カバーしていくことなどいうことのシステムを構築して今やつてゐるところでござります。

○団長(野村哲郎君) ありがとうございました。それでは次に、樋ヶ公述人にお願いいたしました。

○公述人(樋ヶ司君)

私は、農事組合法人小松地

営農俱楽部の理事をしております樋ヶと申しま

す。よろしくお願ひをいたします。

本日は、意見陳述という貴重な機会を与えてい

ただきまして、大変ありがとうございます。感謝

申し上げます。

まず、本日お配りをいたしております資料四

ページから六ページまでにかけて私がお話し

する内容をお示しておりますので、それを御覧

いただきながらお聞きいただければと思います。

まず、私どもの農事組合法人の現状につきまし

て申し上げます。

私どもが農業を営んでおります地域は、島根県

の中央部、内陸寄りの山間地域で、農家平均の耕

地面積が一ヘクタール未満の零細農家ばかりの地

域でございます。高齢化、過疎化が深刻な地域で

もございます。このような状況下で、私どもは何

とか継続の仕組みをつくるために、集落営農組合

を一步進めまして、平成十八年に集落十四戸全戸

が参加いたしまして農事組合法人小松地営農俱楽

部という法人をつくりました。昨年の暮れには八

回目の決算を終えたところでございます。現在の

資金金は九百八十万円、農地蓄積十二ヘクタール

でございます。

當農内容は、水田十ヘクタールでございますけ

れども作付面積七ヘクタール、三ヘクタールは

畦畔でございます。それに、ソバ一ヘクタール、

切り花二千七百平米でございます。水稻につきま

しては、参加農家の働くことができます二十五人

という方式で、時間給千円で運営をいたしております。

労働者の平均年齢は六十五歳でございます。

水稻の収入は八百万円、反収は五百七キロ、金額に換算いたしまして十一万七千円の収入となっています。一方、支出は、生産経費と出荷経費

を加えると反当たり十三万九千円で、収支で二万

一千円の反当たりの赤字がございます。なぜ赤字

かと申しますと、山間地域農業は傾斜地が多いた

めに、畦畔の草刈り、水管管理に加えまして、イノ

シや猿の被害が著しいために、基幹作業以外の

管理時間が、平たん地の六時間に対して我々の地

域では二十四時間も掛かってしまいます、実に

四倍の時間を要することに起因しております。また

反当たりの総合労働時間の比較をしても、平

たん地の直まき栽培では一反当たり十四時間で済

むところ、我々の地域では五十一時間の時間が掛

かってしまいます。四倍近くの非効率な時間と経

費が掛かっております。これを補完しております

のが、中山間地域等直接支払交付金制度と旧田別

所得補償制度であります。この二つの交付金に

よりまして、私どもの法人は百六十万円の補填を

受け、収支がやっとゼロという状態でございます。

これが私どもの米に関する農事組合の現状で

ございます。

次に、農政の流れと制度改革に対する意見を申

し述べます。

人間は変化に適応する能力に非常にたけており

ます。交付金や補助金漬けの日々を送つております

と、それが当たり前と感じるようになってまい

ります。その結果、付加価値生産性の低い農業、

農村が数多く出てしまったのが事実でございます。

経済活動の大原則は自由競争だと思います。産

業政策としての農業の使命は、安全でおいしい食

料を安定して安価で供給することだと理解してお

ります。日本の農業は国際競争力のあるものに変

わります。日本は國際競争力のあるものに変わらなければならぬと思います。資金力や人材

力、情報力に負けた企業の力を借りながら、TP

P交渉を始めとする国際化の荒波を乗り越えてい

ただきたいというふうに思つております。

次に、農業の多面的機能発揮促進法に対する意

見を述べさせていただきます。地域政策としての

農業について意見を述べさせていただきます。

私ども法人で農業に携わっております人の平均

年齢は六十五歳でございます。新規定住者、新た

な若い手確保がなかつた場合、あと十年ほどすれば

法人は自然消滅いたします。これは特殊な事例

ではございません。島根県の中山間地域の典型的な事例でございます。

島根県には集落営農組織が四百八十余り存在し

ております。そのうちの三分の一に当たります

約百七十が農業法人又は農事組合法人としての会

社組織による農業經營を行つております。先進的な取組をしている農業法人であつても、半数の法

人では高齢化による将来不安を抱えております。

法人の組織化がなされていない地域を合わせま

すと、八割近くの農業集落が崩壊の危機にある状

況でございます。反当たり三千円の農地維持支払

交付金を新設していただいたとしても、高齢者に

による農地の維持管理、高齢者によるコミニュー

ティーの活動で農村を維持していくことはかなり

困難だというふうに思います。

しかし、近年、子育ては自然が豊かな中山間地

域で行いたいということで、私どもの美郷町でも

定住相談が結構ございます。また、島根県中山間

センターの研究資料によりますと、コミニュニ

ティーの努力によりまして、毎年、二十代の若者

一人と三十代の子供のいる世帯一組を誘致すれ

ば、高齢化の問題と人口減少の問題を一気に解決

できるという研究もございます。

農業、農村を長期的な見地で、生産の場に加え

まして、教育、人づくりの場、保養、憩いの空

間として強化充実していただく方策をセットで推

進されると、均衡ある国土形成、中山間地農業の

存続に結び付いていくのではないかと考えております。

しかし、営業力、宣伝力が劣つておりますの

で、高く販売することができない状況にあります。

赤字でも誇りを持つて農業生産を取り組み、

日本らしさの象徴であります農村文化コミニュニ

ティーを支えております私ども山間農業法人等

の中でも育つ米は、苦勞しながら育つ分、非常に

おいしいことです。私が担当する田んぼで取れる

コシヒカリにつきましても、食味値八五で、新潟

県魚沼地方のコシヒカリと比べても決して引けを

取りません。

しかし、営業力、宣伝力が劣つておりますの

で、今後とも継続的な存続が必要だと考えます。

この度の法改正の一番の関心事であります米の

直接支払交付金について考えを申し述べます。

そもそも交付金は、生産性向上、経営安定化に

結び付くものでなければならないと私は考えてお

ります。努力することもなく、米を作るというだけ

でいただく交付金は、神様からの贈物なら有り難いものでございますけれども、貴重な国民の税

金の一部だとすれば不条理を感じられる国民が非常に多いかと思つております。

私ども山間地の米作りは、生産条件の面では平

野部に比べて四倍の経費と時間が掛かります。生

産性の面では劣つておりますけれども、唯一勝つ

ているものが、冷たい水、寒暖差の多い気象条件

の中でも育つ米は、苦勞しながら育つ分、非常に

おいしいことです。私が担当する田んぼで取れる

コシヒカリにつきましても、食味値八五で、新潟

県魚沼地方のコシヒカリと比べても決して引けを

取りません。

しかし、営業力、宣伝力が劣つておりますの

で、高く販売することができない状況にあります。

赤字でも誇りを持つて農業生産を取り組み、

日本らしさの象徴であります農村文化コミニュニ

ティーを支えております私ども山間農業法人等

に、大いに役立つております中山間地等直接支払

制度の充実によりましてハンディーを補つていた

だきますよう切にお願いを申し上げます。

最後に、岐路に立つております私ども小松地営

農俱楽部について申し上げます。

さきの法人紹介でも申し上げましたとおり、私

どもの法人小松地営農俱楽部は、構成員が高齢化

しております。継続への仕組みづくりを一生懸命

考えまして、担い手の確保と付加価値の高い農業

を目指して、U・Iターン青年を二人採用しております。

平成二十四年から花卉栽培、具体的には

トヨコギキョウ、ストック、シンテツポウユリ、ハナカイドウの花苗の栽培を新たに始めておりま

す。加えまして、今年の夏からは花の摘み取り直

接販売に取り組もうとしております。いわゆる六次産業の取組でございます。

農産物販売の現状は、JAを介しての市場出荷であるため、自分が作った農産物の価格決定ができない、自らのメッセージを消費者に伝えられない、生産物に対する消費者の評価、反応が分からぬなど、納得のいかないことが余りにも多過ぎると思います。したがいまして、これからは六次産業へとかじを切らなければならぬと思つております。

今、高砂七二七番地販賣店は方向を云々換て前向き

農県も非常に活発な大きな農業県であります。都
市近郊農業ですので、苦勞や課題は皆様と若干違
うかもしれませんけれども、しかしながら、やは
り国家の未来あるいは地域の発展というのは農業
にこそあるんだという、こういう思いは本当に共
通なんだなという感じがいたします。

この度は、政府から提出されています、既に述べ
ていただきました農業改革二法案、これは担い手
の経営を支援する産業政策的なものと、あるい
は農業の有する多面的機能、これを維持発展させ
るという地域政策的なもの、これを両輪として農
業の維持発展を進めていこうという、こういう考
えで国会で審議をしているところでございます。

例えば中山間地域等直接支払あるいは環境保全
事業も非常に活発な大きな農業県であります。都

う感じがいたしました。やはりリーダーを中心と
まとまり、折り合いを付けていく、それが地域の
本当に賢い判断なんだ。いろんな問題もあるで
しようけれども、そうやつて断固として発展し、
生き延び、次世代がその地域を魅力的であると
思つてくれるという、やはりこういう決意とい
うのは本当の見識かなというふうに思いました。
それからもう一つは、やはり技術による突破
力、今、問題解決型のエンジニアリングのような
ものを含めてなんですけれども、やはりそういう
技術立国としての日本が農業にも、この局面にお
立派にあるなという感じがいたしました。

本日、長岡公述人からはたくさん重要な意見を
いただきましたけれども、農政一貫してほしいと
いう意見、ほかの公述人もおつしやいました。ト
キがすめるという、それは本当に人間にとつてす
ばらしい環境であるという象徴でもあるので、そ
ういう全般的な思いを込めて象徴的な政策として

やつていろいろしやることに敬意を表します。また、中間管理機構についても御意見がありましたので、またそれについてもお伺いしたいと思います。

岡田公述人からは、飼料用米をたくさん作る、そして、それがどこで必要とされているのか、まさに情報と、そういう意味での国民市場、そこを形成していくことが課題なのではないかなと、形成していくことが課題なのではないかなと、

ますけれども、更なる充実が大切であるというお話をもいたいたと思います。

るであろう突破力といいますか、そこを議論していただき、非常に啓発的だったと思います。ありがとうございます。

して、日本ののみならず、主としてヨーロッパで、また多くの地域で、やはり農業は家族農業からこれを守つて発展させ、その先に地域農業あるいは会社經營型のもの、しかし、家族農業が核となつてそういう発展するんですよという、こういう、何といいますかしら、国連が定めるそういう年で今年ございますので、公述人の御意見それぞれ、その文脈においても世界の思いにつながるものがあると思いました。

質問といたしましては、御意見の中でも述べていただきましたけれども、長岡公述人、また樋ヶ公述人に対しましては、いわゆるゲタ・ナラシ対策なんぞござりますけれども、この規模要件の撤廃、これをこの度の法律におきまして、扱い手経営安定化法案の改正におきましてやろうとしているわけでございます。認定農業者あるいは集落營農あるいは認定新規の就農者、交付金は規模にとかわらず受けることができる。特に長岡公述人、これは市町村長が認定農業者と認めればこの交付金を受けられるという仕組みになつております。もちろん全体のこの改正案についての御意見もお述べいただきたいんですけどれども、特にこの規模要件撤廃するということが地域農業にどういう影響を与えるのか、これをお話しいただければと思ひます。

あと、続きまして、岡田公述人あるいは山本公述人からは、この多面的機能の法案について、先ほど申し上げましたとおり、これは中山間地域等直接支払あるいは環境保全型農業直接支援、これを法制化するという面もございまして、確固たる力強いものに発展させなければならないと思っております。そのような法制化の努力ということにつきましてどうお考えになつておられるか、お伺いしたいと思います。

また、一ラウンドそれでお話を伺いまして、最後の方で、私は男女共同参画初代専任大臣を務めましたし、また少子化の初代専任大臣を務め、そのときに併せて食育の初代専任大臣を務め、第一次食育基本計画を策定した大臣の経験を持つもの

なんですけれども、やはり農村におきます女性の活用、これは安倍内閣の女性の活用の大きな流れがありますが、どのような条件がそこに必要なのがあります。また、樋口様がおっしゃったように、多くの若者が、新しいライフスタイルといいますか、そこに自分の居場所があるということを求めて農村に帰つてくる場合もあると思うんですけれども、そういうことを受け止められるような政策といいますか、女性に優しい政策というのはどういうものか、これを二ラウンド目にお伺いしたいと思います。

いい方向に行くなどという気はいたしておりますが、現場においては恐らくいろいろな考え方があるうかと心配をしているところもございます。

○公述人(樋ヶ司君) 規模要件の撤廃についてでありますけれども、この度、私が一番有り難いと いうふうに感じているのは、若者とかが多い新規就農者と対象にしていらっしゃる二〇〇〇年二月二〇日付の

朝鮮省を文部省とされるといふことから、新たに方針を立てたことだというふうに聞いておりますので、これは非常にいいことだと思います。

本当にうと、全ての農業者が対象になる方が望ましいんでしようけれども、私は、やっぱり企業活動というものは、枕言葉として、意欲あるといふふうな枕言葉が付かなきやならないといふふうに思つておりまして、そういう意味では、この度の三者といふことに限定されての撤廃要件ですね、それは妥当だというふうに考えます。

○猪口邦子君 ありがとうございます。

○団長(野村哲郎君) ありがとうございました。

それから、二つ目の質問で、これは中山間地の法制化の問題ですね。

○猪口邦子君 はい、そうですね。

○団長(野村哲郎君) 橋ヶ公述人、お三名です
ね。
○猪口邦子君 いや、二人です。長岡公述人
と……
○団長(野村哲郎君) 橋ヶ公述人。
それでは、一番最初に質問のありました猪口委
員の規模要件の廃止につきましての御感想とい
いますか、お答えいただきたいと思います。
○公述人(長岡秀人君) ただいま御質問がありま
した猪口委員の規模要件の撤廃が現場ではどうい
う影響があるかというお話をございますが、基本
的には好ましい話だらうと思いますが、ただ、現
在の冒頭説明いたしました出雲市の現状からい
ますと、認定農業者あるいは特定の方に限定した
対象というところについては、私どもの兼業農家
が多い地域においては幾らかその現場では戸惑い
もあるうかと思っております。

○団長（野村哲郎君） これは、岡田公述人と山本公述人ですか。
○猪口邦子君 はい。
○団長（野村哲郎君） それでは、順次お願ひいたします。
○公述人（岡田達文君） 多面的機能を發揮する法案の話ですけれども、最初に、民主党政権のときに戸別所得補償制度、水稻・主食用米一万五千円というものを一反当たり出しますよというものが七千五百円に半減されたと。これをどこで補填するかというと、この多面的機能のところでやりますよという話だというふうに我々は思っています。
これにしたつて、この上において結局農地・水のものがあるわけとして、その上にまたこれを上に乗せてこういうところで払うということは、今までこの一万五千円部分というのは赤字部分だから払うんだよというふうに我々は教えられました。

もうある程度生活は十分にやつていいけるので、ここで一ヘクタールの田んぼを自分たちで作つていてんだという人もいるわけですよ。そういう方々から田んぼを取り上げてこの方へ付けようという考え方がちょっと見え過ぎておるんじゃないかなうふうに私は思つています。

この辺からいつたつて、やっぱり個々を大事にしているかないと、先ほど猪口先生言われたように、今年は国際家族農業年だそうです。日本の農業というのはやっぱり世襲で受け継いできていて、家族という単位で最初はやつとつたんですよね。そのところへいくと、少し担い手といふ名前にしていて、農業の収益というものを五百万から八百万くらいはやらぬといかぬのだと。そのためにはどうしたらいいかということを一生懸命模索されたんだけれども、そこに行き着かなかつたんですよ。

システムになつてゐるんですね、農業というの
は。もうかる事業ではないんですね。

しかし、農業は、私はもうからなくていいと
思つてます。現状維持で、地域が維持されて、
農地が維持されればいいわけですから。ここに一
般の企業と經營の違いがあるといふうに思つて
います。せめてものその思いの願いが、いわゆる
直払い中山間地であつたり、多面機能の維持をす
るためにこういうことをやつたらこうだよという
ことで我々は、全世界の国々がやつてゐるよう
に、農業施策というのはそこに重きを置いてやる
わけなんです。日本もそうした形で先生方、努力
をしていただいていると思つてます。

○猪口邦子君 ありがとうございます。

それじゃ、委員長、女性の活躍と、必要な若い
世代を呼び込んでくる政策についてどうお考え
か、お一人お一人にお尋ねします。

○団長(野村哲郎君) どなた。

た、民主党政権のとき。ああ、そななんだと。これから畜産もやりますよ、畑作もやりますよといふふうに聞いておつて、これはいい考え方だ。何でもやっぱり作つていけば赤字部分が出るんだけれども、それを一生懸命頑張つてやつていくんにはきちつと戸別補償という格好でやりますよということだから、ああ、いいんだと思つています。これがどこでどう間違つたのかは知りませんが、けれども、七千五百円に減額されたというのは、私はJAいづもの中でも話しましたし、県選出の国會議員の先生にも話しましたけれども、いつ生産原価が下がつたんですかといつて聞きました。これはおかしい、今までと一貫性がないというところに思つています。

こういうところにしたつてやっぱり、もう一つ言ひますと、この多面的機能のところは、一つの団体でないと払えませんよといつているのは、こんな小さい、自分一人で、私は農業というのは、今JAいすももそうですけれども、一生懸命になつてなりわいとしてやつて行く人と、もう一つは、自分は、帰農者みたいな感じですね、結局

自分のところの地先にある閑地だつてみんな掃除もしますし、草刈りもするんですよ。二人ほどでやつてしまえば、我々はもう知らぬといったときに誰がやるのかと。そんな一つの大きく改革をすることによつて農村集落というものは私は壊れるのではないかといふふうに危惧はしています。

というように、転作を廃止してしまつて自由に作れど。やっぱり弱い者は出ますし、格差が出てきます、これから。それは一生懸命やる人間はいいんですよ。でも、集落が壊れたときにどうするかということは非常に危惧をしています。ですから、我々は我々で一生懸命に努力もしなければいけんですけれども、やっぱり国が余りにも大きくかじを切るということは私は少しおかしいといふふうに思つています。

○公述人(山本友義君) 農政改革は、ある意味である程度は必要だと思つています。いつ、どういふ形で、どのような規模でやるかということだと思つております。世界に通用する農業というのは日本も痛手を負うといふふうに思つておりますし、よもやこのまま世界を相手に農業をする中で改革抜きではできるとは思つてはいません。

しかし、私は、農業生産法人、これは改革は必要だと思つております。また、全国農業会議所ですか、これについていろいろと言つられておりまされども、私は、農業委員の皆さん、そしていろんな農の雇用とかいろいろお世話をなつていますが、それはそれなりの意義があつて今日行つていますので、そう簡単に改革と、改良というわけにも廃止といふわけにもいかないんじゃないかなといふふうな思いがいたしております。

それから、農協の改革で、以前から言つてありますけれども、我々一農家、そして我々のような集落営農、やはりそした集合体は、農協といふ一つの組織をつくつて、その中で日本の農業、また農業の持つ意味、意義をどういうふうに存続させていくかといふことは、やはり農協を通して、これが過疎地域の守り方といふふうに思つています。

我々の組織である農協、これを中心とした形で

行つているわけですから、一般的の国がこれまでやつてきた国有を私有するといふふうなものとは意味合いが違うといふふうに思つております。改革も必要でしようが、余りにも唐突な思いの改革は危険を伴うといふふうに思つております。

以上です。

○公述人(樋ヶ司君) 私は、国際競争というのがこの度のいわゆる大きな農政改革の一つの出発点だつたといふふうに思つてますので、国際競争に打ち勝つていく農業を打ち立てていくということについては絶対必要なことだといふふうに思つてます。そのことによつて農業は栄えました。しかし、皆さん方がおつしやつているように、そのことによつて農村が滅びましたといふことになつたら、これは何のための改革か分からなくなつてしまつます。

ですから、いわゆる政治に携わつておられる、特に国会議員の皆様方は国の方向性を変えるといふふうな立場に立つておられるわけでありますから、いわゆる農民、農村の立場にやっぱり立つていただいて、その抱えている問題をしつかり御理解いただきたいで、温かい心で、日本の農村が滅ばないような政策というのをやっぱり重点的に、片つ方で改革、片つ方で守つていくという方針を打ち立てていただきたいなといふふうに思ひます。政治の力というのはそういうところで必要になつてくるのではないかといふふうに強く感じております。

どうしたら過疎地域に若者たちが住めるようになつていくのかと。

様々な意見出ますので、そういったようなものをやっぱり取り入れてまとめ上げて、その中から地域でできることを一つ一つ積み上げていくといふふうなことをしていくないと、やっぱり明るい地域社会というのはできてこないんじゃないかなといふふうに思ひます。時間は掛かりますけれども、やっぱりそういうよそ者の、特によそ者の若者の考え方というのを取り入れていく努力をしていかなければなりません。

まずは市長さんでござりますけれども、独自のアグリビジネススクール、五十一名が就農をされているということで、成果が上がつてゐるなというふうに思いますけれども、五十一名の方の内訳、市内外の方、どういう比率なのか、それから特色としてどうなことが出でているのか、もしお分かりになれば。

それともう一つ、簡単で結構でござりますけれども、産地づくり交付金で特に重点的にされる作物等が分かりましたら教えていただければと思います。

山本公述人、どうもありがとうございました。新規に農業関係七名、それから福祉関係で五名ぐらいの雇用を生み出しているということです、大変すばらしい取組だといふふうに思ひますが、一方で、農の収入といふものは一定の時期に、例えば出来秋のときに入つてくる、ところが日常の支払といふものは毎月毎月あるわけでありまして、そのところは大変、法人を運営する、あるいは株式会社、有限会社にするときには悩むことなんだろうといふふうに思つてます。今現在どのような形で日常の運営費を賄つていらつしゃるのか、又は、施策としてこういう仕組みがあらうかとやりやすいといふふうな形で法人、有限

そういうことと農業とを一緒に考えてみますと、若者が働いてみたいといふふうな農業をやりたい我々はこれから先目指していくべきだなとうふうに思つてます。ですから、私たちの法人でも、今まで米作りというふうなことでもう何十年とやつてきたわけですから、それがこの度の農業政策転換に合わせて、やっぱり新しい農業というのを模索していかなければなりません。

ですから、これはなぜこうことになつてしまつたかといふと、私どもの町では、総務省がやつております地域おこし協力隊制度を活用いたしました。しかし、現在十九人の若者を美郷町で受け入れてます。彼らの考え方をやっぱり聞きながら、このままで過疎地域に住んでみようとは思わないといふようなことを彼らも言いますから、それじゃ、

どうしたら過疎地域に若者たちが住めるようになつていくのかと。

様々な意見出ますので、そういったようなものをやっぱり取り入れてまとめ上げて、その中から

てまいりたいと思いますので、これからもまたいろいろとアドバイスをいただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。終わります。

○団長(野村哲郎君) 郡司委員、民主党の持ち時間が短くなつておりますので、五分以内でおまとめください。

○郡司彰君 はい、聞いております。

民主党的郡司でございます。今日は四人の公述人の御意見、貴重な問題点を惹起をしていましたが、だいたなと思つて感謝をしております。時間が非常に短くなつてゐるようありますので、大変恐縮でござりますけれども、長岡市長さんと山本公述人に、お二人にだけお尋ねをさせていただきました

会社等が大きくなるような要素をお感じになつていただかれていたいと思います。

○団長(野村哲郎君) それでは、今、郡司委員の御質問、長岡公述人に対して二つ、山本公述人に一つでございます。

○郡司彰君 簡単で結構です。

○団長(野村哲郎君) 簡単で結構でございますのでお答えください。

○公述人(長岡秀人君) アグリビジネススクールのその五十一人の新規就農のそれぞれの内訳でござりますが、ちょっと正確な数字は分かりませんけど、U・I・ターン者含めてその五十一人中二十人近くは他所からというケースだらうと思います。

それから、それぞれのどういう作物をというお話をございますが、ブドウが、先ほど来、産地でございまして、そこへ就農された方がほとんどでござりますが、あと、柿ですね、柿、パーシモンの方、これが数人いらっしゃいますし、それから野菜の方へ行かれた方もいらっしゃいます。それから花卉栽培、それぞれ自分が実習した農家でいろいろなつながりが出てその方向を生かしていくと

いう形だと思います。

二点目の御質問でございますが、再生協議会で交付金の単価等のお尋ねでございますが、昨年度までは十アール当たり一万一千円とか、野菜、花卉、果樹その他交付単価を出しておりましたけれども、二十六年度からソバその他少しづつその品目も変えたり、金額も若干、交付金額、単価も変わっておりますが、できるだけ広く実情に合った形で拡大をしていきたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○公述人(山本友義君) 運転資金、日常の資金がどうなつてあるかということですけれども、確かに秋でないと米代が入つてこないと、じゃその間どうするかということで、任意の営農組合のときは、役員が判こを押して金融機関でお金を借りて、米代が入つたら米代で返すという

のを繰り返しておつたんですが、ステップアップをして農業法人にしてからは、特にうちの場合は農外部門、農業以外の分野での収入がござります

ので、それをあてがつておつたのが、それまで借入れを起こしては返しておつたのが、農

外部門の事業をすることによって定期的に月々入ってくる資金を運転資金として給料なり資材費を払っていくということで、一年間辛抱すれば二年目からはローーーになりりますので順繕り回して

いくことができるというシステムを構築してからは、近年は借入れを起こしてまた秋に返すということはなくなつたということです。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

本日は、貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

今日、行政の側から、またJ.A.の側、生産者の側、立場は違つわけでありますけれども、皆様かお話しをいたぐで、一つは農政においてやつぱり一貫性というものがいかに大事かということ、ここは本当に皆様強調されていましたなというふうに実感をいたしました。

また、もう一方で、今後の農政において、いわゆる地域政策、コミュニティをどう維持していくのか、こういったところで一工夫、二工夫ないとなかなか、今後十年後、二十年後、将来が見えても大きなんだ、こんなようなお話をもいたいたとてこないんだ、こんなようなお話をもいたいたといふふうに今思つております。その中でも、特に担い手、どうやつて来ていただくなのか、帰つてきていただくなのか、また育てていくのか、こんなところも大きなテーマなんだということを今日は教えていただきたいというふうに思つております。

そこで、私の方からお伺いをしたいんですけれども、まず長岡公述人には、一つは、今、出雲市内において八千戸ぐらいの農家があると、この中で三千三百戸はいわゆる販売農家ではない、自給的農家だということでありました。私も割といろいろ農家をお伺いしていても、販売されていない農家の声というのが実は一番耳に届かないという

か、聞かないという状況がございます。この市の中、市政において、いわゆるこういう自給的農家の声としてこういつたものがあるといったものがもし御存じでしたら御紹介をいただきたい

というのが一点。

それから、私も、アグリビジネススクールについてまたお伺いしたいんですけど、これ大変ござりますが、お伺いしたいんでも、これ大変

す。一方で、修了された方のうち大体五分の二から四分の一ぐらいまでしか就農はされないと。この研修を受けた後に、結局、まだ多くても四人に一人というぐらいしか就農されないと。これまでますけれども、逆に言うと、就農されなかつた方というのは、どういう目的で来られたのかといふこと、あと、これ既存の、いわゆるもう既に就農されている方にも門戸が開かれているというふうに思つています。

また、もう一方で、今後は違つわけでありますけれども、皆様からお話しをいたぐで、一つは農政においてやつぱり一貫性というものがいかに大事かということ、ここについてもう少し詳しくお伺いしたいといふふうに思つています。

続きまして、岡田公述人にお伺いしたいんですけれども、今日お話の中でも、飼料用米の生産振興に大変力を入れて取り組んでいただいていると紹介が書いてありましたけれども、ここについて、どういった方がいらしていて実際に活用されているのか、こんな点を御紹介いただきたいといふふうに思つています。

続ぎまして、岡田公述人にお伺いしたいんですけれども、今日お話の中でも、飼料用米の生産振興に大変力を入れて取り組んでいただいていると紹介が書いてありました。ある意味、国の政策にも先駆けて、助成金ですとか団地形成ですか、そういうふうに思つてます。その中でも、特に生産者の方が困らないようにということ、また、生産者の方が困らないようにということ、結局、販路の開拓ですか、あるいは保管、流通、こういったところもJ.A.の方で一手にある意味担つて、リスクを取つて要は生産者を支援されているというふうにお伺いをいたしました。

こうしていくとやはり、先ほど図でも見せていただきましたけれども、作付面積がどんどんどんどん年々上がつていく中で、それに応じて、味マッチングさせる形で、比例する形で、この流通ですか保管ですか、そういうふうに思つてます。それでとにかくなければいけないと、このバラ

紹介をいただきたいというふうに思います。

続きまして、生産者の山本公述人、そして樋ケ公述人にお伺いしたいんですけれども、お二人のお話を伺つておりますが、やはり経営の多角化がどうしても必要なんだと。例えば、高齢者の見送りですとかそういうふうに思つてます。

結局、これ条件不利地を多く抱えているところも多々あると思うんですけど、こういう花卉栽培ですか、そういうふうに思つてます。

花栽培ですか、それは、農業の一つの方向性であるいわゆる集約とか多角化、これ一本でいくというのはやっぱり採算的にもう難しいという結論に達せられたのかどうか、ここについてもう少し詳しくお伺いしたいといふふうに思つてます。

樋ケ公述人に関しましては、採算の取れる農業ですか、あるいはTPP時代を生き抜く農業という形で、これも大変力強いこと、スタートメントがあるわけですから、ここについてもどんな思いなのか、また御自身の営農において今後どういう方針で取り組まれるのか、御紹介いただけますでしょうか。

○団長(野村哲郎君) それでは、まずは長岡公述人にお答えをいただきたいと思います。

○公述人(長岡秀人君) 先ほどの御質問、二点あつたかと思いますが、自給農家の声というのをお尋ねでございますが、ほとんどは、この出雲地域においては米、稻作が主体でございまして、そ

れはなぜかと申しますと、ほかの仕事を持ちなが
ら、年間就農時間が極めて短時間であるというところがございまして、先祖伝來の農地をしつかり
と守るために一番効率のいい作物としては稻作
だということであらうかと思います。そういうた
皆さんは特別、いろんな声、要望というのは
聞く機会が余りないわけですが、やはり米が主体
だというところをしつかりと守っていただきたい
というところではなからうかと思います。

それから、アグリビジネススクールの多くの皆
さんの進路といいますか、就農しない皆さんのお
尋ねでございますが、元々アグリビジネススクー
ル、相当その門戸は広く開いておりまして、定年
退職を契機に、元々農家だけど、農業技術とい
ますか、栽培技術を習得したいという方もいらっ
しゃいますし、また、明らかに新規に就農チャレ
ンジしていきたいという方もいらっしゃいます。
そういう多くの皆さんを受け入れている中で、
必ずしも全員が就農できない。四人に一人が講座
を受けた中で就農という機会を持つわけですが、
一つには農地を取得若しくは借り入れがなかなかし
にくい、それができなかつたから断念したという
ケースもございますし、それ以外にもいろいろな理
由がござりますけれども、私は逆に、四人に一人
が就農しているという方が相当高い評価を受ける
んじやないかという気がいたしております。

それから、既に先ほど申し上げました兼業農家
の話も一緒ですが、元々農家だけれど、その後繼
者がいよいよ少し本気で農業にというときに、こ
の講座へ入つて、様々な体験、学習をしていくと
いうケースが多かろうと思ひます。

以上でございます。

○公述人(岡田達文君) 飼料用米のお尋ねと思つ
島根県の今管内で、島根県全体で作つてあるもの
は島根県で皆消費をしているということです。
これも、全農しまねによる共同計算方式といふも
のをやつていまして、各県内の畜産農家にどれだけ
必要ですかという実需の量をきちつと把握し

て、大体、平成二十六年、今年が六千五百トンく
らいのものみ換算で必要だということを聞いており
ます。これに対して、今うちが三百五十ヘクター
少しでありまして、全体で七百ヘクタから八百ヘ
クタールというところは県だということになつて
います。この関係からいと、まだ少し余裕があ
るということでおざいます。

ただ、うちが今心配しているのは、これからど
んどんこの飼料用米というものが多くなつていく
と、隔離せないでいけない。結局、主食用米と飼料用
米というのはきちつと分けないでいけないということ
があつて、言いますように、乾燥施設あるいは貯
蔵施設というものが非常に足らなくなつてゐると
いう現状があつて、なかなか、國のそういう補助
金があるのかと探しましたけれども、なかなかそ
こへたどり着いていけないというのが現状であり
まして、その辺のところも少しお考えをいただけ
ればというふうに思つております。

○公述人(山本友義君) まず一点目の、経営の多
角化はどう捉えるかということだと思いますが、
業、これ出雲市さんからの委託になりますけれど
も、そうしたことやらせていただきております。

この主な目的は、それによつて雇用を生み出
すことができるということ、安定的な、安定し
た収益につながつてくるということであるとい
ふうに思つております。もう一点には、福祉的な
事業でござりますので、地域のために貢献するこ
とができるということで、我々のような法人なの
がNPOさんなのか、そうしたある程度自由が利
く事業体でないとなかなかそうした福祉的なこと
が受け入れができるのではないかなどいうふうに
思つております。そこで、その一助となればといふ意
思つておりますし、我々にとりましてもそうしたメ
リットが出てくるということでおざいます。

島根県、これを今、經營の多角化なりやつてい
る組織、支援をしようということで、地域貢献型
営農ということで今日を掛けていただいておりま
して、いろんな面で指導をいただいているとい
うことでございまして、そうしたことも今後やつ
て、続けていきたいというふうに思つております
し、今、一千二百万ぐらいが農業以外の分野での
そうしたものの売上高になつていてるということ
ございます。

もう一点目には、営農活動は經濟活動であると
いうことでござります。互助会でもないし、仲よ
しグループでもないということで、やはり利益を
追求し経済を追つしていくということで、そうしな
いと長続きがしないということござりますし、
真に地域に貢献し、地域の農地を維持管理してい
こうと思うと、やはりそこは經濟的な観念で信念
を持つてやらなければ長続きが当然しないとい
うことあります。

が、片や、地域の担い手として、受皿として經
濟活動の中でこの組織を動かすというのもいかが
かと。いわゆる救済的な農業も必要になつてくる
というふうに思つております。そこに地域貢献と
いう貢献型農業を営むには両方のはさまに立つた
考えが生まれてくるということございますが、
まずは經濟は追求していくということを理念に置
いておるということでおざいます。

以上です。

○公述人(樋ケ司君) 私が採算の取れる農業につ
いて考えていることと申しますけれども、先ほど
申し上げておりますように、若者が携わりたい
と思うような農業というのを目指していかなきや
いけないというふうに私はずつと思つております
ので、そういう意味で、本日お配りした資料、六
の三というのがござりますけれども、若者の意
見、いろんなことを聞いていて、あと特色を持た
せるためにという形で、この度、今私たちがまと
め上げつつあるものというのは赤にこだわるとい
うふうなもので、六次産業化計画というのを考え
ております。名前はどういうふうになるか分かり
ませんけれども、今現在のところ、紅フロンティ
アということで、赤にこだわった農産物を生産し
て加工して販売していこうという戦略でございま
す。これ、全部できないかもしませんけれど
も、この半分でもできれば、若者の働き場が少し
でもできてくるんじゃないかなということを考え
ております。

両面で考えていろいろなことで今進めております。こういうことをしないとなかなか、いわゆる六次産業、口で言つるのは簡単ですけれども実現どころはなかなか難しいというふうに言われてますけれども、我々は何としても来年あるいは再来年には必ず実現をして、数万人の方が訪れるような農村コミュニティをつくっていこうというふうなことで今計画を進めております。これの実現、やつてみたいと思っております。

○団長(野村哲郎君) 平木大作君、時間が迫つておりますので、短めにお願いします。

○平木大作君 はい。

○団長(野村哲郎君) 平木大作君、時間が迫つて、一、二分ありますので、もう一問だけ、ちょっとと細かい質問になりますが、させていただきたいたいと思います。

同じく山本公述人、樋ヶ公述人にもしあればお伺いしたいんですけども、今のこの多面的機能支払、いわゆるこれから補助金として支給される額が妥当なのかどうなのかというところが一つポイントとしてあるのかなというふうに思つております。先ほどのお話の中でも、例えば生産条件の悪いところに四倍の経費が掛かっている、あるいは四倍の時間が掛かっている、こんな御紹介もありましたし、あるいは草刈りといふのはどれくらい大変なのかとか、イノシシとか猿の鳥獣害が多いことに対してもつぱり具体的にどのくらいの今経費を掛けているかということが一つ算定の根拠になるべきだなというふうに思つておなりまして。

今回の法制においては、これまでの制度を取りあえずは法制化する、まず法律に書き込むというところが主眼になっているわけありますけれども、今後見直しがあるとして、こういつたところ、具体的に特に中山間地域、条件不利地域においてこれだけのいわゆる手が掛かっている、あるいは時間が掛かっているというところをもし具体的に紹介していただけるものがあれば教えていただきたいんですが。

○団長(野村哲郎君) それでは、山本公述人に対

する御質問ござりますので、お願ひします。

○平木大作君 もしあれば結構です。済みません。

○公述人(山本友義君) よくお話を聞くんですが、機会があるんですけど、いわゆる平野部の方の営農組合と一緒に交わしながら議論するんですけども、大体反対一時間で、荒起こしから田植まで、稻刈りまで終わると。我々のところが、先ほど美郷町もおつしやつていましたけど、四倍掛かるという論は、我々が大体三時間半から四時間かかるんです、十アール。ということは、簸川平野、出雲平野と呼んでいますけれども、荒起こしが五分から十分、十分ぐらいの単位でやるんですね、田植も十分あれば十アールやつてしまう。それは、五ヘクタールとか六ヘクタールとか、そういう大きな水田だから。

○団長(野村哲郎君) ありがとうございます。

○平木大作君 そうですね。ありがとうございま

す。

○儀間光男君 日本維新の会・結いの党の儀間でございます。

四名の先生方には卓話いただき、大変示唆に富んだお話を下さいまして、ありがとうございました。感謝を申し上げます。

さて、私、実は沖縄県出身であります。

四名の先生方には卓話いただき、大変示唆に富んだお話を下さいまして、ありがとうございました。感謝を申し上げます。

さて、私、実は沖縄県出身であります。徳永委員からありましたように、北海道から沖縄、日本長いですから、気候風土が全く違つて、農業をするにも環境条件がまるつきり違つていて、沖縄農業で語れない部分がたくさんあって戸惑いもあるんですけど、少しまとめさせていただけ、それぞれの先生方に質問させていただきます。

まず、長岡市長様でありますが、これ、三人目にになって恐縮です。郡司委員が言つたし、今、公明党の委員がもう言いましたけど、私もそのアグリビジネススクール、これ実は私は、去つた二月まで、沖縄県浦添市といいまして、那覇市のすぐ北隣ですが、そこで二月まで三期市長をさせていただきました。それで、七月に参議院に来たんですけど、私が市長をした町は急激な都市化現象が起りまして、那覇のマンパワーがあふれてきて、農業委員会もなくなつてしまつたぐらい農地が宅地に変化していくんですよ。

そういう町で何ができるんだろうということ

我々が今しのいでいるのは、米に付加価値を付けてやることと、中山間地なり農地・水で金をい

ただいた分を有り難く上手にうまく切り回してやつてあるという、多角經營をしてしのぐということを支援として今やつてあるということだと

思つておりますので、是非とも、先生おつしやるような機能的も大事ですが、中山間の農地の私が言つてある草刈り、これを何とかやつていただければ私はしばらくはもつとうに思つています。これで日本は崩れると思つています。

○団長(野村哲郎君) ありがとうございます。

○平木大作君 そうですね。ありがとうございま

す。

○儀間光男君 日本維新の会・結いの党の儀間でございます。

四名の先生方には卓話いただき、大変示唆に富んだお話を下さいまして、ありがとうございました。感謝を申し上げます。

さて、私、実は沖縄県出身であります。

四名の先生方には卓話いただき、大変示唆に富んだお話を下さいまして、ありがとうございました。感謝を申し上げます。

さて、私、実は沖縄県出身であります。徳永委員からありましたように、北海道から沖縄、日本長いですから、気候風土が全く違つて、農業をするにも環境条件がまるつきり違つていて、沖縄農業で語れない部分がたくさんあって戸惑いもあるんですけど、少しまとめさせていただけ、それぞれの先生方に質問させていただきます。

まず、長岡市長様でありますが、これ、三人目にになって恐縮です。郡司委員が言つたし、今、公明党の委員がもう言いましたけど、私もそのアグリビジネススクール、これ実は私は、去つた二月まで、沖縄県浦添市といいまして、那覇市のすぐ北隣ですが、そこで二月まで三期市長をさせていただきました。それで、七月に参議院に来たんですけど、私が市長をした町は急激な都市化現象が起りまして、那覇のマンパワーがあふれてきて、農業委員会もなくなつてしまつたぐらい農地が宅地に変化していくんですよ。

そういう町で何ができるんだろうということ

で、しかも米軍基地も面積の一四%持つていていますから、何ができるのかということいろいろ考えあぐねて、国からは、まず情報特区と観光特区

今沖縄全体観光特区になつたんですが、この観光特区を取つたときに、一番肝腎なのは、これ人材をつくらなきゃならぬ、全ての産業が担い手、

人材を育成しないと持続していかないわけですから、ここも観光をやるには人材が必要、これに一番言語が必要であるということで、英語と北京語の市立の学校をつくったんです、一年制を定員二十名で二年制、年間七十三課程、カリキュラムちゃんとやって、現地への研修も含めて一人当たり百五十万掛かるのですが、もう今度は二年生が来て、来年一期生が卒業します。

そういうことで、このアグリビジネスというのを、私は農業文化といつも言つていて、農業は文化であるということとして、英語でアグリカルチャーという、皆さん達者な人がおつて恐縮ですが、このカルチャーアグリビジネススクールというのを非常に興味を持って見ておるんですけど、ほかの委員も聞かれていますが、ほんの委員も聞かれていますが、年齢の制限、あるいは就農者がいたんですけど、年齢の制限、あるいは就農者がいるということもありますからそれはいいんですけど、一人頭大体予算などの程度掛かつて、それからどういう教育受講内容にしているかを簡単にお聞かせいただければ有り難いと思います。

○団長(野村哲郎君) それでは、長岡公述人、よろしいですか。

○公述人(長岡秀人君) アグリビジネススクール、名称がビジネススクールといふのが少し奇異に捉えられるかもしません。これを開講した頃は、少し農業者の皆さんにも経営感覚を身に付けてもらいたいと。例えば経理の仕方とか、そういうことまで講座の中ではやつておりました。ところが、だんだん続けていきますと、もう

そんなことより実践的な農業の勉強をしたいといふ声がだんだん増えてまして、今、ブドウ、柿、イ

チジク、野菜の四つの学科があつて、それぞれ希望のところへ入つていただく。年齢制限等はございません。意欲があつて是非やりたいという方は受入れをさせていただいております。

経費としては、多くの皆さんには本当に気持ちだけ支えられているところがありまして、年間百四十万ぐらい、実際の経費はですね。それで、実習をしていただく農家の皆さんには本当に気持ちだけお礼で受入れをしていただきて、これが現在まで続いているということございます。

○儀間光男君 ありがとうございます。ここから多くの農業者が育つて、ビジネスまでできることを期待をしたいと思います。

次に、岡田陳述人にお尋ねしますけれど、持論でもありましたように、物を作れば売らなきやならない。したがつて、マーケット活動も大変大事ですね。ということで、今、作目転換して飼料米、これをおりになつて、水田、作目転換して盛んになつておるんですが、飼料米をお作りになつて市内の需要には全部応えられているのかどうか。あるいは、自給率をどんどん高めていく辺、今現状どういう状況にあるのかをお尋ねしたいと思います。

○公述人(岡田達文君) 飼料米のお話ですけれども、JAいすもの管内には、養鶏農家、今日も二名の方いらっしゃいますし、肥育農家も六、七軒あります。その中でも、まだきつとしたりまことは、米の分に関しても、先ほどもちよつと言いましたけれども、もみ米をきちつと飼料メーカーへ持つていて、本来はトウモロコシを添加していくところを、トウモロコシを二割引いたところへもみ米を入れていくというので完全の飼料ができるますけれども、肥育農家はできていなといいう点からも、まだ少しその利用におつくくな農家の方もいらっしゃるもの事実です。この辺からいつても、やっぱりこのところを

きちつと確立をしていかなきやならないと思つてはいますし、この先進的な技術というのも、島根県に畜産技術センターというのがありますし、こ

こできちつと肥育の関係で、何割やるところもふうになりますよ、何割添加をするところいうふうになりますよというものをやりながら、我々はこれを評議会といつて、できたものを食べながら、脂肪の感じがどうなつたのかというところもやりながらやっておりますけれども、今のところはまだまだよそに打つて出るところのほど

のものでもございませんし、ただ、余り飼料米が高いになると、それならトウモロコシの方がいいという方もいらっしゃるので、なかなかそこまで行かないのが現実です。

それというように、どこかへ持つていけば、例えば、委員長さん、鹿児島だということですから九州の方、すごい牛いっぽいて、私ども菊池の方に、飼料米作つてあるところも行つてみましたけれども、あそこまで運んでいけと言われたつて、誰がその運賃を見るということになつてないの、まだまだよそまで打つて出るといふほどの余力もないというものが現実であつて、その辺も含めて、大きく入口ほどは、これだけ需要があるんだろうと思うんでござりますけれど、その辺、今までの現状どういう状況にあるのかをお尋ねした

○公述人(岡田達文君) 以上です。

○儀間光男君 ありがとうございます。

確かに、これ全国一律に適用される法律ですから、一齊にスタートするんですね、飼料米の生産を上げようということで、一齊に飼料米に作付けを行つていくわけですよ、作目を。全国そうなつていくんですよ。

○公述人(岡田達文君) 全国。

うことはできませんから、私は、JA辺り頑張つて、全国で生産をうんとさせて、海外市場を求めるなどいうぐらいの力を市町村、都道府県、JA辺り入れて農家を手伝つてほしいと、こ

ういう願いがあつての質問でありましたから、どうぞひとつ御理解を賜りたいと思います。

それから、岡田さん、あれですか、鉄のコートティングも今日見ましたけれど、高田地区はどうなつたんですかね、鉄コーティングの方、もみ。

これ、今日しつかり見させていただきましたけれども、大変有望のように思えてなりません。したがつて、これが餌米だけじゃなしに主食にもその作付け方法がいつてもいいんではないかと思うんですね。点まきをされておりましたが、一面直

播と点まきの違い、あるいは成長具合、その辺どういう状況にあるか、比較をされたならばそれも少し伺つてみたいと、こう思つんすけれども。○公述人(岡田達文君) この方式は平成二十年度から取り入れております。最初にはやつぱり主食用米を主体としてやり始めました。現在は主食用米三十五ヘクタール、きぬむすめという品種です。コシヒカリも今年は二・四ヘクタールほどやつておりますし、飼料米が十八ヘクタールほどということです。

これは、これから恐らく、今日も現場で話したというふうに思つていますけれども、労働力も非常に少なくて済むわけですし、重いものを持つて歩くこともないし、いろんな面で非常にいいやり方だと。技術が年々確立をされながら、また農機も毎年改良されていきながらやつていいので、非常にいい方法です。

○公述人(山本友義君) まあ、それは特にないと聞でますけれども、ただ、我々は、我々の計画、五か年計画を立てるんですよ。それで、十二年頃というと、第二次五か年計画をグリーンワークはグリーンワークで立ててやつて、それに基づいて着々と事業を開拓するわけです。その中で見直し、行政、時の政権によって見直すといふことの痛手の方が私は大きいと。そのことによると手抜きだという感じになつて、出来の悪いところからずつと技術が浸透していくと、最初

はいいなと思つてみんながずっとやるんではけれども、ああ、やっぱり草が生えてきちゃつたわという話になつて落ちますけれども、これがもう一回上がつたのが落ちたんですけど、ここ、今回復しかけています。これは何かというと、先ほど言つたからそれでいいんですが、先ほどからおつじやないかというふうに思つています。

○儀間光男君 ありがとうございます。

山本公述人にお伺いしたんですが、農福関係、多角経営、これのもたらす好影響を今聞きましたが、戸別の補償制度がありましたが、戸別補償。その制度が五年後になくなつて、いわゆる一戸別補償方式、民主党時代にやつしゃつている戸別補償方式、戸別補償制度が五年後になくなつて、いつまでも、このことによつて、例えはの話で恐縮ですが、先ほどからおつじやないかといふうに思つています。

○儀間光男君 ありがとうございます。

山本公述人にお伺いしたんですが、農福関係、多角経営、これのもたらす好影響を今聞きましたが、戸別の補償制度がありましたが、戸別補償。その制度が五年後になくなつて、いつまでも、このことによつて、例えはの話で恐縮ですが、先ほどからおつじやないかといふうに思つています。

かということですけれども、私は、ゲタ政策は、畑は、山間地では、まあ私のところでは皆無なんですね。新しくじや菜種作つたりすれば、ということですけれども、いや、菜種はできないわ、ソバもなかなか品代が取れないわということで、三日に一回雨が降る、また湿田が多い我々の地域では麦もなかなかできないというところにおいて、果たしてゲタ政策がどれだけ効力を發揮するかと、いうことだと思ってます。じゃ、ナラシで今回法案にどういうことござりますけれども、確かにナラシでやつていただくと、単価的には私は、まあ若干低いっちゃ低いんですけど、採算ベースには合つていいくんではないかなというふうに思つております。

しかし、そうした多面的機能の施策はあくまで私は面的なことである、基本的な解決には私はならないというふうに、まあいろんな理由はあるんですが、時間で言えないんですけど、そういう思いでおります。

もう一点のキャッシュフローですけれども、先般述べましたような形で、大体人件費が、我々のところが約二千万の入件費になります。春と秋の作業が一番多いんですけども、二千万をどういふうに捻出していくかということになります。米代が大体二千万ぐらいです。米代と人件費がしたがつて、米代は大概が年に一回ですので、その間のつなぎ資金が先ほど言つた農外部門で補つていつているということですけれども、じゃ、中山間地農業の営農組合はどうなるか、そしめた面をクリアしていくことができるのかといふことだと思つんですが、やはりこれらの営農組合、後継者問題とかいろんな問題はありますが、やはり自立して自らが企業家に、眞の企業家になつて地域を守りながら、農地を守りながらやるといふ新しいスタイルの組織、これに変革しないと、これまでのようなんなでやつていて、このねといふ、機械も一緒に使つていてこうやといふうな理念だけの営農組合では私はもたないと、いうふうに思つております。

うに思つておりますので、攻めの農業と言われます

いうふうに思つています。
二点です。お願ひします。

○公述人(樋ヶ司君) まず、一点目の飼料用米についてでありますけれども、農政改革の農水省のパンフレットをいただきまして、私もすぐJAと話しました。我々のJAというのはJA島根おおちというJAありますけれども、そうしたJAの御理解と、そしてやはり地域のためになるような地域の皆さん方と一緒になつてできるような営農組合をつくつていく。これが生き残るこれからの組織だと、そうしていかなければならぬというふうに強く感じております。

○山田太郎君 次に、樋ヶ司先生にお伺いしたいと思つています。

ペーパーいただきまして、水田フル活用対策の中で、直接支払交付金に関して、食用に限らず飼料用米もということですが、全体ではどちらかといふうと付加価値をつくつていこうということ、中山間地域の厳しい農業であるという観点の中から本当に飼料用米が成り立つかどうか、それだけでなく飼料用米非常に安い可能性がありますし、もちろんこれで補助が付いて転作されるということがあります。が、実際この付加価値を付けて、不利地などころであつたとしても何とかやっていこうという皆さんのお意に、この飼料用米をしておりまして、これがうまくいかないと政策も主食じゃなくて作つていこうということが果たさなか使いたいなということが、飼料米に関してはそういう理解をしております。

二点目でありますけれども、JAさんに対する要望でありますけれども、私たちが新しく花卉に取り組む、花作りに取り組むということを平成二十四年からやつてはいるわけでありますけれども、その際、いわゆるハウス建設をいたしまして、ハウス資材が大体千七百万ぐらい掛かりました。それをJAさんを通じてやつてくださいというふうなことがありましたので、直接、県内にはそういう私たちが欲しいハウスを取り扱つてはいる業者はいたんですけども、その業者さんと話をすると、取引はJAさんを通してやつてくださいませんか、特に補助事業に関してはそうしていただけませんでした。JAを通じて資材を貰つて、JAの方もいて言いにくいかもしませんが、私はJAの方ではJA改革みたいなことも言われています。現場のJAとしてはどう捉えられていくのか。もし、国政改革のいろんな意見において、強くるための在り方、是非何点か教えていただきたいのと、もう一つ、先ほど申し上げましたのが、国政の方ではJA改革みたいなことも言われていました。現場のJAとしてはどう捉えられるのか。もし、国政改革のいろんな意見において間違つてはいること、あるいは、これはこうだよと、その話も非常にしたいわけですから、それが余り農政改革と関係ないのかなと思つておつたので、時間をおきましたので、ありがとうございました。

○公述人(岡田達文君) 待つておいたような話であ

うに思つておなりまして、攻めの農業と言われます

て、それにはやはり新しいアイデアと、そしてやる気のあるスタッフをそろえて、地域の皆さん方の御理解と、そしてやはり地域のためになるようなふうに強く感じております。

○山田太郎君 ありがとうございます。

それを受けて、せつかく今日JAさん来て

て、営農指導をしつかりしていただきたい

のが私の願いです。

J Aさんには、逆に攻めの農業といふんですか、やっぱりしっかりと売つていただきたい、協同事業としてやつていただきたいと思つております。

JAさんには、逆に攻めの農業といふんですか、やっぱりしっかりと売つていただきたい、協同事業としてやつていただきたいと思つております。

○公述人(岡田達文君) 待つておいたような話であ

ります。

○公述人(岡田達文君) 待つておいたような話であ

ります。

うに思つておなりまして、攻めの農業と言われます

て、そこの辺が、もう私が一番望むけど、残念ながら不足していると。JAさんに対するこれから

の要望として、やっぱり専門家を育てていただきたい

のが私の願いです。

JAさんには、逆に攻めの農業といふんですか、やっぱりしっかりと売つていただきたい、協同事業としてやつていただきたいと思つております。

○公述人(岡田達文君) 待つておいたような話であ

ります。

○公述人(岡田達文君) 待つておいたような話であ

ります。

うに思つておなりまして、攻めの農業と言われます

て、そこ

の要望として、やっぱり専門家を育てていただきたい

のが私の願いです。

○公述人(岡田達文君) 待つておいたような話であ

ります。

○公述人(岡田達文君) 待つておいたような話であ

J A いざもとして、どうぶつふうに攻めていくかという話です。

先ほど櫻ヶ谷公述人からありましたように、うちで今、国の事業を使って五ヘクタールのブドウ園地を県、市、国の援助をいただきながら造りかけています。平成二十五年度に、八十六アールほどのところ、一棟一反歩建てる、大体一千五、六百万掛かります。これを、国の事業もらつたり、あるいは市からもらつたり県からもらつたりして、農家が最低一年間の利用、リース事業ですから、幾ら払えなるかなんという、この逆算方式です。これによつて、農家はここまでなら払うことが、年間のリース料がここまでならブドウを作つていつて採算が取れますよといふことをずつとプロジェクトチームつくつてやつていて、それで今やつているところです。今年第二期目で、第三期目、できれば一、二、二ヘクタールで五ヘクタールをやろうと思っています。

市長さんにもお願いをしたら、なかなか大変な財政のところをお世話になつたり、県も利用料としてリース料を頑張つて、ブドウを作るとなかなか初年度からできません。ですから、五年くらいは無報酬だということになりますから、ここでの利用料というのは農協と県とで出し合おうとか、いろんなところでタッグを組んでやらせていただきたいと思いますので、そのところは進めたいといふふうに思つております。

今度のJJA改革のところの大きく違つているといふのは、農協は、先ほども少し言いましたけれども、利益集団ではないということです。今日のラピタも御覧いただきましたけれども、ラピタで本当に組合員の皆さん方が来て御利用をいただいているけれども、ラピタ、一店舗ではございません、九店舗持つております。あとの八店舗はやつぱり赤字。昨日佐田に行かれたと言われましたがれども、佐田の方にも一店舗ありますし、こちらでいうと湖陵があつたり多伎があつたりとうところもあります。ここらは完全なる赤字です。

しかししながら、これは何かといふと、総力を
持つていつてそこをやつてはいるんですね。ATM
だつて、本当にそこに組合員さんがいらつしやる
なら、そこにATMを置いています。大体一ヶ月
に一千二百件くらいの利用がないといけないんで
すけれども、五百件でも置いておるんです。地銀
だつたら、まあ地銀の方がいらっしゃるかどうか
分かりませんが、だつたら撤収してさつきと帰り
ます。それは石油、ガソリンスタンドもしかりで
す。組合員さんがそこにいらつしやるならば、そ
こにスタンドがあります。

これは何でやつてあるかといふと、やっぱり信
用、共済のところで少しもうけさせてもらつて、
これを、例えは農業、さつき営農指導してくれと
言われましたけれども、営農指導では一錢もも
らつていません、農家の方々から、販売手数料と
してもらつてるのはおおむね三%です。三%で
販売ができるかといふと、できやしません。大
体、今、試算すると、六%、七%、販売手数料も
らわにやなりません。結局、信用、共済でもうけ
てもらつたところで、少し営農指導員の給料を出
しながら、いろんなものをやりながら、総合力が
あるからなんですよ。

こんなものを一生懸命、国の方は、い
や、これからは農協は農業に特化してやつていか
ないけんやないかと言われますけど、そうする
と、我々農協の職員もいろいろいますから、農協
の職員の給料を出すときどうするかといふことを
考えないかぬようになります。そうすると、販売
手数料をほんならやすぱります六%にしようぢや
ないかといつて、ほんなら営農指導員が来たら、
今日は営農指導に来ました、はい、三十分指導し
ました、済みません、今日は時間幾ら幾らをもら
いますと、そんなことが農協にあるわけないで
しょ。

いろんな面から農協潰しというのは、それは確
かに、皆さん方が御覽になつてはいる、都市の近郊
の不動産を管理して運用しているところもあるか
もしれません。全国七百ありますから、その中に

は幾らかあるかもしません。しかしながら、北海道でありますたら、北海道だつて、今、小さくて本当に一生懸命になつてゐる農協はたくさんあります。こんなところへ、やっぱりこれは農家そのものがもう潰れるんですね、そんなことをしたら。

総合的に、我々は生活バスみたいなバスも出しています。やっぱりそこに支店があつて、ここに買い物難民がいらっしゃるのならば、ここにいらっしゃれば、週に二回、こういう時間帯に地方のラピタに連れていきますよ、ATMのところまでは連れていきますよと、こんなこともやつてゐるのは、これは農協が総合力を持つてゐるからなんですね。こんなもんを、それは、信用、共済を分離してしまつて、やつてしまつて、独立採算制でやれなどと言われたらかなわしません。

そういう面からいっても、我々は一生懸命になつてやつているということをやっぱり分かつてほしいということをよろしくお願ひをしたいといふふうに思います。

○山田太郎君 ありがとうございました。

時間になりましたので、長岡市長にも聞きましたが、かつたんですが、今度の機会にしたいと思います。ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。最後になりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、長岡市長さんにお聞きしたいと思います。

先ほどの公述の中で、今度の出されている法案が日本再興戦略に位置付けられて、十年間で今後、全農地の面積の八割を担い手にと、そして生産コストを全国平均比で四割削減をして、法人経営体数を今の二万五千から五万にするという方向です。それで、端的に言えば、これからいよいよ、企業参入の加速化と、企業經營ノウハウの徹底した活用をやって、六次産業化。それから輸出拡大を通じて付加価値の向上と、若者も参入やすくて、そういう農業の実現を目指して大胆な

構造改革を進めるということが書かれているわけですよ。

それに基づく今回の法案ということで、この担当の方の法案でいうと、そこで提起されている中身というのは、一つは、今までの交付金でいうと、戸別所得補償制度のときには販売農家全てを対象にということで交付されていましたけれども、今回のやつは限定する。だから、ゲタ、ナラシの話もさつきありましたけれども、これもそれぞれ担い手、交付する対象は認定農業者と集落営農と認定就農者ということに限定と、絞り込むということですね。先ほど、面積要件はなくすんだからということで話あつたんだけど、面積要件なくしても絞り込むという本質は変わらないんだというふうに私は思っています。

それからもう一つの中身として言えば、交付基準が変わるということですね。つまり、今まででいうと、面積と品質、七対三の割合で面積と品質ということで交付する基準にしていましたけれども、これを数量払いを基本にするというところになつてきています。

そうすると、私は、やっぱりその数量払いということを基本にした場合に、特に中山間地域といふか条件不利地域、こういうところを多く抱えている島根県のようなどころというのは、これ、数量でいうと、そういう条件の悪いところというのを収量を上げるというのはなかなか大変なことだというふうに思うんですね。そうすると、今までよりもっと交付額が減らされるということもあるんじゃないんだろうかということを思つて、その点での受け止めというのはどうなかなということが一つあるわけです。

そこでなんですけれども、今、島根県全体でいふと、現在、担い手が利用している面積が二九%だと、それを十年後には六七%まで集積する計画の集積目標をどういうふうに決められているのか

そういうことです。
それから二つ目に、担い手以外に担う農地、つまり、約七割近くをこれから集積していくことなんだけれども、じゃ、それ以外の三割ぐらいのところが出てくるんだけれども、ここはどうするのかということなんですね。それで、国民への食料自給率を上げるということでいうと、やっぱり本来担い手がどんどん減つていって、耕作面積が増えればいいんですけど、それがちゃんととなるのかということですね。その点でどうなのかということが二つ目。
三つ目は、兼業農家が農業から切り離されるということになつた場合に、地域に住む意味がなくなつて離農したり転居することになる可能性も出てくるんじゃないかなという点でどうですかということを市長さんにお聞きしたいということです。
それからもう一つ、岡田公述人にお聞きしたいんですけどけれども、島根においてはやっぱり農地をいかに維持するかという話も、昨日も何度も聞きましたし、地域経済の維持と、それから生活支援や福祉、環境保全などの生活維持目的にした地域貢献型集落営農を推進するんだということを目指しているというふうにお聞きしたんですね。その場合、そのことをやろうとしたときに、今回の言つてみれば構造改革と言われている中身がどういうふうに影響するんだろうかというところをお聞きしたいんですね。
それで、今回の多面的機能も充実させようという法律も出でているんですけども、一般論で言うと、多面的機能を充実させるという、これはもう誰も反対しないと思うんですけど、大事ですから。一般論ではそうなんだけれども、私は、今回、これセットで出されているというところに何か腑に落ちないところがあるわけですよね。それはさつき岡田さんも言つておられたんですけども、今の情勢が厳しい中で、法人經營など担い手に施策を集中すればするほど個別の農業経営というのは解体していくて、兼業農家が農業から切り離された

ら地域に居住できなくなるんじやないか、そうすると、やっぱり動きが取れない高齢者の方が残ることになるんじゃないかな、その辺のところはどうなんだろうかというところをちよつとお聞きをしたいと。

まず最初に、お一人にお願いします。

○団長 野村哲郎君 それでは、まずは長岡公述人からお願いいたします。

○公述人(長岡秀人君) 先ほどの、最初の第一点目の質問については、出雲市としての集積目標、二十四年度の集積率が四七・三%を平成三十二年度には六二%を目指しているところでございま

う話ですけれども、今から二十数年前、まあ三十九年くらい前までは、各農家が個人的に農業をしていましたんですね。少數の四、五人ぐらいのグループでいろんな農機具を持つて、各個人的に三百万くらいの負債を抱えながらというか設備投資をしていて、十二月の二十五日というのは近代化資金の償還日ですから、ここに自分が稼いできたばかりで稼いできたお金をそこへつぎ込んでいつかで稼いできたお金をそこへつぎ込んでいつ農地を維持していたなんですね。これが現実だつたんです。

それから、だんだんだんだん農地というものを、転作になつてくる、あるいは集団転作をするところいうふうにしますよとか、これをすることになりますよというようなところで、少し言葉は悪いわけですけど、ニンジンをぶら下げながらさつてもらつて、農地を集積していくって集落営農組織をつくつたり、認定農業者をつくつたり。この集落営農組織と認定農業者というのがおおむねのこの扱い手というふうに位置付けています。

集落営農組織というのは、集落そのもので、私も集落営農組織を立ち上げた男ですから。二十数年前までは、六十、七十のおじいさんとおふくろさんが二人して田んぼへ行って、日曜日だと、若い人が、苗は出すんだけれども知らぬ顔しつつありますね。それが、集落営農組織をつくると、三十歳ぐらいから四十歳くらいの人が、今までコンバインも乗つたことがないとかトラクターも乗つたことないという若い人間が出てくるんですね。僕乗つたことがないけんて言うが、少々曲がつとろうが何しようが曲がつた米はできせんと言つて乗せるわけですよね。

をしていくと。こういうやり方をしていきながらやつていくんですね。

集落営農組織には、担い手というのは、たまにことんつて亡くなられる方がいらっしやるんです。そうすると、農協大変です。どこどこの誰さんが入院されたと。もうできらんようになつたらどうするだつていう話ですよね。で、一生懸命になつて、ほんなら誰々さんに作つてもらおうじやねえかとか、まだ分からぬのは、例えば死んでしまうと、どこのを受け取つとられたか分からぬだつたみたいな話ですよね。もう大変なんですよね。ところが、そういうことからいうと、集落営農組織というのは、わしが入院がしながあ、まあそれはみんなのチームワークでやつてることだからやるんですね。そういうコミュニケーションと一緒にうか国が言つているのは、強い農業をつくるんだとか、強い農業者をつくると。何か、聞こえが本当にいいですね。ああ、国はやつてくれるんだなとか、何か思うんですけどね。国際競争力を付けてとか、そんなもんが付いとるならもうとつくに付いていますよ。そこなんですね。そういうところのきれいな、環境保全がどうだとかいつて、そんなものは我々は黙つとつたって今までやつとつたんですね。無報酬でやつていたんですよ。そこのところを、やっぱりもう少し現場が分かつてほしいなと。

私、もうそろそろ終わりますから、一つほど言つておきたいのが、わし、地方にずっと住んでいますから。

誰だとは言いませんけれども、いつだつたかの東京都知事さんの方が、東京が潤えれば日本全国の経済は潤うんだと言つた方がいらっしやるし、プロ野球のオーナーですけどね、何とか読売とか何かいうところの人が、読売ジャイアンツほど強ければ日本の野球は面白いんだと言つている人がいたんだというふうに聞いたときに、我々は何な

のと。我々は地方に住んで、地方は地方で一生懸命やっているんだけれども、なぜかしら都會の方の考え方を押し付けられてしまつて、我々は黙つて、もうこんなことになるからみんなが選挙にも行かないし、やるならやれ、おまえたちやつてみれ、我々は自分で自分だけしか守る手はないとう気持ちにならないようにしてほしいなというふうに思つてゐるんですね。

もう少し我々の意見が霞が関の方に届くようやつぱりしてほしいなというふうに思います。済みません。

○紙智子君 ありがとうございました。

やつぱり生産活動が縮小していつたら、結局その地域は本当に守れなくなつてきて、鳥獣被害も増えてくるし、災害も起きるしということだと思ひますね。そうすると、多面的機能、多面的機能といつても果たせなくなつていくんだと思うんですよ。

やつぱり生産活動と切り離した形でやっていくということはどうなのかなというのは、いや、そういうことはどうなのかなという人は、いや、そうさせざるを得なかつたり、実際にもう年取つてやる人がいないから、土地はお任せしますから、その分自分がいろいろ手伝えるところで周辺でやりますという人はいるかもしれないけど、それは自覺的に入るかもしれないけど、上から押しつけていても、それはやつぱりもたないんじやないかというふうに思つてます。そういう点では、ちゃんと生産活動を位置付けるということを法律の中でもやる必要があるんじやないかということを思つてゐるということが一つです。

それと、あと時間の中では山本公述人と樋ヶ公述人にお聞きしたいんですけど、法人をつくつてやつてくる、ここまで来るというのは本当に御苦労があつたというふうに思つし、やつぱりもうともつと、例えば中山間地域の直接支払なんかも使い勝手が良くなるようにしてほしいとか、

充実してほしいということはあるんじやないかと思ひます。

○公述人(山本友義君) 使い勝手のいい補助事業が一番いいと思つていますけれども、当時、何でもいいがいらつしやいますけれども、當時、何でもいいが、いいよという事業あつたわけですね。いいよと、条件は付けないから欲しいもの買えということがあつた、更新だらうと新規だらうと構わぬ。

頼むくば、全国の、さつき話があるように、都会地の人間も田舎の人間もお互いに批判するんじやなくて、私も大阪の方にずっと生活をしていましたけれども、そのときに悔しい思いが、休憩時間になると、何で農業だけがそうしたふうに特

別に予算措置、いわゆる過保護をするんだということを、都會地のみんなは日常茶飯事にそういうふうに茶飲み話に話すわけなんですね。

私は農家出身ですから、農家は農家の苦勞があるということが分からんんだなという思いで、悔しい思いで横で聞いておつたんですけれども、やはり地方に帰つてそのことを思うときには、自分の農業、中山間で農業を張つてやつていくといふことがどれだけ大事なことでどれだけ必要なことかということをやはり分かつていただきたいと。これは、国会議員の皆さん方にも是非ともお願いしたいというふうに思つております。

使い勝手のいいのは、やはり我々も、直払いにしてもそうですし、煩雑な事務、これは今年度、防ぎ切れないというのが現実なんです。私は、これはやつぱり本当に農業政策だけで何となるのかなというふうなちよつと気持ちがありましたが、残念なことに、私どもの町の場合にはそれを防ぎ切れていないというのが現実なんです。

農業政策の中で、様々なこの三十年間を見ても農業政策打つてこられたわけでありますけれども、残念なことに、私どもの町の場合にはそれを防ぎ切れていないというのが現実なんです。私は、これはやつぱり本当に農業政策だけで何となるのかなというふうなちよつと気持ちがありましたが、残念なことに、私どもの町の場合にはそれを防ぎ切れていないのが現実なんです。

これは、これはやつぱり本当に農業政策だけで何となるのかなというふうなちよつと気持ちがありましたが、残念なことに、私どもの町の場合にはそれを防ぎ切れていないのが現実なんです。

二十六年度からは見直すということをございます。

使ひ勝手のいいのは、やはり我々も、直払いにしてもそうですし、煩雑な事務、これは今年度、だから仕方ないと思つても、その事務量に耐えながら申請、そして後の五年間の報告等々を出さなきやならない煩わしさ等がござりますので、そ

の点は今年の改革、載つてきましたけれども、簡単に実現をしていただきたいというふうに思つ

ています。

○公述人(樋ヶ司君) 私の考え方をちょっと申し述べますけれども、私どもの美郷町、合併を十年前にしておるんですけども、三十年ぐらい前に農地の面積と現在の農地の面積を比較した場合に、三分の一ぐらいになつてゐるんですよ。米を作

る面積です。米を作る農地の面積、三分の一ぐらいまで減つてます。大体、一年に全農地の一%ないし二%が荒廃してます。

去年一年間取つてみても、もう田んぼの管理をできなかつたから私の土地を何とか管理していく人が、全体の、今作つてある面積、たつた三百三十ヘクタールしかないんですけれども、去年一年間でもうギブアップと言つた人が十

へクタールあるんです。

ですから、すごい勢いで高齢化が進んでいて、すごい勢いで耕作放棄が行われている。何とかしてやろうという人が、リーダーがおる地域については集落営農組合でそれを力バーするんやりましたけれども、そういう人がいないところは、どんどんやつぱり耕作放棄が出てくる。これは、一へクタールないし二へクタールがそういうふうにして出てきているんですね。

農業政策の中でも、様々なこの三十年間を見ても農業政策打つてこられたわけでありますけれども、残念なことに、私どもの町の場合にはそれを防ぎ切れていないというのが現実なんです。私は、これはやつぱり本当に農業政策だけで何となるのかなというふうなちよつと気持ちがありましたが、残念なことに、私どもの町の場合にはそれを防ぎ切れていないのが現実なんです。

○団長(野村哲郎君) 時間が来ております。

○紙智子君 ありがとうございました。終わります。

○団長(野村哲郎君) 以上をもちまして公述人に對する質疑は終了いたしました。

○紙智子君 ありがとうございます。

この際、公述人の皆様方に一言御札を申し上げます。

皆様方には、長時間にわたりまして大変有益な御意見をいただきました。心から御札を申し上げる次第でございます。私ども、この地方公聽会の皆様方の御意見を踏まえながら、今後の審議に生かしていただきたいと思っております。

また、この地方公聽会を開くに当たりまして、いろんな関係者の皆さん方に大変御協力、御尽力をいたきましたことにつきまして、この場を借りまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。(拍手)

これにて参議院農林水産委員会出雲地方公聽会を開会いたします。

(午後四時四十四分閉会)

今、もう村の崩壊と誇りの崩壊のぎりぎりのところまで来ているわけでありまして、本当に農水省さんだけでこの問題が解決するのかなというと

ころがあつて、私は、むしろ農水省の守備範囲じゃなくてもうちよと超党派の総合的な、内閣総理大臣さんのリーダーシップによつて全省庁が力を合わせて日本の村を守るんだというぐらいの施策を打つていただかないと、ちょっとやつぱり問題解決できないんじゃないかなというふうに思つております。

ですから、ひよつとしたら、コミュニケーションが守つて、こうというような、むしろ総務省さんが強力な対策を講じられるとかいうようなことが、農水省さんだけじゃなくて併せて必要になつてくれるんじゃないかなということを今感じております。

平成二十六年六月十七日印刷

平成二十六年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K